

平成26年度

第21回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成27年2月10日 (火)
開会9時35分 閉会11時22分

場 所 教育委員室

平成26年度
第21回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 公立学校の管理職人事について
- 第2号議案 職員の懲戒処分について
- 第3号議案 大分県人権教育推進計画（改訂版）について
- 第4号議案 文化財の指定について

(2) 報 告

- ①大分県社会教育委員による建議について
- ②県立別府青山高校における指導要録等の誤廃棄等について
- ③津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について

(3) 協 議

- ①教員採用試験の見直しについて

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	首 藤 照 美
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	高 橋 幹 雄
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄 志
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義 夫
	特別支援教育課企画班主幹（総括）	古 庄 一 郎
	高校教育課長	高 畑 一 靖
	社会教育課長	曾根崎 順 治
	人権・同和教育課長	甲 斐 博 文
	文化課長	山 口 智 通
	体育保健課長	蓑 田 智 裕
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

9 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第21回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、林委員にお願いしたいと思
います。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は11時20分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議
を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第2号議案及び協議については、人事に関する案件です
ので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし
書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮
りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案、第2号議案及び協議については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第3号議案 大分県人権教育推進計画（改訂版）について

(松田委員長)

それでは、第3号議案「大分県人権教育推進計画（改訂版）について」提案を求めます。

(野中教育長)

第3号議案「大分県人権教育推進計画（改訂版）について」ご説明します。議案書の1ページをお開きください。

大分県人権教育推進計画（改訂版）につきましては、昨年11月18日に開催されました、第16回教育委員会会議で協議していただきました。

今回の改訂は、人権に関する法令等の制定、平成25年度実施した人権に関する県民意識調査や大分県人権尊重施策基本方針の改定の反映、社会状況の変化に伴う個人権課題への新たな対応など、国内外の動向や本県をめぐる諸状況の変化等に適切に対応するため行うものです。

パブリックコメントでいただいた意見を反映し、推進計画改訂検討委員会で検討された改訂版について、お手元の別冊資料案のとおり定めたので、提案するものです。

詳しくは、担当課長より説明いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(甲斐人権・同和教育課長)

「大分県人権教育推進計画（改訂版）について」ご説明いたします。資料2ページをお開きください。

昨年12月から今年1月にかけて、パブリックコメントによる意見募集を実施し、7名の方々から16件が寄せられました。

主な意見の内容は、学力重視による競争的環境での学びからの逃避や不登校の懸念、校種間連携の具体化、学校と家庭と地域の連携の重要性の強調などについてでした。こうしたご意見は、人権教育の充実のための具体的な取組に関するものが大半で、こうしたご意見については、大分県人権教育推進計画の抜本的な見直しを求めるご意見ではないと捉えました。

寄せられた意見のうち、子どもの貧困問題と労働者の権利については、意見の反映として追加、修正いたしました。詳しくは、資料5ページの「子どもの人権問題」をご覧ください。子どもの貧困問題について、奨学金や授業料の減免等の教育費の負担軽減の情報収集や提供、関係機関・団体と連携した総合的な対応の必要性を追加・修正しています。

労働者の権利につきましては、「自己実現を図る進路指導」で扱うよう追加・修正しています。改訂の全体像は大分県人権教育推進計画（改訂版）の概要の資料をご覧ください。

これらの修正等について、1月27日に外部有識者等で構成する第3回検討委員会で議論をしていただき、最終案がとりまとめられましたので、ご提案するものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

（松田委員長）

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

（林委員）

内容については、よく精査されていると思います。計画に書かれている取組は、広い部局にまたがる内容だと思いますが、教育委員会と他の部局の連携について、どのように取り組んでいくのでしょうか。

（甲斐人権・同和教育課長）

知事部局と行う連携協議会等の機会を通じて、実施していきたいと考えています。

（松田委員長）

これまでは保育園、幼稚園まで含めた連携については入っていませんでしたが、今回の改訂で盛り込まれました。非常によいことだと思います。また、情報リテラシーなども入っており、新しい部署との連携も必要になってきますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

（松田委員長）

他に、ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 文化財の指定について

(松田委員長)

それでは、第4号議案「文化財の指定について」提案を求めます。

(野中教育長)

第4号議案「文化財の指定について」ご説明いたします。

大分県指定文化財の指定は、大分県文化財保護条例の規定により、あらかじめ大分県文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づいて教育委員会が行うこととなっています。

今年度は、市町村から6件の文化財について、指定の申請があり、大分県文化財保護審議会に諮問したところ、中津市の薦社絵縁起こもしやえんぎ以下5件について、県指定文化財に指定すべきであり、1件については、追加調査が必要であるとの答申をいただいたところです。

資料1ページから2ページをご覧ください。一覧表にありますとおり、有形文化財3件、史跡1件、天然記念物1件の計5件について、大分県指定文化財に指定したいので、提案するものです。内容につきましては、担当課長より説明いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(山口文化課長)

県では、国指定文化財以外の文化財で、大分県内に所在するもので、特に重要と認められるものを県の指定文化財に指定し、その保存のための事業などに必要な支援を行っています。

今回、提案している5件の文化財について、概略をご説明いたします。

はじめに、有形文化財絵画の薦社絵縁起こもしやえんぎについてです。薦社絵縁起は中津市の薦神社に伝わる1680年代制作の3幅の縁起絵です。それぞれに薦社、宇佐宮、奈多宮と宇佐神宮に関係する神社と様々な故事が描かれています。日本の風景や故事を描くやまと絵の様式で描かれ、確か

な筆遣などから絵師の力量が感じられる優れた絵画作品であり、薦神社に現存する最古の絵図として、県指定にふさわしい作品との評価をいただきました。

次に、有形文化財彫刻の木造如来坐像^{もくぞうによらいざぞう}についてです。本像は、国東町下成仏の影平地区に伝わったもので、平安時代後期11世紀から12世紀頃に造られた榿材の一木造の仏像です。目鼻立ちを顔の中央に引き寄せる表情は、国東地方で制作された仏像に共通の特徴です。今は、国東市に寄贈され、国東市歴史体験学習館で保存管理されており、県指定として後世に伝えていくべきとの評価^{もくぞうあみだによらいりゆうぞう}をいただきました。

続いて、有形文化財彫刻の木造阿弥陀如来立像^{もくぞうあみだによらいりゆうぞう}についてです。本像は、中津市の浄安寺の本尊である阿弥陀三尊像の中尊です。平安時代末期の12世紀後半に、中央の仏師が制作した榿材の寄木造の阿弥陀像です。寄木造の洗練された技法や、頭・軀の優れたバランス、美しい衣文など、繊細で手慣れた彫り技と優れた意匠の優品で、県指定として未永く保護していくべきとの評価をいただきました。

次に、史跡長岩城跡^{ながいわじょうあと}についてです。長岩城跡は、中津市耶馬溪町の扇山一帯に広がりをもつ中世山城で、宇都宮氏の一族の野仲氏の居城です。これほど大規模な石積み遺構を持つ城は全国的に珍しく、平成23年3月29日に県指定史跡に指定されました。このたび、国土調査の結果、史跡の重要な要素である楕円形石積み遺構の真ん中より左半分が、指定地から外れていたことが判明したので、追加指定を行う必要が生じました。

最後に、天然記念物オンセンミズゴマツボについてです。オンセンミズゴマツボは、現在、世界の貝類の中で、淡水温泉（36℃～45℃）中に生息することが確認されている唯一の巻貝です。成体となっても殻の長さが4.0mm程度と大変微小です。分布生息域は、世界中で大分県の温泉地に限られ、現在確認されている地域は由布市湯布院町の温泉のみとなっています。急激な環境の変化等で絶滅する恐れもあるので、県の天然記念物として指定し、由布市を管理団体として継続的な保護・監視を行う必要があるとのご意見をいただきました。

なお、今回、審議をお願いする有形文化財3件、史跡1件、天然記念物1件が承認されますと、県指定文化財の件数は、有形文化財が470件、天然記念物が78件となり、県指定文化財の合計は725件となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

オンセンミヅゴマツボの生息地について、資料には「由布市湯布院町の温泉のみ」とありますが、その他の地域には生息していなかったのでしょうか。

(山口文化課長)

かつては、宝泉寺温泉や鉄輪温泉等でも生息が確認されていましたが、現在、生息が確認できているのは、由布市の金鱗湖周辺のみで、個体数は500程度となっています。

(松田委員長)

保護して、これ以上個体数を減らさないようにするということですね。

(山口文化課長)

由布市でも繁殖実験を行っていますが、まず、保護する必要があります。

(高橋委員)

オンセンミヅゴマツボは、世界で大分県にしか生息していないのですが、今後、世界的な認定を行うような取組はありますか。

(山口文化課長)

まず、県が指定をして保護を行い、調査等を進めた後、国の指定や世界への発信など行うというようなステップを踏む必要があると思います。

(首藤委員)

薦社絵縁起やオンセンミヅゴマツボなど、いろいろな文化財がありますが、指定にあたっては、それぞれの研究者の意見などは聞くのでしょうか。

(山口文化課長)

指定に当たっては、文化財保護審議委員の方々に調査や検討をお願いしています。委員の方々は、各分野の専門家であり、また、各文化財の研究者からも情報を得ています。そういった方々の意見や文化財の指定基準などをもとに審議を行い、答申としてまとめられます。

(松田委員長)

他に、ご意見等はございませんか。

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第4号議案の承認について、お諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①大分県社会教育委員による建議について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「大分県社会教育委員による建議について」報告をしてください。

(曾根崎社会教育課長)

「大分県社会教育委員による建議について」ご報告いたします。本建議は1月15日に開催されました、平成26年度第3回大分県社会教育委員会において、山崎清男委員長より、社会教育課長へ提出されたものです。本建議につきましては、案の段階で昨年11月4日に、社会教育委員と教育委員の方々とで意見交換をしていただきました。その後、最終的にとりまとめたものをご提出いただきました。

建議のポイントについて説明します。ポイントは3つあります。資料15ページをご覧ください。

1つ目のポイントは、協育ネットワークの各事業において、地域教育と、学校教育や子育て・家庭教育支援をはじめとした6つの領域との連携協働をすすめていくことが提言されています。特に、産業・経済との連携協働につきましては、地域の企業との連携によって、子どもたちが望ましい勤労観や職業観を身に付ける機会の提供が期待されます。具体的には、学校が行っている職場見学や職場体験において、受入れ先の企業探しや連絡・調整を地域の校区ネットワーク会議や公民館等が行うというものです。佐伯市に先進的な取組がありますので、他の地域にも紹介して、推進したいと考えています。

次に、2つ目のポイントについてです。資料18ページの「4『協育』ネットワーク事業の推進と社会教育行政」の2つ目の項目をご覧ください

い。先程の6領域において、知事部局や関係機関との連携協働による総合行政としての社会教育行政の展開が提言されています。関係機関等との連絡調整において、社会教育主事の果たす役割が今後一層大きくなると考えております。

3つ目のポイントは、社会教育行政を点検・評価する際に、PDCAサイクルに改善対策の効果検証 Achievement を加えたPDCA-Aサイクルを念頭に置くことが提言されております。放課後チャレンジ教室や土曜教室等において、PDCA-Aサイクルに基づいた取組を今まで以上に推進していく必要があると考えています。

このたびの建議を、本県における協育ネットワークを基盤とした各事業を一層効果的に推進するための指針として、活用してきたいと考えております。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林委員)

先日、別府市西小学校に視察に行きましたが、地域と学校の連携がうまくいっていました。地域と学校が連携した取組は全県下に広がっているのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

協育ネットワークは県下の96%の小学校をカバーしています。ほとんどの小学校で行われている形になっています。

(岩崎委員)

社会教育委員の方々と協議をさせていただいて、皆さんが非常に深く考えられておられると感じました。この建議についても、非常にすばらしい内容だと思います。特に、産業・経済との連携協働については、企業側の姿勢として、積極的にとらえることが求められると書いていただいています。県教委員会としても、学校現場や地域、そして、いろいろな企業と連携をしていき、この権利の考え方に基づく連携協働が実現できればよいなと思います。

(高橋委員)

学校の経営者である校長が人事異動等で変わると、その地域との交流がなくなってしまうところがあります。校長の経営手腕によって地域との交流がなくなるようなことがないように、お願いします。

(曾根崎社会教育課長)

校長のリーダーシップのもと、学校には、地域との連携を担当する地域連携担当教員がいます。また、校務分掌にも位置づけていますので、そこを中心に地域との連携を図っていきたいと考えています。

(松田委員長)

学校と地域の連携を担当する教員がおり、校務分掌があっても、校長をはじめ、管理職の姿勢は非常に重要だと思いますので、きちんと取り組んでいただきたいと思います。

②県立別府青山高校における生徒指導要録等の誤廃棄等について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「県立別府青山高校における指導要録等の誤廃棄等について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

「県立別府青山高校における生徒指導要録等の誤廃棄等について」ご説明します。

内容につきましては、第3学年生徒の生徒指導要録及び同学年の入学時提出された住民票、第2学年生徒の学習成績一覧表を保管していた金庫ごと誤って廃棄したというものです。

発覚した経緯は、今年1月28日(水)にホームルーム担任が事務長に生徒指導要録が見たいと申し入れた際、生徒指導要録等を保管していた金庫が見当たらないことにより発覚しました。

廃棄に至る経緯については、昨年12月12日(金)に別府翔青高校の職員室改修工事の事前打ち合わせをしていた際、鍵がかかっていた、生徒指導要録の入った金庫を使用していない方の金庫と勘違いして、工業者に廃棄するよう依頼してしまったということです。その一週間後に、業者は産廃業者へ依頼して、産廃業者はそのまま金庫を粉砕処理しました。

その後の対応ですが、1月29日校長から当課に報告がありました。産廃業者に処理状況を確認したところ、個人情報の流出は認められないということでした。生徒指導要録については、現存する資料に基づいて復元を行い、既に先週末に復元は完了しています。その後、生徒や保護者に対して、説明会等を開き、事の経緯等を説明し、理解をいただいているところです。

また、2月2日時点で各県立高等学校長あてに生徒指導要録などの重要書類等の管理の徹底について通知を出し、機会があるごとに管理の徹底について指導を行うこととしています。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

今回の事故が、どうして起こったのでしょうか。学校の統廃合の作業では、いろいろな物品を処分しなければならないことがあると思いますが、そのような際に、たまたま発生した事故ですか。それとも、通常の学校における不要物品の処分をすることに関連して発生した事故ですか。

(高畑高校教育課長)

そもそも、別府青山高校の職員室あった2つの金庫のひとつは、古くて使用していませんでした。当然、処分する予定はあったと思いますが、今回、統合による改修工事のため、業者が新しい職員室へ移動させる機会を捉えて、不必要な金庫を処分しようとなったと聞いています。

(岩崎委員)

元々、処分予定のものについて、統廃合の過程の中で新しい職員室へ移動するというタイミングの中で処理したということですが、統廃合の作業においては、こういった問題は起こりうると思います。何が大事なもののなかについては、いろいろな備品や書類について、きちんとチェックする必要があります。廃棄するもののなか、必ず持って行くもののなか、そこをきちんとチェックしていただきたいと思います。今回は、幸いなことに情報の漏洩はないということでしたが、今後、同様のことが起こらないようにしなければならないと思います。

(松田委員長)

別府青山高校を訪問したときには、「廃棄するもの」や「重要書類」などと紙を張っているところを見かけたのですが、そこが学校内でうまく伝わらなかったのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

青山高校においては、重要書類について、必要なものと不必要なものは分かるように分けており、必要なものは別室で保管していましたが、今回のケースでは金庫の中に重要書類が入ったままで、しかも、連絡や確認の不徹底が重なり、このような事態になってしまいました。

(松田委員長)

これを機会と捉えて、二度とこのようなことが起きないように、指導していただきたいと思います。

③津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について

(松田委員長)

それでは、報告第3号「津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について」報告をしてください。

(高畑高校教育課長)

「津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について」ご説明いたします。

海洋科学学校は本県唯一の水産高校であり、ハワイ沖での遠洋航海実習などの水産教育や地元商店街等と連携したマリーンスクールなど、特色ある学校づくりを進め、水産業や海運業など海洋関連産業の将来を担う人材を育成しています。特に、専攻科は、3級海技士の筆記試験が免除される養成施設として国土交通省から認可され、海洋関連産業に有為な人材を輩出しています。

大型実習船は3級海技士の養成に欠かせないものですが、本県の新大分丸は平成12年に竣工したもので、現在、15年目を迎え、老朽化が課題となっています。生徒や船員にとって安全な実習を行う上でも、新船建造を考える時期にさしかかっていますが、新船建造にかかる費用は、平成18年に竣工した千葉県の千潮丸を例に取りましても、約12.6億円が必要となります。また、実習船の運航に携わる船員の確保も課題となっています。

このような課題を解決し、魅力的な水産教育を行うため、本県と香川県とで実習船の共同建造・運航に向けた協議を開始させていただきたいと考えています。

共同運航の相手校となる香川県立多度津高等学校も、海技士養成を目指す専攻科を備えた水産系学科を持ち、ハワイ沖遠洋航海実習など、本県同様の教育が行われています。

両県で目指す共同運航の方向性としましては、両県で共通の大型実習船を建造し、両県水産教育の一層の充実を図るとともに、共同運航を通じて両校の生徒・教員等の交流を進めることです。これによるメリットとして、次の様なことが考えられます。

まず、本県の海洋関連産業の将来を担う有為な人材の育成を図ることができること。2つ目として、最新の大型実習船により、安全で魅力的な水産実習等を行うことができること。3つ目として、水産教育に係る長期ビジョンの策定により船員等の計画的な人材確保ができること、などです。

今後は、平成22年度から3県で共同運航を行っている福岡県、長崎県、山口県の事例も参考にしながら、香川県と詳細を協議していく予定です。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

非常によいことだと思います。メリットが3点挙げられていますが、既に共同運航を行っている3県の状況から見て、課題とすべき点があったのかどうか、仮にそれがあるのであれば、それに対して、この課題を克服するために、どのような検討を行ったのかも教えてください。

(高畑高校教育課長)

共同運航を既に先行して実施している福岡県、長崎県、山口県の様子をうかがったところ、メリットとしては、大型で最新の実習船が建造でき、非常に安全な居住環境、学習環境で学べるようになったこと、また、各県の指導者等から、より深い専門内容が学べるようになったということを知っています。一方、3県で運航しているため、スケジュールが窮屈で、日程調整が難しいということを知っています。

香川県と2県での共同運航となりますと、3県ほどの日程調整の難しさはないと考えています。両県で十分協議することで、現在、実習船を活用して行っている教育活動を十分行えるのではないかと思います。

(岩崎委員)

3県での先行事例から考えられる課題について、調整可能で解決できるということであれば、この方向性で進めていっていただきたいと思います。

(林委員)

船長及び職員の配置や母港などは、どのようになるのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

方向性については、香川県と合意ができています状況ではありますが、詳細については今後、協議を重ねていくことになります。

(岩崎委員)

共同で実習を行う相手校についてですが、学校の規模としては、ほぼ同じと考えてよいでしょうか。また、両校の生徒と一緒に実習船に乗る

ということは想定されているのでしょうか。

(高畑高校教育課長)

共同運航の相手校となる香川県立多度津高校についてですが、海洋科学学校と同様に、本科生として定員30名の海洋技術科があり、専攻科も海洋科学学校と同様に若干名の定員で設置されていますので、ほぼ同規模と考えていただいて差し支えないと思います。また、共同運航の際には、本科生については、それぞれの学校で乗船し、専攻科生については、一緒に乗船して共同で実習を行うことを想定しています。

(松田委員長)

他に質問・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 公立学校の管理職人事について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「公立学校の管理職人事について」提案を求めます。

(説明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①教員採用試験の見直しについて

(松田委員長)

それでは、協議の①「教員採用試験の見直しについて」協議を行います。

(説明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等はございませんか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

協議の結果を踏まえて進めていただきたいと思います。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第21回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第21回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年2月10日（火）

9：35～11：20

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

（1）議 案

第1号議案 公立学校の管理職人事について

第2号議案 職員の懲戒処分について

第3号議案 大分県人権教育推進計画（改訂版）について

第4号議案 大分県指定文化財の指定について

（2）報 告

①大分県社会教育委員による建議について

②県立別府青山高校における指導要録等の誤廃棄等について

③津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について

（3）協 議

①教員採用試験の見直しについて

（4）その他

4 閉 会

第三号議案

大分県人権教育推進計画（改訂版）について

大分県人権教育推進計画（改訂版）を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

平成二十七年二月十日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

大分県人権教育推進計画（平成十八年二月）策定後、国内外の動向や本県をめぐる人権教育の現状の変化に伴い、人権教育を更に充実させるため、大分県人権教育推進計画（改訂版）を定めたいので提案する。

「大分県人権教育推進計画（改訂版）」（案）に対する パブリックコメントの実施状況

1 実施期間 平成26年12月15日～平成27年1月14日

2 応募状況 7名 16件

3 主な意見

○人権教育の現状

- ・すべての子どもたちの自己決定や自己実現が保障されていない現実がありますが、具体化が必要である。
- ・大分県の学校現場では学力重視、人権教育はその次といった傾向が強い。競争的環境で学びからの逃避や不登校といった状況も見られる。教職員の意識も見直さなければならないが、学校のおかれている状況も、人権の視点で見直していく必要がある。
- ・特定職業従事者の研修の実施・ファシリテーターの養成とありますが、有資格者だけがスペシャリストではないと思います。当事者の方にも講師をしてもらう等、広い視野で人権教育を展開していくことが必要である。

○人権教育推進の方策

- ・幼児の虐待の防止のため、保護者の不安や孤立感解消のため居場づくりや学習機会の提供について具体的な取組を示す必要がある。
- ・学校と家庭・地域との連携が重要であることをさらに強調する必要がある。
- ・校種間の連携を図るとのことだが、具体的にどのような取組をおこなうのか。
- ・「人権の教育」をどう教育課程に盛り込んでいくかが課題である。同和問題、子どもの人権については県教委等から指導の重要性、教育課程への反映、指導事例等指導の必要性がある。
- ・貧困問題に関してあらゆる機会の平等を保障していくための社会教育・学校教育連携しての取組についての具体的な記述が望まれる。今や子どもの貧困は喫緊の課題であり、総合的な対策が必要である。※
- ・自己実現を図る進路指導では、奨学金や授業料減免制度等の情報収集や提供はもちろんだが、労働権や労働基本法、社会のセーフティーネット等人権をもとにした権利の学習を子どもたちにさせることで、将来への不安を取り除きよりよい労働観を持たせて自己実現をはかろうとさせることができると思う。※

○計画の推進

- ・同和問題をはじめ人権問題は多数発生しているが、改訂された計画の内容をいかに具体化するか書かれていない。

※下線部は、改訂版の追加、修正に反映させた県民意見

大分県人権教育推進計画（改訂版）（案）に対する県民の意見の募集結果

※パブリックコメント 7人 16件

項目	意見の趣旨	県教育委員会の考え及び意見の反映について
人権教育の現状	人権をめぐる状況 ・すべての子どもたちの自己決定や自己実現が保障されていない現実がありますが、具体化が必要である。	すべての子どもの基本的人権を尊重することを基盤に、将来の生活に主体的に対応できる望ましい人生観や職業観をもち、自己実現できるような進路指導を推進して参りました。今後とも、関係機関・団体等と連携を図りながら、奨学金や授業料の減免等の教育費の負担軽減の情報収集や提供を行うなど、実効ある進路指導を推進して参ります。
人権教育の現状	学校教育における現状 ・大分県の学校現場では学力重視、人権教育はその次といった傾向が強い。競争的環境で学びからの逃避や不登校といった状況も見られる。教職員の意識も見直さなければならぬが、学校のおかれている状況も、人権の視点で見直していく必要がある。	学校における人権教育の推進を図るために、地域の実情等を踏まえながら、研修の実施や優れた実践事例等に関する情報の提供、効果的なカリキュラム等の研究・開発して参りました。また、その成果の普及、家庭・地域との連携や校種間連携等の体制づくりなど、各学校・教職員への支援に取り組み、学校教育活動全体を通じた人権教育を推進していきます。
人権教育の現状	社会教育における現状 ・人権における学習機会を増やすだけでなく、参加させる工夫が必要である。	県内市町村において社会教育における人権教育の研修会や学級・講座が行われていますが、その回数や内容、参加者の確保などは充分とはいえない状況があります。 そのためには、まず学習機会をしっかりと位置づけし、内容の充実、PTAや自治会等の団体と協力して参加者を確保し定着させていくことが必要だと考えています。
人権教育の現状	社会教育における現状 ・特定職業従事者の研修の実施・ファシリテーターの養成とありますが、有資格者だけがスペシャリストではないと思います。当事者の方にも講師をしてもらう等、広い視野で人権教育を展開していくことが必要である。	大分県では行政職員や事業所等の職員の人権研修を積極的に推進しています。そして、様々な立場で人権教育に携わっている方々を講師として招聘し、研修も行っています。同時に、県内で人権教育を進めていく主体者をつくっていくことも重要と考え、指導者（ファシリテーター）の養成を行っていきます。

人権教育推進の方策	<p>共に生きる地域の集団を育てる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児の虐待の防止のため、保護者の不安や孤立感解消のため居場所づくりや学習機会の提供について具体的な取組を示す必要がある。 	<p>県内では、公民館において乳幼児学級や家庭教育学級、子育て支援の講座等が行われています。また、福祉分野においても様々な学習の機会や居場所づくりも行われています。さらには、民間の団体においても子育てに関する学習会や相談活動も実施されています。このような取り組みを県民に周知し、積極的に推進していきたいと考えています。</p>
人権教育推進の方策	<p>学校教育と社会教育の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と家庭・地域との連携が重要であることをさらに強調する必要がある。 	<p>人権感覚の育成には学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切です。地域をあげての自尊感情を高める取組やその紹介、幼児児童生徒・保護者・地域住民等と一緒に活動するイベント等を通じて人権意識が広まる取組を進めます。</p> <p>今後とも、PTAや地域の研修会等で学校・家庭・地域の連携の重要性を学ぶ研修会の提供を行います。</p>
人権教育推進の方策	<p>学校教育における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種間の連携を図るとのことだが、具体的にどのような取組をおこなうのか。 ・教育においてとても大切な問題だと思ふ。小、中、高校が連携して、各々が関連を深め人権教育を考える事が大切だと思ふ。 	<p>発達段階に応じた指導内容の精選と小中高で一貫した指導計画の確立が必要であり、そのためにも校種間連携を図り、取組内容や課題を明確にし、具体的な指導方法を研究していくことが重要です。そこで①児童生徒の発達段階に配慮し、校種間で一貫性、系統性を確保したカリキュラムと具体的指導方法の確立②定期的な連絡協議会の開催③相互の授業公開④合同教員研修(互見授業含む)、合同研究発表会等の取組を進めていきたいと考えます。</p>
人権教育推進の方策	<p>学校教育における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権の教育」をどう教育課程に盛り込んでいくかが課題である。同和問題、子どもの人権については県教委等から指導の重要性、教育課程への反映、指導事例等指導の必要性がある。 	<p>推進計画に基づいて行われる教職員研修のなかで、人権教育年間指導計画の作成や第三次とりまとめの周知等に継続して取り組んでいるところです。指導事例についてはHPに課題別資料の掲載を今後も進めていきます。また校内人権教育研修に講師派遣依頼があれば積極的に参加し、人権教育推進に努めて参ります。</p>
人権教育推進の方策	<p>学校教育における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識調査結果から人権教育の必要 	<p>これまでも「人権教育実践モデル研究指定事業」、「人権教育の進め方研究指定事業」、「人権教</p>

	性を理解しても意識して人権教育の時間をつくらなければ、取組の機運は高まらないことから、研究指定校などを増やすなどの必要がある。	育確立推進事業」の指定研究をとおして人権教育の推進に努めてきました。今後も、人権教育の中で「生きる力」の育成を図り、引き続きあらゆる差別の解消につながる実践力・行動力のある児童生徒の育成を図るために、学校教育での研修や指定研究等をとおして、人権教育の日常的な推進に努めたいと考えます。
人権教育推進の方策	<p>子どもの人権問題</p> <p>・貧困問題に関してあらゆる機会の平等を保障していくための社会教育・学校教育連携しての取組についての具体的な記述が望まれる。今や子どもの貧困は喫緊の課題であり、総合的な対策が必要である。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり追加・修正しました。(追加・修正部分は下線部)</p> <p>【反映内容】</p> <p>「(3) 子どもの人権 ウ基本的な方向 学校教育 ○自己実現を図る進路指導」</p> <p>フリーターやニート、<u>子どもの貧困</u>等が新たに社会問題化している中、…</p> <p><u>奨学金や授業料の減免等の教育費の負担軽減の情報収集…</u> P 4 3</p> <p>「[(1) 同和問題 ウ基本的な方向 学校教育 ○進路指導]」も同様に、修正しました。P 3 3</p> <p>「(3) 子どもの人権 ウ基本的な方向 社会教育 ○セーフティネットづくりの推進」</p> <p><u>また、子どもの貧困問題についても関係機関・団体と連携し、総合的に対応することが求められます。</u> P 4 4</p>
人権教育推進の方策	<p>子どもの人権問題</p> <p>・「権利の行使とともに自分の権利を主張する際には、相手の権利を守る責任が生じることの理解を深めることが大切です。」</p> <p>1対1でお互いに権利を主張し合っているときということでしょうか。具体的にどういう状況であるかがわからない。もう少し伝わりやすく書いてほしい。</p>	<p>1対1の状況に限らず、個人が自己の権利を主張・行使した場合、それ以外の人たちの権利を侵害するようであれば、それは正しい権利の主張とはいえません。相手の権利を守る意識を持たなければ、いじめや争いにつながりかねません。学校教育では自分の権利を主張する際は相手の権利を守る責任が生じることを同時に伝えていくことが重要だと考えます。</p>

<p>人権教育推進の方策</p>	<p>子どもの人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己実現を図る進路指導では、奨学金や授業料減免制度等の情報収集や提供はもちろんですが、労働権や労働基本法、社会のセーフティーネット等人権をもとにした権利の学習を子どもたちにさせることで、将来への不安を取り除きよりよい労働観を持たせて自己実現をはかろうとさせることができると思う。 	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり追加・修正しました。(追加・修正部分は下線部)</p> <p>労働者の権利は、「様々な人権問題」として扱います。労働に関わる将来への不安については「子どもの人権問題」の部分で扱います。</p> <p>【反映内容】</p> <p>「(3) 子どもの人権 ウ基本的な方向 学校教育 ○自己実現を図る進路指導」</p> <p><u>あわせて、労働環境の変化に伴う就労への不安を取り除き、よりよい労働観を持たせて自己実現が図れるように、労働上の権利や労働に関する法令等について理解を深めさせていくことに取り組みます。</u></p> <p style="text-align: right;">P 4 3</p>
<p>人権教育推進の方策</p>	<p>障がい者の人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童・生徒の入学・転入・進学についてですが、支援学校へ入学・転入する際は医師の診断書が必要であり、発達及び精神障がい等、病弱の児童・生徒さんは判定員の障害程度の決定通知書によって決められていると聞いている。入れない場合またはその学校の体制が整っていないと判断した場合、入学時の対応する教員が他の支援学校を紹介するという問題が起こっていると聞きました。誰でも均等に教育を受けることができ、障がいの隔たりがなく、入学できるようになったと謳ってスタートした支援学校ですが、「その方ご家族に適した学校をご紹介した」という隠れ蓑に隠れている教職員がいることに驚きですし、これも一種の人権問題ではないかと思う。 	<p>小学校への就学予定児や小・中学校に在籍している子どもが特別支援学校の小学部又は中学部への入学・転学を希望する場合は、まず、市町村教育委員会が保護者面談を実施して希望を聴取するとともに、医師の診断書や諸検査の結果等を収集して子どもの障がいの状態や発達の段階を把握します。また、教育学、医学、心理学等の専門家からの意見も聴取します。その上で、法令に定められた特別支援学校への就学基準(障がいの区分とその程度)と照らし合わせて、特別支援学校への就学や転学が適当かどうかを決定します。その際、本人・保護者の意見を最大限尊重するようにしています。</p> <p>ご指摘の「医師の診断書」は、就学基準に規定された病弱の基準に該当するか否かを判断するために不可欠な要素ですが、その診断書の記載や、心理判定員による通知のみをもって特別支援学校への就学等の可否を決定するものではありませんし、知能検査の結果は病弱の基準に該当するかを判断することに影響を及ぼすものではありません。</p> <p>また、どの特別支援学校へ入学や転学をするか</p>

	<p>日常生活においても病弱の児童・生徒さんはマンツーマンの対応が必要ですが、知能指数の判定によりマンツーマンでの対応にならないグレーゾーンの方や保護者、ご家族も困っているということも聞いている。</p> <p>知能指数だけではなく、その子を見て適切な教育が受けられるよう入学後も対応ができるように教育庁及び教育委員会からも各支援学校に働きかけを行って頂きたい。</p>	<p>は、子ども・保護者の希望を尊重するとともに、子どもの居住地を考慮して県教育委員会が判断・決定をします。この判断・決定に、特別支援学校の教員の意見を反映することはありません。</p> <p>障がいのある子どもやその保護者が特別支援学校への就学や転学を希望した場合は、本人・保護者の希望を最大限尊重することを念頭に置き、以上のような判断・決定の手続きをすすめていますので、このことを各特別支援学校へ再度徹底するようにします。</p>
人権教育推進の方策	<p>外国人の人権問題</p> <p>・日本語が習得できる体制は重要だと思いますが、「社会の一員としてしっかりと受け入れるため」だけでいいのではないかと思います。</p> <p>その目的が1行目「社会から排除されないようにするために」と読めてしまいます。日本語は1つの手段であり、日本語を習得せずに社会から排除「される」のならば、それは本人ではなく社会の責任です。</p>	<p>外国人の人権問題について、現状においても今なお多くの問題が見られます。今後さらに国際化が進む中で、お互いの国の言語や宗教・習慣、制度・歴史、文化等を正しく理解することが必要になってきます。社会教育の中で、相互理解を促進するような交流、研修及び啓発や各種関係機関や民間団体との連携強化等の取組を支援して、国際理解、多文化共生につなげたいと考えます。</p>
計画の推進	<p>・同和問題をはじめ人権問題は多数発生しているが、改訂された計画の内容をいかに具体化するか書かれていない。</p>	<p>計画の推進について忠実に実行していきます。</p> <p>人権教育の推進体制の整備と活性化に今後とも取り組んで参ります。</p>

大分県人権教育推進計画（改訂版）の概要

改訂の骨子	個別の人権課題	現行推進計画	現状と課題	追加・修正点
① 人権に関する法令等の制定に留意すること ② 人権に関する県民意識調査の実施（平成25年度）、「大分県人権尊重推進基本方針の改訂」の反映 ③ 現行大分県人権教育推進計画を継承し、必要な修正と社会状況の変化に伴う個別人権課題への新たな対応	同和問題	都府差別の現象から学ぶ学習環境の充実	20代の14.4%が同和問題を知らない地域による学習体制の格差	保・幼・小・中・高の校種間の連携 原簿生徒の差違の解消を考慮したカリキュラムの編成 社会教育の推進体制の構築
	女性の人権問題	性別による「固定的役割分担意識」の是正 性についての正しい理解	役割分担意識、社会的期待または慣行の存在 デートDV・インターネット介した性犯罪の増加	固定的役割分担意識解消や働き方を異にする学習・啓蒙 育児・介護休業法の積極的な周知 男女の相互理解（デートDV）と協力の重要性などの指摘の充実 女性の人権問題などの講演会や研修等の実施
	子どもの人権問題	子どもが安心して学べる学校や社会づくり	いじめ・虐待・体罰の深刻化 子どもの貧困対策とネットワークづくり	「大分県いじめ防止基本方針」による防止体制・「改正児童虐待防止法」の趣旨徹底・安心して学べる環境づくり 乳幼児期の保護者などへの学習機会会の提供 子どもの貧困問題について関係機関・団体との総合的な対応
	高齢者の人権問題	高齢者の人権についての学習の促進 高齢者との交流の場の充実	高齢者への虐待・取り返しの許ぬ増加 社会全体で高齢者を尊敬している割合は5割	高齢者の人権侵害の具体的な事例学習 交流による高齢者理解の促進と実践力の育成
	障がい者の人権問題	障がい者の理解促進 障がいのある子どもへの適切な支援 障がいのある人との共生に対する理解の促進	偏見や差別の高齢者が強い実態（結婚での反対 全国比17.2%高） 特別支援教育へのニーズの高まり 4割の企業…法定雇用率未達成 新たな法令や条例の制定	合理的配慮に関する理解促進 特別支援教育に関する研修の充実 一般就労を目指した就労支援等の推進 障害者差別解消法・「大分県福祉のまちづくり条例」の学習
	外国人の人権問題	外国人の人権問題への正しい理解の促進 在住外国人との共生に向けた学習機会等の充実	在日韓国人・朝鮮人への差別・偏見 外国にルーツを持つ児童生徒の増加 異なる習慣・文化をもつ人々に増加	「大分県在住外国人に関する学校教育指導方針」の周知 地域で開くのではない交流・相談・通訳体制のネットワークづくり 日本語を習得のための体制整備
	医療をめぐる人権問題	病氣や患者に対する偏見・差別の解消に向けた教育の推進 病氣に対する正しい知識と理解のための健康教育の充実	エイズ患者・HIV感染者への差別・偏見の存在 「ハンセン病問題の解決を促進に関する法律」施行 大分県医療計画の改定 人権に配慮した医療サービスの提供	エイズ患者、HIV感染者への差別・偏見解消に向けたさらなる取組（保健体育担当教員と養護教諭との連携） ハンセン病のより正確な理解…政府の資料の活用 セカンド・オピニオンなどの患者に権利について
様々な人権問題	人権問題についての日常的学習の強化	人権教育・啓蒙に関する基本計画（平成23年4月1日一部変更） SNSトラブルの深刻化 性的マイノリティの認知 東日本大震災の発生 労働法の理解不足	日本人拉致問題…日本国民の今日的課題として映像教材等による理解促進 SNSの使い方、情報モラル学習の推進 性同一性障がいへの理解 東日本大震災に伴う人権問題 労働に関する法令等の権利学習	

**大分県人権教育推進計画（改訂版）
（案）**

大分県教育委員会

目 次

「大分県人権教育推進計画」の改訂について	… 2
第Ⅰ章 はじめに	
1 策定の目的	… 3
2 策定に至る経緯	… 3
3 策定方針	… 6
第Ⅱ章 人権教育の現状	
1 人権をめぐる状況	… 7
2 学校教育における現状	… 8
3 社会教育における現状	…12
4 同和教育の成果と手法への評価	…14
(1) 成果と課題	…14
(2) 今後活かすべき手法等	…16
第Ⅲ章 人権教育の在り方	
1 人権尊重の理念	…18
2 人権教育の基本的な在り方	…18
第Ⅳ章 人権教育推進の方策	
1 大分県人権教育基本方針の3つの柱	…22
(1) 学校教育における取組	…22
(2) 社会教育における取組	…25
(3) 学校教育と社会教育の連携における取組	…28
2 個別人権課題	…29
(1) 同和問題	…29
(2) 女性の人権問題	…34
(3) 子どもの人権問題	…39
(4) 高齢者の人権問題	…45
(5) 障がい者の人権問題	…49
(6) 外国人の人権問題	…57
(7) 医療をめぐる人権問題	…62
(8) 様々な人権問題	…67
3 特定職業従事者に対する人権教育の推進	…72
第Ⅴ章 計画の推進	
1 教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究	…74
2 推進体制の基盤整備	…74
3 推進環境の整備・充実	…74
4 実施主体間の連携	…74
5 計画の推進と見直し	…75
資料編	
1 大分県人権教育基本方針	…77
2 大分県人権尊重施策基本方針	…79
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	…86
4 人権教育・啓発に関する基本計画	…88
5 大分県在住外国人に関する学校教育指導方針	…94
6 大分県いじめ防止基本方針	…97

「大分県人権教育推進計画」の改訂について

大分県教育委員会では、1998年（平成10年）3月に策定した『人権教育のための国連10年』大分県行動計画』での取組を発展的に継承する形で2005年（平成17年）1月に「大分県人権教育基本方針」を、2006年（平成18年）2月に「大分県人権教育推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定し、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進し、人権意識の高揚、実践的な行動力の育成を図ってきました。

学校教育では、教育課程に人権教育目標を位置づけ、人権教育の年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体をとおして組織的・計画的に人権教育を推進しています。また、2008年（平成20年）3月に文部科学省より公表された「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の簡易版を作成するなどして活用促進を図り、指導内容や指導方法の工夫・改善等指導力の向上に努めています。

社会教育では、公民館等の社会教育施設を中心に人権問題にかかわる講演会や講座の実施、ファシリテーターの養成、啓発資料等の作成、様々な学習機会の提供が行われています。

しかしながら、依然として、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療に係る問題等様々な人権問題が存在し、近年においては、インターネットや携帯電話のコミュニティサイトにおける誹謗中傷等の人権侵害、デートDV等の新たな人権課題への対応を求められています。また、幼児児童生徒を取り巻く状況においても、いじめや体罰、虐待等により、心や体が深く傷つけられ、人権や命が脅かされる事件・事象が起こるなど、深刻な問題が見られます。

このような社会情勢、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の公表、「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更等の国の動向を踏まえ、人権意識の基礎を培い、豊かな人権感覚を育成する教育を推進するとともに、自他の人権を尊重する意欲や態度、技能を育成し、実践的な行動力につながる人権教育をより一層推進する必要があります。

そこで、学校教育と社会教育の両面において、これまでの人権教育の取組を基盤に据えながら、新たな人権課題に対応する人権教育を進めるために**現行の「推進計画」**に一部追加・修正を行うこととしました。

第 I 章 はじめに

1 策定の目的

ここに策定する推進計画は、2005年（平成17年）1月28日決定の大分県人権教育基本方針（以下「基本方針」という。）の趣旨を踏まえ、学校教育と社会教育における人権教育の具体的な推進の在り方について示すことを目的としています。

2 策定にいたる経緯

20世紀に二度にわたる世界大戦を経験した私たち人類は、戦争が最大の人権侵害であることに気づき、「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」という認識のもと、恒久平和の実現には、すべての人の生命が尊重され、差別のない、人権を大切にす社会をつくることが欠かせないという教訓を得ました。

「人権の世紀」と言われる21世紀においては、人間としての尊厳と幸福に暮らすための権利をお互いに尊重し合うことが重要であると考えます。

1948年（昭和23年）に国際連合（以下「国連」という。）は、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにし、「基本的人権の尊重こそが世界平和の基礎である」として、**世界人権宣言**を採択しました。そして、人権委員会を中心に、**人権に関する条約・規約等**を次々と採択し、「国際婦人年」（1975年）等の「国際年」や「国際障害者の10年」（1983～1992年）等の「国際（国連）10年」を設定するなど国際会議の中で世界の国々に共同の取組を求めてきました。特に、1993年（平成5年）のウィーン世界人権会議では、人権が国際社会の指導原理であること、人権意識の徹底や人権教育を行うことが不可欠であることを確認しています。これを受け、国連は1995年（平成7年）から**人権教育のための国連10年**（以下「国連10年」という。）とすることを総会で決議し、各国に人権教育の行動計画を策定し積極的な推進に努めるよう要請しました。

我が国においては、1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行され、「法の下での平等」、「自由権」、「社会権」等が基本的人権として定められ、各種の法律等の整備が進められてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けては、1965年（昭和40年）の**同和対策審議会答申**（以下「同和答申」という。）を受けて、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が成立し、1982年（昭和57年）に地域改善対策特別措置法、さらに1987年（昭和62年）には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

世界人権宣言

人々の市民的・政治的自由のほか、経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めた人権に関する宣言。すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として公布された。

人権に関する条約・規約等

世界人権宣言以降、国連は人種差別撤廃条約（1969年〈昭和44年〉発効）、国際人権規約（1976年〈昭和51年〉発効）、女子差別撤廃条約（1981年〈昭和56年〉発効）等、多数の人権にかかわる条約・規約を採択している。

人権教育のための国連10年

国連が1994年（平成6年）に定めた人権教育の強化推進のための10年。1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までをその期間とした。

同和対策審議会答申

同和対策審議会（1960年〈昭和35年〉設置）が内閣総理大臣の諮問に対し、1965年（昭和40年）に提出した答申。

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識を示している。

が施行されるなど、総合的に同和対策事業の取組が推進されてきました。そうした中、教育においては同和教育として取り組まれるようになってきました。

同和問題の解決に向けた基本的な課題について審議を進めていた地域改善対策協議会は、1996年（平成8年）の意見具申の中で「心理的差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」を提言しました。前述の「国連10年」決議を受け、我が国においても「**国連10年**」国内行動計画が策定され、広く人権教育を推進しようとする動きが始まるとともに、その具体策として1997年（平成9年）に**人権擁護施策推進法**が制定されました。そして、2000年（平成12年）には**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が公布・施行されました。さらに、同法に基づき、2002年（平成14年）に**人権教育・啓発に関する基本計画**（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、人権教育・啓発のための法律や計画が整備されてきました。

本県においては、これまで1977年（昭和52年）策定の**大分県同和教育基本方針**に基づき、同和問題の解決に向け同和教育の取組を積極的に進めてきました。その結果、課題は残されているものの、同和問題を正しく認識することで差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られてきました。県内の多くの市町村において、部落差別の撤廃と人権擁護を推進するための条例も制定されています。「**国連10年**」**大分県行動計画**（以下「大分県行動計画」という。）を策定した1998年（平成10年）には、人権尊重の大分県をめざす宣言が出されました。この宣言は、本県において、人権尊重を日常の生活習慣として身に付け実践していくという「人権という普遍的文化」を構築するために、県民一人一人が相互に人権を尊重し、差別や偏見を解消し、豊かに共生できる社会の実現に向け、不断の努力を積み重ねる決意を表明したものです。

しかしながら依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療等の様々な人権問題が起きるとともに、近年ではインターネット上での差別的内容を含む誹謗中傷等の新たな人権問題が発生しています。県内においても、幼児・児童虐待や障がいのある人に対する差別的な言動、高齢者を狙った犯罪、留学生等の外国人に対しての差別的扱い等、社会的弱者に向けられた人権侵害が起きています。

そうした中、2002年（平成14年）に開催された大分県同和対策審議会では、これまでの同和教育や啓発活動が大きな成果を挙げてきたことを評価する一方、結婚時を中心に差別意識が未だ存在している状況があり、今後の主要な課題は、部落差別

「国連10年」国内行動計画

1997年（平成9年）に国連行動計画を受けて策定され、学校教育・社会教育等の生涯学習全般において、「女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、その他」の10の重要課題に対する取組の推進が提唱された。

人権擁護施策推進法

1997年（平成9年）から施行された5年間の時限立法。

人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定された法律。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権教育・啓発についての施策を推進するため、人権教育・啓発に関する基本理念や、国・地方公共団体の責務等を明らかにし、必要な措置を定めることにより、人権の擁護を図ることを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第7条の規定により、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定された国の基本計画。

大分県同和教育基本方針

1977年（昭和52年）、すべての県民が人権尊重の精神に徹し、同和問題を正しく認識し、今なお社会の中に根強く残る不合理な部落差別を排除するよう、あらゆる機会と場において啓発に努めるとともに、同和地区住民の教育機会の均等の実現をめざし、定めたもの。

撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育・啓発の推進であると総括しました。また、「今後は、国際的な人権尊重の潮流や人権教育・啓発推進法の趣旨、これまでの同和教育の成果を踏まえ、人権教育へと**発展的に再構築**していくことが大切である。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、人権尊重社会確立に向けた教育・啓発を行っていく必要がある」との方向性を示しました。

本県においては、**2005年（平成17年）1月**に「大分県人権施策基本計画」を策定するとともに、大分県人権施策推進本部を設置し、人権施策・人権行政の推進をはかってきました。県教育委員会では**2006年（平成18年）2月**に「大分県人権教育推進計画」（以下、「推進計画」という）を策定し、県民一人一人が身の回りの人権問題に気づき、「人権という普遍的文化」を築いていく主体者となるための人権教育を推進しました。

その後、県では**2009年（平成21年）4月**、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を施行しました。また、条例に基づき、**2011年（平成23年）**「大分県人権尊重施策基本方針」を策定し、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進しています。

さらに、**2014年（平成26年）**には、「大分県人権尊重施策基本方針」の改訂を行い、より人権が尊重される社会づくりを総合的に推進しています。

我が国においては、**2008年（平成20年）4月**に文部科学省が「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下、〔第三次とりまとめ〕）を公表し、学校教育及び社会教育において、より効果的な人権教育の推進を提示しています。

2013年（平成25年）6月の「いじめ防止対策推進法」、同月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法）」の成立、**2014年1月**には「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善に資する施策の制度的な枠組みが整えられました。

世界の情勢を見ると、**2015～2019年（平成27年～平成31年）**「人権教育のための世界計画第3フェーズ」ではメディア関係職従事者及びジャーナリストを重点的対象者としました。同時に、以下の点に特に重点を置きつつ、**第1フェーズおよび第2フェーズ**の実施を継続・推進するよう、加盟国および関連ステークホルダーに奨励しています。

このような情勢の変化、人権施策に関する本県の基本方針との整合性をふまえ、今後とも人権教育を一層推進するため、現行の推進計画に所要の改訂を加えることにしました。

「国連10年」大分県行動計画

1997年（平成9年）の国内行動計画を受けて、1998年（平成10年）に策定された本県の行動計画で、8つの重要課題を掲げたもの。

発展的に再構築

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざす教育は個々別々に行われるのではなく、人権教育としての大きな枠組みの中で体系化し、これまで同和教育で培ってきた優れた考え方や手法等をさらに発展させ、より深化・充実していくことを通して、人権教育へと広げていくということ。

第1フェーズおよび第2フェーズ

2005年～2009年（平成17年～平成21年）「世界計画」第1フェーズ（初等・中等学校における人権教育の推進）、2010年～2014年（平成22年～平成26年）「世界計画」第2フェーズ（第1フェーズの継続＋高等教育機関における人権教育の推進＋公務員・教職員の人権研修の推進）

3 策定方針

この「推進計画」は、以下の5つの方針に基づき策定しています。

- ① 日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約等の精神に則り、「人権教育・啓発推進法」の基本理念と「基本方針」の趣旨を踏まえる。
- ② 人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育において以下の<3つの柱>に基づき、人権教育の具体的な推進の在り方について示す。

<3つの柱>

- 人権意識の基礎を培う教育の推進
- 豊かな人権感覚を育成する教育の推進
- 人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

- ③ 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組についても、学校教育と社会教育の両面から具体的な推進の在り方を示す。
- ④ 「大分県行動計画」によるこれまでの取組を継承し、より充実した内容のものとする。
- ⑤ 学校教育と社会教育の有機的な連携ができ、現場での具体的な実践につながるものとする。

第Ⅱ章 人権教育の現状

1 人権をめぐる状況

「人権と共生の世紀」と言われる 21 世紀に入っても、戦争や民族紛争、テロ行為等が世界各地で頻発し、痛ましい人権侵害が引き起こされています。人身売買の対象にされたり戦争に駆り出されたりする子どもたちや**ストリートチルドレン**が地球的規模で増加しているだけでなく、女性や子ども、高齢者等の社会的弱者を中心に多くの人々のかけがえのない生命が奪われています。

我が国においても、若者による**ホームレス**への襲撃、**児童虐待**が事件として取り上げられるなど、例外ではありません。学校現場においても、児童生徒がいじめや差別で互いに傷つけ合い、時には生命まで奪ってしまうという痛ましい事件が発生しています。また、そうしたことが原因で不登校となっている児童生徒も少なくありません。

このような状況は、児童生徒一人一人が多種多様な個性や能力を認め合う経験が乏しかったり、自己実現に向けた具体的な方策を学ぶ機会が十分でなかったり、よりよい人間関係を築けなかったりすることが原因であるとも言われています。また、児童生徒を取り巻く家庭や**地域の教育力**が低下していると指摘する声もあります。

こうした現実的な人権問題の解決を通して、人権尊重の意識の高揚を図ることを目的として人権教育は行われていると言えます。

また、現代社会には、女性や死に対する穢(けが)れ意識や家柄、学歴、貧富の差、さらには血液型や信仰する宗教で人を判断しようとする風潮も残されており、それが差別や偏見につながる事例も見られます。同和問題をはじめとする様々な人権問題も、こうした日本社会の風潮にもその原因があると考えられます。

我が国においては国民に人権そのものやその意義、重要性について**理解を図ってきましたが**、人権問題を見抜く感性や人権確立に向けて取り組む態度や技能はまだまだ十分**ではありません**。

大分県人権尊重社会づくり推進条例(2008年〔平成20年〕12月19日)では、人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を迫及できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として取り組んできました。

ストリートチルドレン

街頭にいる子どものことで、使われていない住居や廃墟などを常駐の住家にしており、適切な保護を受けていない者のこと。また、街頭で日雇いや、物売り、物乞いなどをして、その日暮らしをしている者。

ホームレス

失業・家庭崩壊・社会生活からの逃避等様々な要因により特定の住居を持たずに、道路・公園・河川敷・駅舎等で野宿生活を送っている人々。

児童虐待

親などの養育者によって引き起こされる子どもの心身の健康状態を損なうあらゆる状態を言う。虐待の内容としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、養育の拒否・放棄(ネグレクト)などが挙げられる。国では、児童虐待に対処するため、「児童の虐待の防止に関する法律」を2002年(平成14年)11月に施行している。

地域の教育力

子どもたちが、地域社会の中で大人とともに、地域行事等に参画する機会が豊富に準備されて、地域社会の一員として自分たちの住む地域社会の問題を自分のこととしてとらえる機会をもてること。(平成11年生涯学習審議会答申関係部分要約)

しかしながら、今日においても児童虐待の多発、学校におけるいじめの深刻化など、人権に関する様々な問題が存在しています。新たな人権課題として**SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)**の悪用による誹謗中傷の問題やデートDV等も起きています。また、セクシャル・マイノリティの人たちが身近にいることが明らかになり、学校や企業での配慮が求められています。さらには、**ヘイトスピーチ**等の問題が深刻化するなど人権尊重社会の推進への影響が危惧される状況も存在しています。

また、「障害者差別解消法」にある障がいのあるなしに関係なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法整備の動きがあります。

このように、私たちの周りには、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる問題、その他様々な人権に関する問題が今なお存在していることを改めて再認識する必要があります。

2 学校教育における現状

学校における人権教育は、「人権という普遍的文化」を構築するために、人権を大切にしようとする生活習慣や態度を養う中で、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力をもった児童生徒の育成を目的としています。

人権問題の学習を進めるに当たっては、より効果的な学習が進められるよう、これまで指導内容・方法の様々な工夫改善が行われてきました。

学校においては、**聞き取り学習**や**フィールドワーク**を行ったり、地域に伝わる歴史的事実を基にした地域教材の作成を行ったりして、その取組は大きく広がってきました。

また、教職員からの一方的な知識の伝達だけでなく、児童生徒の発達段階を踏まえ、様々な人権問題について、調べ学習や意見発表、討論を行うなど、児童生徒が自由に話し合い、主体的に学習に取り組むような学習方法の工夫を通じ「気づきから行動へ」と発展していく計画的、継続的な学習も行われています。

こうした児童生徒や地域の実態に即した学習方法の工夫は、児童生徒が人権問題を正しく理解し、認識を深めるだけでなく、人権問題を自らの課題として受け止め、解決への実践的態度につながるためには欠かせないものです。幼稚園等においても、読み聞かせで人権感覚を育成したり、園児同士のトラブル等身近で起きた問題を通して学習させるなどの取組が行われています。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

インターネット上に自分の情報を載せた上で他の会員とメッセージを交換し交友を広げるサービス。電子メールなら1対1だが、不特定多数と交流できるのが特徴。

ヘイトスピーチ

憎悪をむき出しにした発言。特に、公の場で、特定の人種・民族・宗教・性別・職業・身分に属する個人や集団に対してする、極端な悪口や中傷のこと。

学校

ここでいう学校は、学校教育法で定める学校に加えてと就学前教育の保育園も含む。

したがってここでいう児童生徒には保育園児等も含むものとしている。

聞き取り学習

調べ学習の一つで、学習者が実際に現地に出かけ、自分の調べたいことについて、当事者や関係者に話を聞くことにより、理解を深めていく学習。

フィールドワーク

ある研究目的をもって、一定の地域を対象として調査研究を行うこと。野外調査、実地(現地)調査ともいう。

学校では野外学習の語が広く使われているが、現地に出かけて生のものをみ、自分で資料を集め、整理し、まとめる活動は、子どもたちが自然や社会に対する認識を広げ深める上で大きな役割を果たす。

人権教育は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進するものです。特設の人権学習の時間だけでなく、日常の学校生活そのものが人権が尊重される場となるようにする教育なのです。

例えば、児童生徒間の好ましい人間関係や児童生徒と教職員との信頼関係の確立、わかりやすい授業の展開、児童生徒一人一人が大切にされる学級・学校づくり、児童生徒の個人情報の保護等が、教育活動を見直す視点とされています。教科の学習で扱われた人権問題を、特別活動や総合的な学習の時間でさらに掘り下げて学習したり学習発表をしたりするなど、教育活動全体で推進する学校も増えてきています。

さらに、児童生徒を対象にするだけでなく、家庭や地域と連携し、開かれた学校づくりを推進しようとする試みも各地で行われています。例えば、児童生徒と保護者が共同で人権について学習し、家庭、学校、地域が一体となり、よりよい生き方を学ぶ教育環境づくりの取組等があります。

こうした教育活動を進めるため、より一層の教職員の資質の向上が求められています。指導者である教職員自身が、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の趣旨に鑑（かんが）み、児童生徒を権利の主体者として尊重し、その成長を支援していくために、人権そのものや様々な人権問題に関する理解と認識を深めるとともに、自らの人権感覚を磨き、人権尊重の精神の涵養（かんよう）に努めることが必要です。

〔第三次とりまとめ〕の公表以降は、その趣旨を踏まえ、体験的参加型学習の手法を取り入れた人権教育に取り組み、充実してきました。

児童生徒に人権尊重の精神と実践力を育てていくためには、さらに、各学校における教職員による積極的な取組が重要となります。各学校においては、〔第三次とりまとめ〕の基本的な考え方を基に、実態等に応じた創意工夫を加え、人権教育の指導方法等の改善・充実に努めています。

同時に、学校における人権教育の推進を図るために、本県においては、地域の実情等を踏まえつつ、研修の実施や、優れた実践事例等に関する情報の提供、効果的なカリキュラム等の研究・開発やその成果の普及、家庭・地域との連携や校種間連携等の体制づくりなど、各学校・教職員への支援に取り組んでいます。

県教育委員会実施の「平成 25 年度公立学校人権教育実態調査」によると、「人権教育の年間指導計画を作成している」学校は 100%、「人権教育のための推進委員会等を設置している」学校は 98%、また、「体験的参加型学習を活用している」学校

は99%、「総合的な学習の時間に人権教育を位置付けている」学校は66%あります。

さらに、学校内の教職員研修では、ほぼすべての学校で人権研修が行われており、年3回以上の実施が88%、年6回以上も24%あります。その内容は、同和問題が71.5%、子どもをめぐる問題が63.5%、障がい者をめぐる問題が52.3%となっています。一方、家庭や地域社会との連携としては、人権講演会が75.7%、人権に関わる授業参観が73.8%となっています。（複数回実施校あり）

現行の人権教育推進計画の策定以来、各学校においては、意図的・計画的に人権教育の推進が図られており、平成16年度調査と比較して「体験的参加型学習を活用している」学校は98%と19%増でほぼ全ての学校で実施されており、人権教育の日常化に向け、着実に成果を挙げています。

しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、自校の実態や課題に即したものになり得ていない場合や、同和問題が計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題ととらえきれず、単なる知識の習得に終わってしまったりしている現状も見られます。

【公立小学校・中学校 県立学校における人権教育の取組の現状】

小学校282校 中学校127校 県立学校69校 計478校
 []の中の数字は%

1 推進体制について

(1) 人権教育推進のための委員会等について

①名 称

同和教育推進委員会	1	人権・同和教育推進委員会	34	人権教育推進委員会	57	組織はない	2	その他	6
-----------	---	--------------	----	-----------	----	-------	---	-----	---

②開催回数

0回	5	1回	8	2回	8	3回	37
4回	11	5回	16	6回以上	15		

2 日常的な推進について

(1) 人権教育年間指導計画の作成について

作成している	100	作成していない	0
--------	-----	---------	---

(2) 授業等で実践した人権課題について

女性の人権問題	64	子どもの人権問題	78	高齢者の人権問題	60	障がい者の人権問題	85
外国人の人権問題	55	医療をめぐる問題	39	拉致問題	26	インターネット	70
いじめ問題	87	DV (デートDV含む)	11	同和問題	84	その他	9

(3) 体験的参加型人権学習の実施について

実施している	99	実施していない	1
--------	----	---------	---

※学習に取り組んだ学校

3 教職員の研修について

(1) 年間実施回数

0回	1	1回	5	2回	7	3回	28
4回	17	5回	18	6回以上	24		

(2) 内 容 (複数選択可)

女性の人権問題	27	子どもの人権問題	64	高齢者の人権問題	22	障がい者の人権問題	52
外国人の人権問題	19	医療をめぐる問題	18	拉致問題	22	スクール・セクハラ	51
インターネット	51	いじめ問題	21	DV (デートDV含む)	20	同和問題	72

4 連携について

(1) 学校から家庭・地域への情報提供

①情報提供の有無

提供した	96	提供しなかった	4
------	----	---------	---

②内 容 (複数選択可)

授業参観の実施	74	学年学級懇談会	42	人権講演会開催	76	コンサート開催	17
進学・就職指導等	32	学年通信記事記載	58	その他	4		

出典：平成25年度公立学校人権教育実態調査

3 社会教育における現状

社会教育における人権教育は、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めることにより、差別をしない・許さない人間の育成と人権尊重の地域づくりをめざして行われています。

「人権教育・啓発推進法」の基本理念では、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」とし、人権教育及び人権啓発は学校教育にとどまらず**生涯学習**として積極的に推進されるべきであることが明記されています。加えて「国民の自主性の尊重」や「国・地方公共団体、国民それぞれの責務」が記されています。特に地方公共団体の責務では「地域の実情を踏まえ」とあり、地域の自主性や特色を生かすことが求められています。

本県においては、公民館等の社会教育施設を中心に人権問題にかかわる講演会や講座の実施、啓発資料の作成・配布等、様々な学習機会が提供されています。

また、**特定職業従事者**等に対しての研修や人権教育に関する指導体制の充実、人権教育を進めるリーダーの育成をめざし、**体験的参加型学習**を推進する**ファシリテーター**の養成、教材等の開発・整備等の取組も行われています。

さらに、**ノーマライゼーション**の考え方にに基づき、多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野で**ユニバーサルデザイン**や**バリアフリー**に関する取組も進められています。

本県において、**2013年（平成25年）に実施した人権に関する県民意識調査（以下「25年県民意識調査」という。）**では、「今の日本で、人権は尊重されていると思いますか」という設問に対し、「尊重されていると思う」「まあ尊重されていると思う」と答えている人の割合が76.7%で、5年前の調査よりも14.2%増加しており、人権が尊重される社会へと向かいつつあります。

その反面、「あなたは人権に関心がありますか」という設問に対し、「あまり関心がない」「関心がない」と答える人の割合は、5年前よりも7.3%増加しており、無関心層の広がりが見られます。また、「これまでに自分が差別されたり自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という設問に対し、28.9%の人が「ある」と答え、5年前の調査から2.1%減少したものの依然、全国調査の2倍近くとなっています。そして、人権教育・啓発活動に関して「これまでに人権に関する講演会

生涯学習

変化の激しい時代にあつて、自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的な意志に基づいて、自己に適した手段・方法を選び、生涯を通じて行う学習活動。

特定職業従事者

人権教育の推進に当たって、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者。例えば、行政職員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、労働行政関係者、マスメディア関係者等。

体験的参加型学習

一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。学習のプロセスを大切に、問題解決を図り、態度や技能（スキル）を身に付けることをめざしている。

ファシリテーター

進行役、促進役と訳される。体験的参加型学習（ワークショップ）で、進行役だけでなく学習の素材になるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど総合的な役割を務める。

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障がい者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

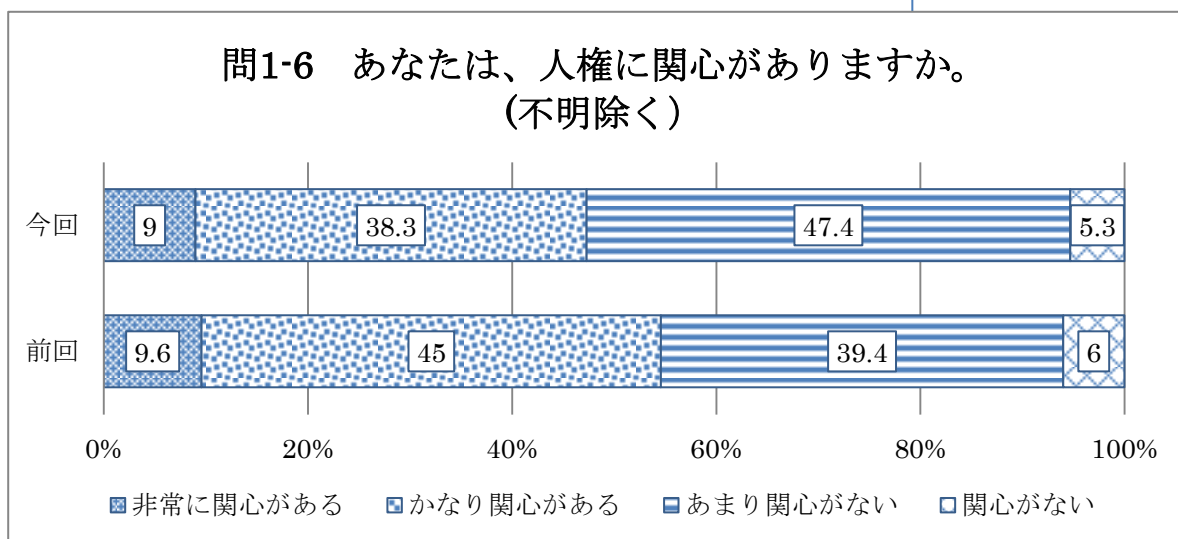
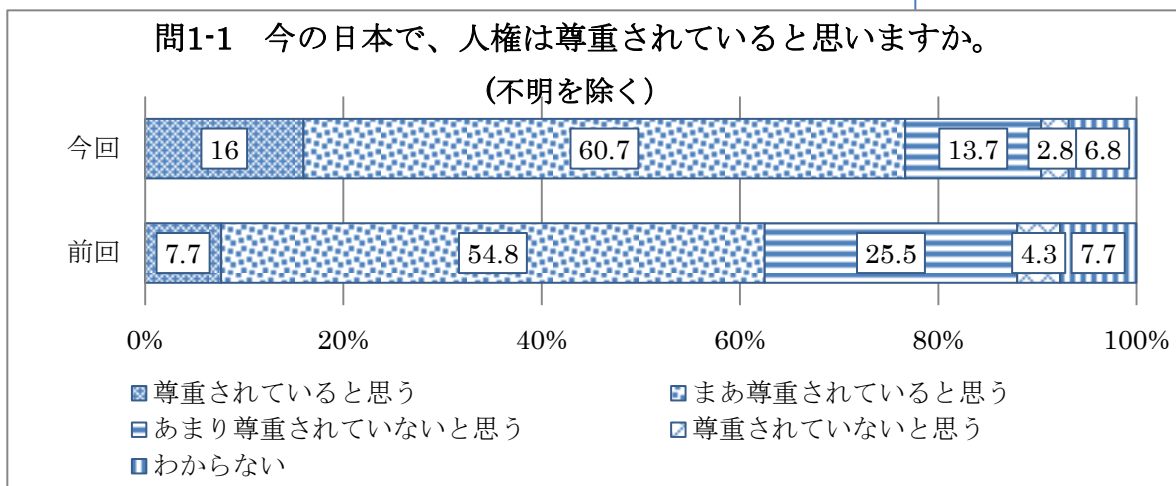
ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化等人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

や研修会・学習会等に何回くらい参加しましたか」という設問に対して、47.1%の人が「1回もない」と答えており、5年前よりも2.7%増加しています。人権研修のマンネリ化、参加者の固定化などが課題となっており、人権教育や啓発活動の内容や方法、学習機会の提供の仕方など更なる改善が求められます。

バリアフリー

段差などの物理的な障壁（バリア）をはじめ、高齢者や障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。



出典：25年県民意識調査

4 同和教育の成果と手法への評価

(1) 成果と課題

本県における人権教育は、同和教育という形でこれまで推進されてきました。

同和教育は、1950年代に学校教育の中で、**同和地区**の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から出発して取組が始まりました。同和地区の子どもの背景にある差別を生み出す原因を探り、解決していこうとする取組は、「差別の現実から深く学ぶ」という原則を生み出しました。また、「子どもたちが自らの暮らしを見つめ綴る営み」を通しての仲間づくりを基底に据え、「差別に対する科学的なものの見方や考え方を育て差別の不当性を認識し行動できる」教育内容を創造するなどの取組も行われてきました。さらに、同和地区の子どもたちの「生活を高める」ための学力補充の取組も県内各地で精力的に行われてきています。

そして、学校教育においては、**教科書無償制度**の実現や奨学金制度の充実等、子どもたちの教育を受ける権利を保障する取組や、**全国高等学校統一用紙**を制定して就職の機会均等をめざす取組等、子どもたちの「未来を保障する」進路指導の取組へと発展していったのです。

社会教育においては、識字運動や社会的立場を自覚して意欲的に差別をなくす主体者をつくる子ども会活動等とともに、地区別の同和問題住民学習会・身元調査お断り運動等が進められ、行政・地域住民・企業・宗教団体等によって、人権啓発・社会教育システムが確立されてきました。

大分県においては、大分県同和教育基本方針が策定される前年の1976年（昭和51年）に、組織的に研究実践を進める**大分県同和教育研究協議会**（現 公益社団法人 大分県人権教育研究協議会）が結成され、同和地区の有無にかかわらず県内全域で精力的に取組が進められるようになりました。

このように、同和教育は、同和問題の解決を基本課題としながら進められてきましたが、部落差別のみの解消を図ってきたわけではありません。障がいのある人にかかわる課題や在日の子どもたちの課題、さらに「荒れ」や不登校等様々な厳しい立場に立つ子どもにも目を向け、あらゆる差別問題・人権問題を解決しようとする教育として行われてきたのです。そこでは、前述のような原則とともに、「差別の悪循環を絶つ」という視点で教育条件の整備をめざす取組として行われてきたのです。

同和問題にかかわる学習では、知識として部落差別の不合理性を理解するだけでなく、差別により奪われた権利の回復や自己実現への道筋を模索したり、**エンパワメント**についての学習も行われてきました。また、学校においては、教室内で学習す

同和地区

行政機関によって同和対策事業が必要と認められた地区。

教科書無償制度

義務教育教科書無償給与制度のこと。憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されている。

全国高等学校統一用紙

就職差別を撤廃するために、新規高等学校卒業生が学校経由で求人事業所に提出するように定められた履歴書・調査書。

1973年（昭和48年）に様式が初めて全国的に統一され、その使用拡大と趣旨徹底が追及されて改定が続けられ、1996年（平成8年）に本籍欄、家族欄等を削除する大幅な改定が実現した。2005年（平成17年）に保護者氏名欄が削除されるなど、改定が行われている。

大分県同和教育研究協議会

1976年（昭和51年）に結成された民間の教育研究団体。教職員、社会教育関係者で組織された。社団法人大分県人権教育研究協議会の設立の2004年（平成16年）に解散した。

エンパワメント

一人の人間として本来有している能力を、社会的に抑圧されることなく発揮できるようにすること。

1995年（平成7年）第4回国連女性会議の決議にこの言葉が使用され広く使用されるようになった。

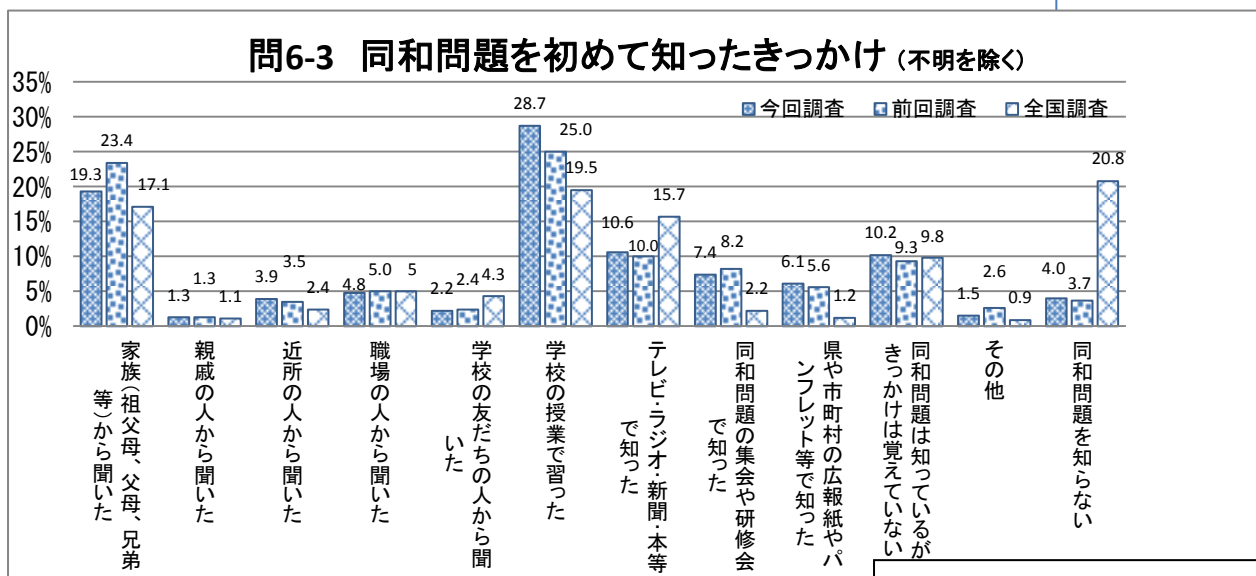
るだけでなく、地域に出かけるフィールドワークや直接被差別の立場にある人から聞き取る調査学習（聞き取り学習）、体験的参加型学習、地域教材の開発等、様々な効果的な手法も生み出されました。

このように、同和教育が長年行われてきた結果、同和問題をはじめとして様々な人権問題に対する幅広い学習が学校教育・社会教育の場で行われ、県民の人権感覚が磨かれるとともに、人権意識の高揚が図られてきました。

25年県民意識調査では、「同和問題を初めて知ったきっかけは何ですか」の設問に対して、「学校の授業で習った」と答えた人が28.7%で5年前より3.7ポイント増えています。これに対して「家族（祖父母、父母、兄弟等）から聞いた」は19.0%で5年前より4.8ポイント減少しています。また、「同和問題を知らない」と答えた本県の割合は3.9%で、国の調査結果20.8%（内閣府「人権擁護に関する世論調査」〔平成24年〕）に比べて少ない割合となっています。これらのことから、「同和問題を知ること」に関して学校の授業での役割が高まっていると考えられます。

一方、各設問に対して「よくわからない」と答えた人の増加にみられるように、人権尊重の社会環境がすすんでいると考えられる半面、同和問題に対する関心度が下がっています。同和問題は過去のものといった考え方や、身の回りには存在しないといった考えがあることから、関心度の低下とこのような考えとの関連性が疑われ、注視すべき点です。

依然として戸籍謄本等不正取得事件や「部落地名総鑑」電子版の存在、結婚や就職時の身元調査、土地差別などの問題が存在します。こうした状況を踏まえると、同和問題の解決に向けた人権教育に今後も取り組む必要があります。



出典：25年県民意識調査

(2) 今後に活かすべき手法等

同和教育を今後の人権教育へつなげるために、県教育委員会は、2001年(平成13年)11月に通知した「同和教育の深化・充実を通して人権教育へ広げるための見直しについて」において、人権尊重の精神を貫く社会の実現に向けて取り組んできた同和教育をさらに発展させつつ、すべての人の基本的人権が尊重され、一人一人の個性を尊重し、様々な文化や多様性を認め合う共生社会を実現するため、あらゆる差別の解消を図る意欲と実践力をもった人間の育成をめざす人権教育へと広げていくとし、その周知徹底を図りました。

同和教育が大切にしてきた「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、被差別の立場にある子どもや親たちの生活の現実・背景にあるものを探り、何が差別なのか、何が差別を生み出しているのかということを追求め、そこから差別をなくす人権尊重の教育の課題を明らかにしようとするものです。併せて、差別の厳しさを実感することで、差別に立ち向かっていく人たちの強さやたくましさ、温かさ気づくとともに、自分と人権問題とのかかわり確かめ、自らの有り様と取り組む道筋を明らかにしていこうとするものでもあります。

人権教育は、常に具体的な問題を見つめることなしには成り立ちません。私たちの身の回りにある様々な人権問題は、どれも当事者にとっては最も深刻かつ重大な問題です。人権教育は、そうした当事者の立場や願い、思いから始めなければならないことは言うまでもありません。つまり、「差別の現実から深く学ぶ」という原則は、人権教育を進める上で最も大切にしなければならないことなのです。人権問題についての学習は、観念論ではなく、具体的事実をもとに解決の糸口を探る学習でなければなりません。同和教育で取り組まれていた、地域教材や身近に起こった具体的事実に基づく教材による学習、聞き取り学習、フィールドワーク等を総合的な学習の時間等を活用して行ったりすることで、大きな学習効果を上げることが期待されています。

また、同和教育では、人間は誰しも差別する側にも差別される側にもなり得ることから、差別の問題と自分自身がどのようにかかわっているのかをとらえることを大切にしてきました。そうした中で、一人一人の子どもが自分の生活を綴り、語り合う中で、一人一人が仲間として理解し合いながらつながるという「仲間づくり」を根底に据えて進められてきました。

これまで本県で積み上げられてきた同和問題に関する教育・啓発活動の成果と手法に対する評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育の進め方として差別の現

実から深く学ぶ」という原則に立ち返り、今後も発展的に推進していきます。

第三章 人権教育の在り方

1 人権尊重の理念

日本国憲法では、第 11 条で「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」としています。また、「生命、自由、幸福追求の権利」を個人尊重の原則として挙げ、第 14 条では「すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」として、人権は国民相互の関係においても最大限尊重されるべきものであるとしています。

今日、様々な人権問題について国民の知識・理解は広がりを見せてきています。しかし、人権尊重の理念について国民全体の正しい理解は決して十分だとは言えません。人権は、誰もがもっている固有の権利で、他人から縛られることなく各人が同じように幸福を追求できる権利です。

したがって、人権尊重の理念は、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う個人の責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、**人権の共存**の考え方として理解すべきです。

2 人権教育の基本的な在り方

国際的な人権教育の原点は、第二次世界大戦における人種主義を政治的に利用した惨禍への痛烈な反省にありました。戦後、**ユネスコ**等の国際機関が、反人種差別の教育や**国際理解教育**に力を注ぎましたが、それらは西洋社会からの視点で構築されたものであり、「人種間に優劣のないことを科学的に証明し、その正しい理解を人々に広めれば差別は克服される」という考え方に基づいて行われてきました。

1960 年代に入り、西洋の植民地とされてきた国々が相次いで独立してくると、西洋社会は自らが抑圧してきた国々に対し開発援助を行い、それらの国々の社会的・経済的問題の解決に取り組まなくてはならなくなりました。自国民に開発援助の必要性を理解させるために、援助する国々の諸問題について教育することが必要になりました。

しかしこれらの教育は、援助の必要性を強調するあまり、貧困や飢餓等の厳しい状況を情報として伝えることが中心となり、学習者の同情心を喚起するだけにとどまったり、深刻な現実に対する無力感や絶望感、さらには問題回避の姿勢すら生じさせたりする結果に終わりました。

人権の共存

2005年(平成17年)1月策定の大分県人権施策基本計画では、人権は対立や優先の関係にあるものではなく、相互に補強するという考え、「人権の不可分性と相互依存性」としている。

ユネスコ

国連教育科学文化機関。国際連合の専門機関の一つ。教育・科学・文化を通じ国際協力を促進し、世界の平和と安全とに貢献することを目的とする。1946年(昭和21年)設立。

国際理解教育

広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を子どもたちに育成する教育をいう。

こうした失敗の反省から、1970年代以降は、**南北問題**を生み出す社会構造に目を向けると同時に、知識だけでなく、問題に対して共感し、その解決に積極的に取り組もうとする「態度」や問題解決に資するための「技能」を獲得するための教育の在り方が模索されました。いわゆる**第三世界**の諸問題「について (about)」の知識を学ぶ教育から、問題解決の「ための (for)」行動力の獲得をめざす教育への転換が試みられたのです。こうした研究が活発に行われた結果、学習者が主体になる方法として体験的参加型学習が導入され、数多くの教育実践が生み出されていきました。

1970年代後半から深刻な不況の中で人権侵害や暴力、テロ行為が多発し、その矛先が外国人に向けられる事態が増加しました。これまで多くの移民・難民・外国人労働者を受け入れてきた西洋社会は、多様な文化や価値観をもつ人々の存在を受け入れ、問題を暴力ではなく、民主的手段によって解決することを学ばなければならなくなりました。

アメリカの**多文化教育**、イギリスの**ワールドスタディーズ**、アジアで進められている人権教育等、世界各地で展開されている様々な人権教育は、被差別の立場の人々の自尊感情を高め誇りを取り戻す営みを重視し、そこからすべての人々の人権を自分の問題としてとらえていこうとするものです。こうしたよりグローバルな視野をもち、差別、福祉、環境、平和等の課題も取り上げることで、より豊かな人権教育が作りあげられていきました。

このような動きが「国連10年」の取組にもつながり、2004年（平成16年）の「国連10年」終了後も人権教育に引き続き取り組むため、国連は「**人権教育のための世界プログラム**」を採択しています。

我が国では、今日、「人権教育・啓発推進法」が策定され「基本計画」が決定されています。この「基本計画」を踏まえ、文部科学省が設置した人権教育の指導方法等に関する調査研究会が、人権教育の指導方法等の在り方についてのとりまとめを行い、人権教育の取組の改善・充実をめざした基本的考え方を示しています。

「国連10年」国内行動計画では、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義しています。さらに「国連10年」の決議では、「人権教育は単なる情報提供にとどまるものではない。あらゆる発達段階の人々、社会のあらゆる階層の人々が他の人々の人権について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、「人権教

南北問題

先進工業国と開発途上国との経済格差から生まれる様々な問題を総称したものの。地図上で豊かな国々が北側に位置し、貧しい国々が南側に多いことからこう呼ばれるようになった。

第三世界

先進資本主義諸国を第一世界、社会主義諸国を第二世界と呼ぶのに対し、アジア・アフリカ・ラテンアメリカなどの発展途上にある国の呼称。

多文化教育

アメリカ合衆国ではじまった。多文化教育は社会の周辺に位置付けられてきた文化的・民族的少数派の権利を擁護する教育であると同時に、多文化共生が求められる今の時代を生きるすべての市民にとって不可欠な知識、技能、態度を育てる教育をいう。

ワールドスタディーズ

1980年代にイギリスで展開されたワールドスタディーズ、現在は市民性（シチズンシップ）教育。途上国での開発支援の経験などを組み入れた教材開発や学習方法が研究、開発、実践され、その成果をテキストとしてまとめた。イギリスのワールド・スタディーズ・プロジェクトの成果は、参加型学習やアクティビティとして日本に紹介され、関心ある教員の目に留まった。

人権教育のための世界プログラム

2004年（平成16年）4月に国連人権委員会で採択され、2004年12月国連総会で採択された「人権教育のための世界プログラム」は、翌2005年から始まる新たな人権教育に關しての世界的枠組み。

第一段階の行動計画では、2005年～2007年に「初等・中等学校制度における人権教育」に重点が置かれている。

育・啓発推進法」では人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とし、「地域の実情を踏まえ」「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用」をすべきであるとしています。つまり、人権という普遍的文化の構築のためには、生涯にわたる人権教育が大切であると指摘しています。

このように、人権教育は、生涯学習の視点に立って人権について学び、その尊厳を確立するための方法と手段について学ぶ教育として推進されなければなりません。つまり、人権教育はすべての教育活動の根底に位置付けられるべきものです。

学校教育では、それぞれの校種において教育目的や学校教育目標の実現をめざし、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて推進されるものです。

そして、人権教育の基本的な在り方を示すため、文部科学省は、2004年（平成16年）に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」を、2006年（平成18年）に「同〔第二次とりまとめ〕」を、そして2008年（平成20年）に「同〔第三次とりまとめ〕」を完成させました。

それぞれの内容は、以下のとおりです。

〔第一次とりまとめ〕：人権教育に関する基本的事項について解説

〔第二次とりまとめ〕：指導方法の工夫、改善のための理論的指針を提供

〔第三次とりまとめ〕：人権教育の指導方法の理解をより一層深め、具体的な実践につなぐ、掲載事例の充実

人権が尊重される環境を整え、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、組織的・計画的に人権教育を実施していくことが大切です。また、社会教育においては、乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学習者のニーズに応えるよう、多様な場と機会を提供して人権教育を進めていくことが重要です。

一次ページの図参照

これまで人権という言葉の定義は、時代や個人の立場によってとらえ方が異なっていた面があります。ある一つの事例をとっても、それが人権問題であるか否か、差別であるか否かのとらえ方も時代により変化してきました。

今後とも、「人権という普遍的文化」の構築を達成するためには、県民一人一人が人権について、自らの体験や思いを率直に出し合うとともに、絶えず認識を深めるための学習を行い、よ

りよい社会づくりをめざして建設的に論じながら学習していくことが何より大切です。

人権教育を通じて育てたい資質・能力

出典：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」
 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度
 (以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」とが統合するときに生じる)

人権に関する知的理解
 (以下の知識的側面の能動的学習で深化される)

関連

人権感覚
 (以下の価値的・態度的側面、技能的側面の学習で高められる)

知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識 等

価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を関知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた態度
- ・人権侵害を受けようとしている人々を支援しようとする意欲や態度 等

技能的側面

- ・互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性
- ・能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ・対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能 等

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級
 (人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

①知識的側面

人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で、**具体的に役立つ知識**でなければならない。

②価値・態度的側面

人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結びつけるための**価値や態度の育成**に関するもの。こうした価値や態度が人権感覚を目覚めさせ、高めさせることにつながる。

③技能的側面

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見きわめる技能、相違を認めて受容する諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能などが含まれ、人権感覚を鋭敏にする。

第IV章 人権教育推進の方策

1 大分県人権教育基本方針の3つの柱

本県における今後の人権教育推進の基本的な考え方や方向性について、基本方針には、策定方針で述べたように3つの柱が示されています。

ここでは、この基本方針の趣旨を踏まえ、学校教育、社会教育における人権教育の推進の方策等について示します。

(1) 学校教育における取組

学校における教育活動は、すべての人を大切にする人権尊重の精神に貫かれたものとして進められなければなりません。人権が尊重された社会づくりを担える力をもった人間を育成するために、次のような取組を進めます。

○ 自他を尊重する意識を育成する取組

児童生徒が、自分自身がかけがえのない存在であることに気づき、自分の短所も含めて自分自身を好きになろうとする時、他の人の「不完全さ」や「失敗」も素直に受け止めやすくなると言われています。つまり、自分がかけがえのない存在だと気づいた児童生徒は、友だちも大切にしようとしめます。そうした意味で、「自分自身をかけがえのない存在と感じる」自尊感情は、すべての人の尊厳を認める人権意識の基礎と考えられます。

この自尊感情は、児童生徒がどのような経験をしてきたか、周りの人に自分が肯定的に評価されてきたか、否定的に評価されてきたかということによって、大きく左右されます。つまり、自尊感情は、児童生徒を取り巻く人々に影響され、形成されていくものと言えます。

自尊感情を育成するためには、まず学校生活のすべてにおいて「一人一人が大切にされている環境」をつくるのが大切です。そのためには、「児童生徒の話最後まで聞く」とか、「一人一人に丁寧な言葉で声をかける」などして、「自分が集団の中で認められている」という実感を児童生徒にもたせるような教職員と児童生徒の信頼関係をつくるようにします。

さらに、「自分の意見をはっきり言える」ことや「相手の考えをしっかり受け止める」ことを通して、児童生徒同士が相互に理解し合える関係を育てることも大切です。

また、児童生徒に何かをやり遂げた「達成感」や「成就感」を味わえるような経験をさせることも必要です。

こうした取組の結果、児童生徒の中に自尊感情がはぐくまれ、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」という**人権感覚**が醸成されます。

人権感覚

人権感覚とは、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるなど、人権の価値や意義、それを尊重する態度や技能を一つにまとめたもの。

○ 人権に対する鋭い感性を養い、人権感覚をもった児童生徒を育成する取組

人権問題について「それはおかしい」と直感的にとらえることのできる鋭い感性を育てるには、身の回りにある人権問題について系統的に学習し、正しく理解することが必要です。例えば、いじめ等暮らしの中の人権侵害の事例を取り上げ、これについて学習を重ねます。そうすることで、個人や社会にひそむ偏見や差別意識に気づき、人権問題をより身近な問題としてとらえることができるようになります。さらに、学習を通して得られた知識や理解が、「気づき」につながり、人権への配慮が態度や行動に現れるような豊かな人権感覚へと育っていくものと考えています。

そのためには、まず児童生徒間の好ましい人間関係の確立が大切です。一人一人の児童生徒にとって、学校や学級の中に自分の居場所があり、児童生徒間でお互いに心理的圧迫がなく、安心して過ごせる雰囲気づくりが必要です。例えば、日常の授業において、わからないことが自然にわからないと言え、学習につまずいたり試行錯誤することが当然のこととして学級で受け入れられるなど、児童生徒にとって学校や学級が安心して発言できる場でなければなりません。そのような環境の中で育つことによってこそ、人権侵害の場面に出合った時「それはおかしい」という発言や態度を表明することができる児童生徒が育つのです。

○ 自他を尊重する意欲や態度、技能を育成する取組

人権問題に対する正しい理解や認識を深めることで、様々な人権侵害や人権問題に対する自分の考えをより確かなものにし、思考力・判断力を高めながら、具体的な行動につなぐための態度や技能の育成を図ることが大切です。具体的には、一人一人の多様性を尊重し、様々な課題に積極的にかかわっていかうとする意欲や態度、相手を尊重しながら自分の考えや意見を表明したり、他の人の意見を受け止めたりできる技能等を育成することです。

そのためには、まず、児童生徒の実態や保護者や地域の願いを把握することが必要です。そして、児童生徒の発達段階に応じた人権学習や教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における教育活動の中に、人権尊重の視点を明確に位置付けて取り組みます。

学校生活の様々な場面において、人とのかかわりを深める取組をできるだけ多くつくり出すようにするとともに、体験的参加型学習を通して、疑似体験等による具体的な技能の習得を図るようにします。特に、他の人の立場に立つ相手の考えや気持

ちを共感的に理解する力や自分の考えだけを一方的に主張するのではなく、相手の主張もうまく取り入れながら意見を交流できるコミュニケーションの能力、技能等は、ボランティア活動や社会体験、自然体験活動で、人との交流の場を多く経験させることを通して培っていくことが大切です。

また、保・幼や小、中、高、特別支援学校間の連携を深め、教育内容を系統的に整備し、学習方法を工夫改善しながら実践を積み上げていくことも必要です。

○【第三次とりまとめ】の趣旨を踏まえた取組

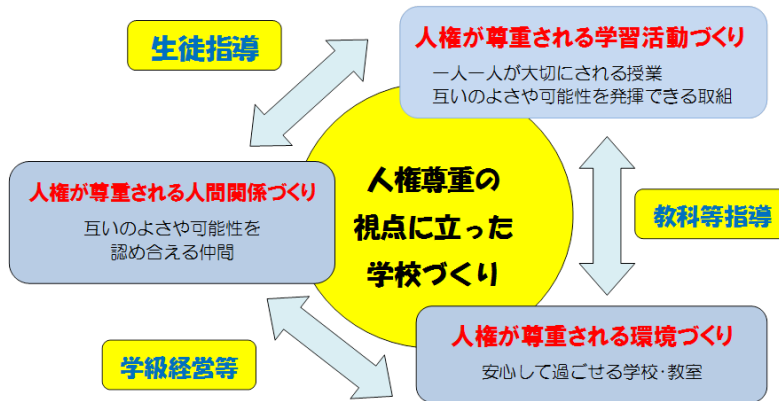
自他の人権の大切さが認められるような環境をつくるのが、まず学校・学級の中で取り組まれなければなりません。また、それは学校だけでなく、家庭、地域においてもそのような環境をつくる必要があることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要です。

さらに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要です。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切です。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められます。

- 1 他人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- 2 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- 3 自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育てていくために、「人権が尊重される学習活動づくり」・「人権が尊重される人間関係づくり」・「人権が尊重される環境づくり」とが一体となった人権尊重の視点に立つ学校全体として取組が必要です。そして、学校教育の具体的な実践に繋がるよう、【第三次とりまとめ】の掲載事例の積極的な活用が望まれます。

【人権尊重の視点に立つ学校づくり】



出典：人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

(2) 社会教育における取組

地域における人権教育の在り方は、そこに生きる人々の人権意識に影響を与えることから、次のような取組を進めます。

○ 共に生きる地域の集団を育てる取組

人権意識の基礎となる自尊感情は、小さな子どもの頃から形成されます。まず、周りの大人によって受容され、公正・公平感のある環境のもとで養育されるかどうか重要な意味を持ちます。また、正しいことを正しいと言える雰囲気子どもの活動の中に満ちていることも大切です。

公民館等で行われている家庭教育学級やP T A研修等の場をとらえ、子どもを取り巻く大人が、まず子どもたち一人一人をありのままの姿で受け止め、その存在を大切にしよう働きかける学習が求められます。子どもを対象とした行事においても、一人一人の子どもに出番を用意しているか、一方的に大人が命令することは極力少なくし、子どもの気持ちをできるだけ尊重する活動を仕組んでいるか、また、正義が貫かれるような雰囲気が醸成されているか等に配慮する必要があります。

大人になってからの自尊感情は、基本的には、家族等の身近な人間関係、仕事等での業績や成就感、友人等との人間関係、という3つの条件が大きく関係していると言われています。

地域住民は、家庭や職場、地域において人間関係によるトラブルをはじめ様々な課題に直面します。地域に根強く残る世間体意識、家意識、因習等がその原因となることがあります。

このような課題を解決し、地域住民が豊かに共生していくためには、住民相互の触れ合いや意見交流を通じて、互いの違い

や価値観を認め合い、互いに励まし合い、「ともに活動していこう」、「ともに生きていこう」とする意識づくりと、そのような意識でつながる集団を育てることが大切です。

これまでも、建物や施設をそれを利用する人にやさしいものにしようとする取組や、地域ぐるみでの各種イベント、人権に関する各種グループの自主的な学習活動等が展開されてきています。

核家族化、少子化の中で、乳幼児の保護者が子育てに対する不安や孤立感からストレスとなり、幼児の虐待につながる事例が見受けられます。

幼少期に周りの大人から受けた愛情や関わりが自尊感情の形成に大きな影響を与えることから、保護者の不安や孤立感を解消するための居場所づくりや、学習機会の提供がさらに求められています。

今後とも、地域に住む一人一人の思いや願いを大切にする雰囲気の中で、各種の学習活動を展開することにより、地域としての温かさや居心地の良さ、住民同士のつながりや信頼関係を実感できる「共生の意識をはぐくむ土台づくり」に努めることが大切です。

○ 生涯にわたる学習を保障する取組

公民館等の社会教育施設を中心として行われている各種講座等で、地域の実情を踏まえ、人権に関する多様な学習機会を提供し、その充実を図っていくことにより、人権問題を他人事や遠い存在ではなく自分自身の身近な問題として、主体的にとらえられるようにすることが大切です。

これまで、学習者の気づきや主体的学習を促す工夫として、**フィールドワーク**や**出会いの学習**をはじめとする各種の体験的参加型学習が導入されてきました。講師の話を一方向的に聞くのではなく、自分の中にある思いをはっきりさせ、自分の心の中にある人権課題と向き合い、それを乗り越える手がかりを学習者同士の意見交換や気づきから得ることができるよう学習方法を工夫することが大切です。

また、差別を受けた人や差別解消に向け取り組んでいる人々から直接学ぶことで、学習者に差別を身近に感じさせ、その生き様に共感し自分と差別について考えるきっかけを与えるとともに、差別をしない生き方を模索させたり、差別を克服する勇氣を与えるなどして、自分の人権問題に対する理解や認識をより確かなものとし、的確な思考力、判断力、鋭い感性が高められるような学習の促進を図ります。

今後とも、人権教育を生涯学習として位置付け、日々の生活体験と人権問題についての学習とを効果的に結びつけ、地域の

フィールドワーク

ある研究目的をもって、一定の地域を対象として調査研究を行うこと。野外調査、実地（現地）調査ともいう。

学校では野外学習の語が広く使われているが、現地に出かけて生のものをみ、自分で資料を集め、整理し、まとめる活動は、子どもたちが自然や社会に対する認識を広げ深める上で大きな役割を果たす。

出会いの学習

学習の中で、人権問題の当事者や問題場面、問題解決に取り組んでいる人々等に出会い、話を聞いたり、自分自身で問題の解決に模範的に取り組むなどの学習。

人権課題を把握・分析し、その課題解決のための展望をもって学習プログラムを立案するとともに、多様な手法を整えて計画的に学習を進めていくことが必要です。

また、今後とも高度情報化が一層進展すると考えられることから、様々なメディアの情報を自分なりに取捨選択し、何が真実かを読み取り、情報を活用する技能や能力を身に付けることは、生涯を通しての学びを保障する上で欠かせない要件であると考えられます。

学習機会の提供を行ううえでは、市町村が定期的実施する意識調査結果や地域の実態調査等を踏まえ、学習対象者のニーズにあった内容や、参加しやすい時間帯を考慮して効果的に実施することが必要です。

また、県内の社会教育における取組状況に較差が生じないようにするために、県、市町村、関係団体からなる県内の推進体制を構築し、県全体で協議や研修、実践交流等を行いながら推進していきます。

○ 人権を尊重する主体を育てる取組

人権を尊重する主体を育てるためには、一人一人が人権について正しい理解と認識を深めるとともに、その正しい理解や認識を具体的な行動につなぐ技能や態度の育成が重要です。例えば、他者との人間関係を大切にしながら、自分の意見を正確に伝える技能や、色々な意見や考え方を認めた上で、様々な課題解決に積極的にかかわっていきこうとする態度等です。

そのためには、各種講座や人権フェスティバルの開催等、住民が互いに交流し、参加者が触れ合い語り合うことを通して自分の意見を表現し、他者の意見を受け止めることのできるコミュニケーション能力を育成したり、様々な課題に積極的にかかわろうとする姿勢や態度を育成することが求められます。

さらに、人権問題を克服しようとする地域住民の意欲や態度をはぐくむため、地域で行われる祭りや清掃活動、ボランティア活動等への積極的な参加を促し、実際に参加し体験することで地域住民相互のつながりを深め、互いに支え合う地域づくりに参画しようとする姿勢をはぐくみ、自分たちが直面している地域の課題に自ら対処できる力を高めていくことが求められます。

人間関係が希薄になる中で、地域の様々な行事や活動に主体的に参加する住民や人権学習講座、指導者養成講座等を受講した人を中心に、人権問題について自ら学習し、その学習を広げていく主体者を育てることが必要です。

(3) 学校教育と社会教育の連携における取組

「人権という普遍的文化」を日常生活に根づかせるため、家庭、学校、地域がそれぞれの場で人権教育の取組を進めるとともに、その取組をさらに充実したものとするため、それぞれが連携し、次のような取組を進めます。

○ 人権尊重を地域で進める取組

児童生徒は、家庭、学校、地域の中で日々生活しています。したがって、共に育てていくという視点に立ち学校での人権教育の取組を家庭や地域に知らせることで、学校教育で培った人権感覚が家庭、地域で損なわれることなく、さらに醸成されるような取組を進め、連携を確かなものにする必要があります。

そのためには、保護者や地域の人々に授業等を参観してもらう機会を積極的に設け、その中で、児童生徒と保護者等と一緒に取組んでいく考えを交流し合う活動等の工夫を行うことも効果的です。

また、地域には、年齢や性別、国籍等様々な違いをもつ人々が暮らしています。そこには、いろいろなものの見方や考え方が存在しています。これらの人々は、その地域の人権意識の醸成に大きな影響をもつと同時に優れた人材として役立つものです。地域にある資料を使って学習を行ったり、様々な活動を行っている人を指導者として学習会に招くなどして、地域全体で人権教育に取り組んでいく「人権が尊重された地域づくり」を進めていくことが大切になります。

○ 家庭の果たす役割を見直す取組

近年、家庭における核家族化、少子高齢化といった環境の変化や、不登校児童生徒、「フリーター」、「ニート」と呼ばれる若者の増加等が原因で、子育てや高齢者とのかかわり等に悩みや不安をもつ大人が多くなってきています。また、児童虐待や**ドメスティック・バイオレンス**（以下「DV」という。）等、深刻な問題も生まれています。

これは、本来心身ともに安らぐ場であり、親や周りの大人の生き方を通して、働くということ、生活するということかについて学ぶはずである家庭の役割や在り方が問われているとも言えます。

家庭において、遊びや家事分担、家族との触れ合い等の日常生活を通して、豊かな情操を育てたり、思いやりの心をはぐくみ基本的な社会規範意識等を身に付けさせることは、生涯にわたる人権感覚を養う上で大変重要です。

また、その際、愛情と信頼に基づいて子育てをすること、偏見をもたず差別をしない生き方をする、男女がそれぞれの責

フリーター

厚生労働省の定義によれば、年齢が15～34歳で、勤務先での呼称が「アルバイト」又は「パート」となっている者、男性は継続就業年数が1～5年未満、女性は未婚で家事をしていない者、現在無業者は「アルバイト・パート」を希望する者となっている。

ニート

「職に就いていない、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者をさす。

ドメスティック・バイオレンス

Domestic Violence
夫婦・恋人など親密な関係にある男女間の暴力。
被害者の多くは女性であるため、主に夫から妻への暴力をさす。

任を担って共に協力し合う生き方を保護者自らが日常の生活の中で実践することは、子どもに自他を信頼する意識をはぐくむなど、人権意識の基礎を育てる上で有効です。

家庭の教育力を高めるには、家庭が果たす役割についての正しい情報を提供したり、子育てについての相談体制や学習機会を充実したりすることが必要となります。子育てや高齢者の問題等、身近な問題について、安心して様々な情報交換が行える地域づくりを進めます。

○ 学校と家庭・地域との連携

学校教育で行われている人権教育の内容を保護者や地域住民が理解していなかったり、保護者の人権学習の機会が少なかったりし、学校や家庭、地域で共通の人権の視点を持った子育てがなされていないこともあります。このような中で、「園・学校・地域の連携で進める人権意識に根ざした行動力やコミュニケーション力のある子どもの育成」を掲げ、自尊感情を高める取組を行っている地域があります。

人権感覚の育成には学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、幼児児童生徒・保護者・地域住民等と一緒に活動するイベント等を通じ、これらの人々の間に人権意識がより一層広まるような取組の工夫を進めます。

2 個人権課題

(1) 同和問題

ア これまでの取組

同和教育は、**同和地区**の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から、取組を始めました。そして、**教科書無償制度**や**地域改善対策高校・大学等進学奨励費**等、子どもたちの教育を受ける権利を保障する取組へと発展していきました。また、社会科の教科書を中心に同和問題に関する直接的記述が盛り込まれるようになったのは、中学校は1972年（昭和47年）度、小学校は1974年（昭和49年）度からで、この間県内でも地域教材が多くつくられてきました。

本県においては、同和問題の解決をめざし、「差別の現実から深く学ぶ」を原則に、組織的に同和教育の実践を進めるため、1976年（昭和51年）大分県同和教育研究協議会が結成されました。翌1977年（昭和52年）、大分県同和教育基本方針が策定され、同和地区の有無にかかわらず、県内全域で学校教育・社会教育の場を通じて取組が進められるようになりました。また、1978年（昭和53年）には、**全国高等学校統一用紙**の取組が始められました。

同和地区

歴史的、社会的に差別を受けてきた地区。

教科書無償制度

1963（昭和38）年文部省は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を成立させ、全国的に教科書無償が成立した。

これは1961年、高知県長浜で起こった教科書無償の運動が基礎となっている。

地域改善対策高校・大学等進学奨励費

同和地区出身の生徒たちに教育の機会均等を具体的に保障する目的で実現した奨学金制度のこと。

全国高等学校統一用紙

就職差別を撤廃するために、新規高等学校卒業生が学校経由で求人事業所に提出するように定められた履歴書・調査書。

1973年（昭和48年）に様式が初めて全国的に統一され、その使用拡大と趣旨徹底が追及されて改定が続けられ、1996年（平成8年）に本籍欄、家族欄等を削除する大幅な改定が実現した。2005年（平成17年）に保護者氏名欄が削除されるなど、改定が行われている。

各市町村においては、それぞれの実態に応じて、地域住民に対する学習会や地区懇談会、公民館等での講座、人権フェスティバル、市民団体やPTA、企業等における研修会、同和地区の子どもを対象にした子ども会活動等が実施されてきました。

イ 現状と課題

同和問題の早期解決に向けて教育・啓発を積極的に推進してきましたが、未だに結婚問題を中心とした**差別事象**が発生しています。その背景には、昔ながらの**家意識**・迷信や世間体を気にする風潮が挙げられます。同和問題の解決に向けては、同和問題について学習するだけでなく、それらの**因習**からの解放が不可欠です。また、近年では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲載等、新たな差別事象も発生しています。

「自分が部落出身だと知ったら、友だちはどう思うだろうか」と不安を胸に学校に通っている子ども、「そんなの関係ない」と友人から言われながらも「自分のことを本当に理解してくれた言葉なのだろうか」と疑問をもってしまう子どもたちがいます。人権学習が行われている間、顔を上げられずにいる子ども、「今日も何事もなく笑顔で帰って来ますように」と祈る親たちがいます。

県内全域で、学校教育・社会教育の現場で同和教育が行われてきたものの、地域ごとにとり組の較差があったことは事実です。部落問題についての学習も各地で行われてきましたが、知識・理解にとどまり、自分の問題としてとらえることができず、差別解消につなげることができなかつた現実もあります。

学校教育の現場で子どもたちの人権意識を高めることができなかつた背景の一つに、教職員自身の同和問題に対する認識の低さが挙げられます。また、教育活動全体で取り組むと言いながら、教科の学習と人権学習との関連についての押さえが不十分であったことも考えられます。それらの取組が不十分であった結果として、学校でも**問題事象**が起きています。

また、同和地区の子どもたちの進路指導に取り組んできた結果、進学率の較差はかなり解消されてきましたが、**現在も残っています**。

社会教育の現場では、研究組織はあったものの、同和問題には全く触れず、人権一般で学習会が行われた地域もあります。また、学習会も人が集まったことで成果があったと考えがちで、内容を十分深めていくところまでには至らない地域もありました。さらに、啓発担当者の意識が高まる前に、担当する部署を異動するため、学習の継続を図ることが難しく、結果として内容が深まっていかなかつたことも原因の一つと言えます。

差別事象

同和地区に居住している又は居住していたことを理由に結婚や就職等において起きる事象のこと。

家意識

家父長制による家制度が個々人に内面化された価値観。家に内在する差別関係は家と家の関係へも拡大する。

因習

伝統的に受け継がれてきた風俗、習慣、制度のうちで、主として現在ではむしろ望ましくないと思われるものを意味する。

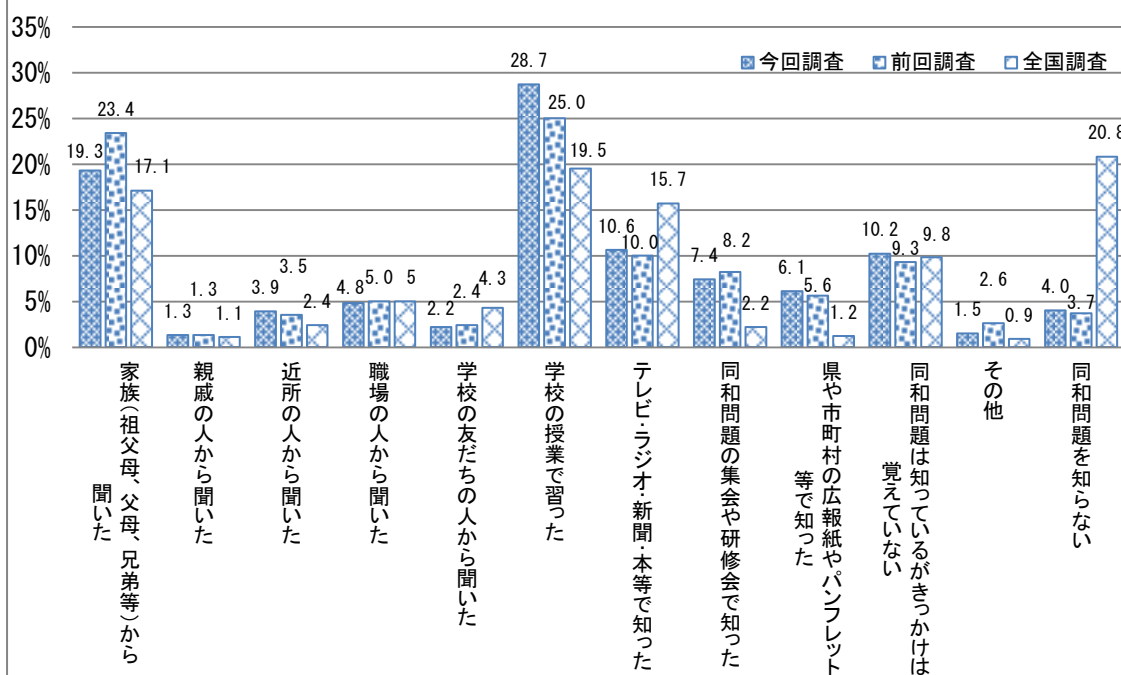
問題事象

学校現場や社会教育の場において、賤称語を同和地区居住者以外に向けて発した事象。

25年県民意識調査では、「日本における人権課題について関心があるもの」の設問に対して、「同和問題」と答えている割合は28.1%、全国調査13.4%よりも高いものの5年前の調査よりも低くなっています。また、「同和問題をはじめて知ったきっかけ」の設問に対して、28.7%が「学校の授業で習った」と答えています。しかし、20代で「同和問題を知らない」と答えた割合は**14.4%**で他の年代よりも高いことから、校種毎の指導内容を見直し、計画的な学習とする必要があります。また、校種間の指導内容の共有化、系統性、連続性確保のため校種間の連携を進めていく必要があります、これまでの同和教育の在り方を見直し、一層の工夫改善を図ることが必要です。

14.4%
人権に関する県民意識調査 報告書 P66より
(2014年〔平成26年〕大分県生活環境部人権・同和対策課)

問6-3 同和問題を初めて知ったきっかけ (不明を除く)



出典：25年県民意識調査

ウ 基本的な方向

学校教育

○ 子どもと向き合う～差別の現実から深く学ぶ～

まず大事なものは、部落に生まれたことでいわれなき差別に苦しむ子どもや親たちの姿をしっかりととらえることです。「差別の現実から深く学ぶ」ために、子どもや親たちの行動や言葉に表れる現象面だけを見るのではなく、現実の生活やその背景を探り、何が差別なのか、何が差別を生み出しているのかを明らかにし、教育実践へとつなげていきます。

○ 自己変革・意識変革～研修の充実～

同和問題を正しく知るだけでなく、自分の問題として考えるために、いろいろな人との出会いを通して、自分を見つめ直し、問い直していきます。そして、差別と自分がどうかかわっていたのか、差別に対してどのような態度をとろうとしてきたのか、教育を進める側の自己変革・意識変革に努めます。

そのためには、学年や学校全体での推進体制を確立し、一人一人の子どもの人権を保障し、子どもを大切にしたい学校・学級づくりに向けた研修を行います。現象面への対応に終始するのではなく、今取り組んでいることや子どものことなどについて本音で語り合う環境をつくり出します。それらを通して自分自身を見つめ直すことを始めます。

○ 学習活動・方法の工夫

部落問題を知的理解にとどまらず、自分のこと、身近なこととしてとらえる学習にするため、「何を学ばせたいのか」「何を考えさせたいのか」「どんな力を付けたいのか」目の前の子どもたちの実態をしっかりととらえて、取組を進めていきます。

差別に負けずたくましく生きてきた部落の人たちとの出会いが、子どもたちに元気や勇気を与えてきました。部落差別を乗り越えてきた人たちの生き様や親の生き方に触れ、「部落に生まれたことを恥じる必要はない」ことを子どもたちは自覚していきます。教材と「出合わせる」、教材について「調べさせる」、教材を通して学んだことを「綴らせる」「語らせる」中で、教材との出会いが深まるだけでなく、それらの活動を通して、自分一人ではないんだという安心感や、ありのままの自分ではないんだという自尊感情がはぐくまれていきます。

そして、子どもたちが抱えている「きつさ」や「思い」を自ら語ったり、綴ったりしながら、本音で仲間とつながる取組を進めていきます。この仲間づくりを通して、お互いの違いを認め合い、支え合い、ともに困難を乗り越えていこうとする力を身に付けるよう取り組んでいきます。

限られた時間の人権学習だけではなく、総合的な学習の時間での取組や、他の教科との関連を図りながら、**体験的参加型学習**や出会いの学習、**フィールドワーク**等、子どもたちが主体的に学ぶことができる学習形態や手法の工夫を進めます。

また、学校現場で問題事象が起こるたびに、そのときだけの対策に追われてしまう現実がありますが、具体的な事実を明らかにするとともにその原因や背景を分析し、これまでの学習で何が欠けていたのか、子どもの実態はどうであったか、自分たちの課題として捉え直し教材化していきます。

体験的参加型学習

一般に「ワークショップ」と呼ばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。学習のプロセスを大切にし、問題解決を図り、態度や技能（スキル）を身に付けることをめざしている。

フィールドワーク

ある研究目的をもって、一定の地域を対象として調査研究を行うこと。野外調査、実地（現地）調査ともいう。

学校では野外学習の語が広く使われているが、現地に出かけて生のものを見て自分で資料を集め、整理し、まとめる活動は、子どもたちが自然や社会に対する認識を広げ深める上で大きな役割を果たす。

○ 進路指導

「**進路保障は同和教育の総和**」と言われます。就職や進学させるため、それに見合う知識・技能・学力を習得させることだけでなく、差別に負けない、差別を乗り越えていく力等を獲得させることにも支援の取組がなされてきました。

残された較差の解消や確かな学力の獲得に向けて、子どもたち一人一人の実態を的確にとらえ、「わかる授業」づくり、基礎基本の定着に向けた学習内容・指導方法の改善を図ります。保・幼や小、中、高、特別支援学校の連携を図り、子どもの自立を促し、主体的な学習を支援する教育の創造、質の高い学級集団づくり等に学校全体として取り組み、児童生徒に多様な進路を選択できる力を付けていきます。また、**就学援助**や奨学金、授業料の減免等の教育費の負担軽減により、広く教育の機会均等を保障する取組を進めます。

自分の将来を展望する力を育て、キャリア教育の視点で勤労観・職業観をはぐくむため、職場見学、職場体験、インターシップ等が各地で行われていますが、大事にしたいことは、より多くの人との出会いを通して、働くことの意味や生き方を学べるものにしていくことです。

2005年（平成17年）に全国高等学校統一用紙も改訂され、保護者氏名欄が削除されました。この用紙に込められた願いや取組について、教職員、子ども、保護者が一緒に学習し、就職の機会均等がすべての子どもたちに保障されるように取り組んでいきます。

○校種間の連携

20代で「同和問題を知らない」と答えた割合が他の年代より高いことから、校種を越えた系統的で継続的な同和問題の学習が必要であり、保・幼や小、中、高等学校などの学校段階ごとの取組だけでなく、校種間の連携をより一層進めることが求められます。児童生徒の発達段階を考慮したカリキュラムを研究したり、校種間の授業研究を行ったりする取組を進めていきます。

社会教育

○ 学習内容・方法の工夫

同和問題について一定程度の正しい理解や認識は定着してきましたが、心理的差別の解消までには至っていません。今後は、同和問題のみならず、差別の温存につながるような因習や迷信をなくすため、一人一人の人権が大切にされているか点検しながら、人権意識の確立をめざす学習内容、さらに充実させていくことが重要です。

進路保障は同和教育の総和

同和教育は同和地区の子どもたちの長期欠席・不就学をいかに解消するかという課題から取り組み始め、すべての子どもの進路保障の取組へと発展していったことからこう言われている。

就学援助

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒に対する援助。

そのためには、地域住民の同和問題についての認識状況を客観的に把握し、学習者の実態に応じて、学習の形態や内容、方法をつくり出すとともに、地域ぐるみで同和問題の解決に取り組む推進体制の確立を図る必要があります。具体的には、参加者の主体性を大切にするために学習形態や方法の見直し、併せて参加者層を広げるための工夫として、フィールドワークや体験的参加型学習の一層の活用を図るなど、これまでの成果を踏まえた新たな手法を生み出していくことにも努めます。

また、県内での取組に較差がないように、同和地区のあるなしに関わらず、同和問題の学習を進めていくことが必要です。そのためにも、社会教育における推進体制を構築し、学習内容・方法を研究し、推進していきます。

○ 学習環境の充実

これまで、各地で部落の歴史や文化、**芸能、仕事**等についての、様々な資料が発掘されています。しかし、いつでも誰でもそれらを閲覧したり活用したりすることはできませんでした。それらの資料を一堂に収集・展示し、多くの人が訪れ、同和問題について学習することができる施設や環境の充実が求められています。さらに、それらの様々な情報を学習者に提供するためには、県や市町村と人権関係のNPO等の民間団体とが連携し、情報を共有するなどして、ネットワーク化や広報の工夫に努めることが必要です。

また、様々な立場の人たちが参加でき、「一人一人がここに来て良かった」と思える学習の場をつくっていくことが大切です。

(2) 女性の人権問題

ア これまでの取組

国連が定めた1975年（昭和50年）の国際婦人年をきっかけに、女性の地位向上に向けた取組が始まりました。そして女性の健康と安全に対する意識も高まり、1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議では「**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**」の理念が打ち出されています。翌1995年（平成7年）に開かれた、第4回北京会議では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加等38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権等の分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択されました。

国内では1997年（平成9年）の「男女雇用機会均等法」の改正で、**セクシュアル・ハラスメント**（以下「セクハラ」という。）防止のための事業主の配慮義務規定が追記され、セクハ

芸能、仕事

獅子舞や皮革産業等、歴史的に文化、産業の発展に貢献してきたもの。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であることや、性生活、産に関し、当事者である。女性の自己決定を尊重する考え。女性の健康と安全を重視する。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言葉やふるまいによって、労働条件を悪化させたり働きにくくさせたりすること。

ラに対する認識が広まりました。2001年（平成13年）に「**配偶者暴力防止法**」が施行されました。

本県において、2001年（平成13年）に策定した「おおいた男女共同参画プラン」では、男女平等をめぐる意識改革や女性に対する暴力の根絶等が基本目標に取り入れられました。翌2002年（平成14年）には、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）被害女性支援のために「配偶者暴力相談支援センター」が開設されています。県や関係機関が実施した調査から、県民の女性の人権に関する意識が明らかにされ、支援機関を通してDV等のこれまでなかなか表出しにくかった実態も把握されてきています。1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを明確にした「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

2010年（平成22年）12月、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会への国民の理解を深めるための取組が行われています。

2011年（平成23年）3月に、「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定し、「固定的性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を發揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」の実現を目指して、様々な取組を進めています。

また、2012年（平成24年）3月に「第3次大分県DV対策基本計画」を策定し、女性に対する暴力を防止するとともに暴力根絶のための広報・啓発に努め、また、被害女性の救済・保護・自立支援への取組の充実を進めています。

このように、これからの我が国の社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには、男女が、お互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる社会（「男女共同参画社会」）の実現が求められています。

イ 現状と課題

男女平等と人権の尊重に向けた様々な取組が進められてきましたが、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度または慣行が依然として存在しており、多くの課題が残されています。

25年県民意識調査をみると「女性に関することで、現在どのような人権問題があるか」という設問に対して、「採用、昇

配偶者暴力防止法

正式には、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

任、賃金など」を問題と答えた人の割合が高く 53.4%、ついで「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取り扱い」47.6%、「DV」38.6%、「セクハラ」38.1%となっています。

以前に比べ、女性が自分たちの権利について学ぶ機会が増え、認識が高まり始めてきています。今後は、男性も一緒に「男女共同参画社会」について学ぶ機会を充実させ、その実現を妨げている意識の解消や慣習の見直しを行うことが不可欠です。

「平成 25 年度版おおいた男女共同参画プラン年次報告」によると、大分県の配偶者暴力相談支援センターにおける 2012 年度（平成 24 年度）の相談件数は 873 件と年々増加する傾向にあります。また、10 代、20 代の交際中のカップルの間で起こる暴力「デート DV」が問題になっています。DV の背景には、固定的な性別役割の分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会的・構造的問題があります。研修や啓発によって、一人でも多くの人が DV やデート DV に関する正しい知識と理解を持ち、暴力に苦しむ人への支援に繋げ、社会から DV をなくす必要があります。

2013 年（平成 25 年）犯罪被害者白書（内閣府）によると強姦や強制わいせつなどの性暴力被害の中には未成年者が被害者となる場合もあり、潜在化している被害も数多くあることが推測されます。また、メディアによる有害情報の氾濫やインターネット、携帯電話・スマートフォンの急速な普及など情報化の進展により、リベンジポルノのような新たな形態の被害も次々と発生しています。被害者の心身に重大な影響を与える性暴力被害を効果的に防止する対策を積極的に講ずるとともに児童ポルノや児童買春の根絶に向けて、インターネットや携帯電話の普及等に対応した対策を講じる必要があります。性的虐待や児童買春などの違法事案に対しては、法律に基づき厳正に対処するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、被害者に対する相談・支援体制の充実を図る必要があります。

DV の問題については、**被害女性を救う公的機関や NPO 等の民間団体**が増え始め、**セルフヘルプグループ**で問題を共有して少しずつ解決の糸口を見つける女性が増えてきています。しかし、加害者である男性が自分の行動や感情を振り返る機会はまだそれほど多くありません。パートナー双方が DV について学び、自分の問題と認識してこそ、本当の解決へとつながります。

国会や県議会、市町村議会、そして身近な町内会等「政策・方針決定機関」へ参画している女性の数が依然少ないことも課題です。例えば、**県内各市議会における女性議員の割合**を見ると **6%前後**に過ぎません。背景には、やはり「地域の活動で女性が発言することはでしゃばりと思われがちである」などの意

リベンジポルノ

別れた腹いせに、以前の恋人や配偶者の裸や性行為の写真をインターネット上にさらす行為。

被害女性を救う公的機関や NPO 等の民間団体

前出の「配偶者暴力相談支援センター」のほかに、**・観察安全相談（警察本部広報課、各警察署内）**・**女性の人権ホットライン（大分地方法務局内）**・その他、NPO 法人等多数の相談機関が大分県内にあり、DV やセクシュアル・ハラスメントなどの相談に応じている。

セルフヘルプグループ

病気や心身障害、依存症、近親者の死亡など同じ悩みをもつ人や家族がグループを組織し、生きる力を取り戻すことを目標にしている。

県内各町村議会における女性議員の割合

・平成 23 年度女性市議会議員割合

全国 13.4%

大分県 6.0%

・平成 23 年度女性町村議会議員割合

全国 8.6%

大分県 5.7%

（「平成 25 年版おおいた男女共同参画プラン年次報告」より）

識や慣習があるものと思われます（平成21年実施「男女共同参画社会づくりのための意識調査」）。そしてこの意識は、私たちの誰もが、潜在的にもっているものなのかもしれません。

これまでの、男性の視点からつくられてきた社会の中では、過労死や自殺者の数等を見ても明らかなように、女性だけでなく男性も必要以上の囚(とら)われや苦しみを負ってきました。どうすれば、男女がともに身体的、精神的、社会的に安心して生活できる環境を整備していけるのか、より多くの人々が学んで自分の問題として考えていく必要があります。

男女が共に家庭生活と仕事や地域活動を両立させ、バランスのとれた生活を送ることができるようにするため、企業や県民に対して固定的な性別役割分担意識の解消、職場優先の組織風土や働き方の見直しを進めるための意識啓発を行うとともに、育児・介護休業法の積極的な周知を行い、企業の制度として定着するよう啓発に努める必要があります。

ウ 基本的な方向

25年県民意識調査でも前回調査と同じように「研修会や講演会等で学んだ人ほど、問題点に気づく」という事実が明らかになっています。女性の人権問題の現状を考えると、改めて「差別の現実」を一人一人が認識し、そこから「深く学ぶ」丁寧な取り組みが必要です。

学校教育

性別による「固定的役割分担」を是正し、子どもたち一人一人が自分らしさに気づき、性別で制限されることなくどう生きるかを自己決定できる力を養っていかなければなりません。そのために、以下のような取組を進めます。

- ・子どもたちが古くからの性別による固定観念に縛られず、自分らしく生活しやすい環境を整えることの必要性について、教職員の共通理解を図ります。
- ・児童会・生徒会等の「方針決定」の場面に、男女ともに対等な立場で参加できるよう工夫します。
- ・発達段階に応じた適切な時期に、自分たちの性について正しく知る機会を保障し、子どもたちが自分の性と健康について自己決定できる力を養います。
- ・間違った性に関する情報や性暴力を許すような表現がメディアに溢れている実態の中で、子どもたちが自ら**メディアを読み解く力**を育成します。
- ・性犯罪の被害者あるいは加害者にならないように、子どもたちが性暴力に対して抵抗できる力を養います。

「男女共同参画社会づくりのための意識調査」

本文中記載の意識以外にも、

- ・「決定事項は従来男性の取り仕切りで女性が口をはさみにくい」
- ・「お茶だしや茶碗洗い等は女性だけがするなど暗黙の役割分担がある」と認識している割合が高いことが明らかになっている。

メディアを読み解く力

メディアを社会的文脈で批判的に分析・評価し、メディアからの情報を主体的に使いこなすことのできる力、能力。

学校教育全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります。

DVやデートDV、女性の人権問題などの講演会や研修等を通して教職員の理解を進め、児童生徒に対して固定的な性別役割分担意識の解消や女性の人権尊重の浸透を図り、女性の人権を保障する社会づくりの推進に努めます。

社会教育

男性が「女性の人権問題」について学ぶ機会が十分でない現状を念頭に置きながら、学校教育だけでなく就学前教育や生涯学習の場においても、男女共同参画社会に向けての教育に取り組むことが必要です。同時に、女性が性と生殖に関して自らの健康を守るための教育を進めることも求められています。

DV、セクハラ等、女性に対する暴力や人権侵害の発生を防止するためには、人権尊重の意識を高めることが必要です。また、女性の社会的自立へ向け、女性自身の社会参画に対する意識の高揚と地域の女性に対する固定的な見方や考え方の変革も進める必要があります。そのためには、以下のような取組が考えられます。

- ・公民館を中心にした「高齢者学級」や「女性学級」、「子育て学級」等の各種学級やPTAでの研修等で、女性に関する人権問題についての学習プログラムを設定し、定着させます。
- ・性別による「固定的役割分担」意識の改革を図る学習を進めます。
- ・各年齢層に応じて、自分の性や健康に関して自己決定でき、母性保護の重要性を理解するための学習を進めます。また、性について親子がともに学べる機会を設けます。
- ・DVについて夫婦や恋人同士がともに学べる機会を設けます。
- ・企業や各種団体からも参加できる環境づくりを推進します。

また、学校における授業を地域に広く公開するなどして、学校教育と社会教育との連携や継続的な学習を行うことが必要です。さらに、例えばCAP等関連する民間団体のノウハウを積極的に学習に取り入れていく必要があります。

これらの取組を通じて、男性も女性も性別による固定的役割分担の是正に向け、自分の考えを表明でき、DV等の課題を克服して、一人一人が自分らしく生活できる社会づくりをめざします。

CAP(Child Assault Prevention)

1978年にアメリカで開発された、「エンパワメント（個々に内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと）」「人権意識」「コミュニティ」の考えを柱にした子どもへの暴力防止及び人権教育プログラム。具体的な体験学習を通して、子どもたちが暴力に遭遇した時に「NO!」と言える力を付けさせる。現在は大分市にも活動グループがあり、全国的には行政から支援を受けて、このプログラムを授業に取り入れている学校もある。

(3) 子どもの人権問題

ア これまでの取組

日本政府は、1994年（平成6年）に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを保護の対象とするのみではなく、子どもを**権利行使の主体**としてとらえるなど、子どもの人権擁護のために新たな視点から子どもの人権を大切に作る環境づくりの取組を進めてきました。しかしながら、依然として戦争をはじめとする様々な人権侵害の中で、世界の多くの子どもたちの権利が脅かされています。また、「国連10年」を受け、国や各自治体でも推進計画を策定し人権教育・啓発を総合的に推進してきました。

本県においては、「大分県行動計画」推進プランの中で、「子どもにかかわるすべてのことは、子どもの目線に立ち、子どもの最善の利益を第一に考慮したうえで、保護の客体であるだけでなく人権の主体であることを認め、その権利が適切に行使できるようにします」としています。

2001年（平成13年）7月、学校教育法等の改正が行われ、小学校や中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において、教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実に努めるものとするのが規定されました。

2005年（平成17年）度大分県教育行政基本方針では、学校や家庭、地域がそれぞれ本来の教育機能を十分に果たし、相互の信頼と協働による教育を推進するため、「学校や家庭、地域の“協育”ネットワークづくり」を重点目標に掲げています。2005年（平成17年）1月に策定された、大分県人権施策基本計画では、子どもが心身ともに健やかに育ち、21世紀を拓くたくましい青少年を育成できる社会を実現するため、「**セーフティネットづくり**」「相談・支援機関の密接な連携」「社会全体の在り方の見直し」「子どもの人格を尊重する教育の推進」「開かれた学校づくり」が基本方針とされています。

25年県民意識調査では、子どもに関することで、「どのような人権問題があると思いますか」という設問では、児童売買春、児童ポルノ等の対象になることに関して、5年前の調査では34.6%、今回が21.7%となっており、やや減少傾向にある反面、いじめや体罰、虐待に関する項目については割合が高くなっており、その対応が求められています。

いじめについては2014年（平成26年）「大分県いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止対策の基本的な考え方や、県における取組、学校における取組、いじめによる自殺等の重

権利行使の主体

意見を持ち、意思を表明し、行動する権利を有すること。

「大分県行動計画」推進プラン

県行動計画の全部局共通実施プログラムを基盤とし、県行動計画の具体化に当たっての教育庁と園・学校における目標及び基本的指針で、学校教育分野と社会教育分野における人権教育の取組を明らかにしている。

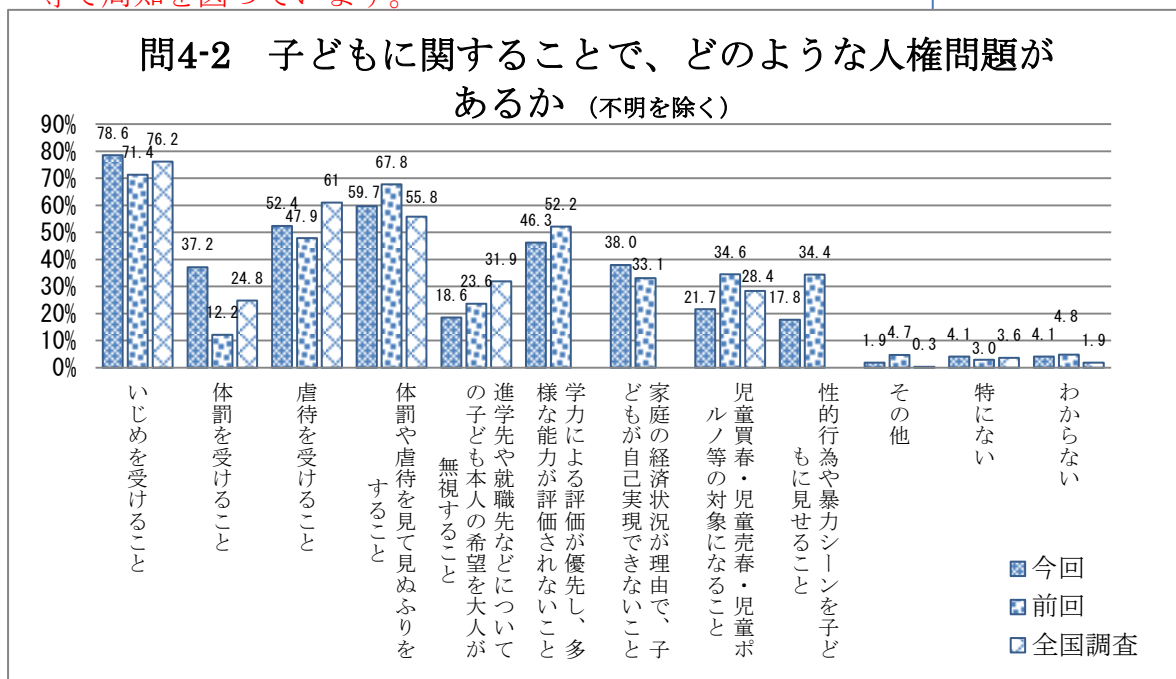
セーフティネット

一般的に交通事故、火災、地震、病気、失業、人権侵害、犯罪、死亡などの事象に備えて、あらかじめ国や自治体、個人がいろいろな対策をして備えておくこと。

大事態への対応などについて示し、県民総ぐるみでいじめ防止のための対策を効果的に推進しています。

体罰については、大阪市立高校の男子生徒が部活動中の教職員による体罰を背景として、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことを深刻に受け止め、2013年（平成25年）4月に教育長より教職員に対し「体罰の根絶に向けて」というメッセージを発信しました。さらに、「学校における体罰の根絶に向けた担当者への研修」、また校内での研修を実施することで体罰や言葉の暴力に拠らない指導の確立をめざしています。

虐待については「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行（2008年（平成20年）までに2回の一部改正）を受け、県では、児童虐待についての基本的な知識から実務上の参考となる事項までをまとめた「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」を2012年（平成24年）に作成しました。これを市町村、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布するとともに、研修の場等で周知を図っています。



出典：25年県民意識調査

イ 現状と課題

学校教育

子どもを取り巻く環境は、核家族化、少子化が進み、先行き不透明と言われている社会の中で、いじめや校内暴力、不登校、薬物乱用、体罰、児童虐待、児童売買春等、懸念すべき状況にあります。また、家庭や地域を取り巻く社会の環境も、経済面等の不況にあおられ、経済の二極化がますます進み、親の失

業が子どもたちの学習環境に少なからず影響を与えている状況があります。そんな中、これまでには考えられなかったような事件や事故が発生し、子どもに対する人権侵害を引き起こしています。子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなくてはなりません。現実には権利行使の主体として尊重されなかったり、人間としての尊厳が傷つけられたりすることがあります。

この現実をしっかりと踏まえ、子どもは権利行使の主体であるという認識を学校や家庭、地域の中で、確固たるものとしていくとともに、子どもの個性と人権を尊重し、一人一人の子どもの豊かな自己実現を支援する教育を推進していかなければなりません。

〔第三次とりまとめ〕で「いじめの被害者には全く批判される点がなく、いじめは絶対に許されない。」(一部抜粋)とあるように、いじめへの対応については強い認識に立った対応が必要です。その上で、加害者がそうせざるを得ない要因や背景を受け止め、加害者の人格は尊重しながらも、その行った行為については毅然とした指導を行うことを通して、加害者の心の変容を図ることが重要です。

社会教育

現在の大人の価値観を優先する社会には、子どもたちの健全な成長にとって好ましくない影響を及ぼす様々な問題があります。地域における教育力の低下、性の商品化等環境の悪化が、子どもたちの生活状況を厳しくしています。

これら子どもたちを取り巻く様々な問題の解決には、社会全体で取り組むことが大切です。常に子どもたちの健全な成長を念頭に置き、子育てにやさしい社会をつくる必要があります。

そして、それぞれの地域が子どもたちにとって「生まれてきて良かった」と思える場所となるために、家庭や学校、地域、行政が一体となり**人権文化**を創造し発展させなければなりません。

等価可処分所得の中央値の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(厚生労働省の国民生活基礎調査)が2012年(平成24年)時点で16.3%と過去最悪を更新し、子どもの貧困問題が深刻化しています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

また、児童虐待をはじめとする、子どもたちが被害者となる事件等が多発しています。そのため、地域のつながりや関係団

人権文化

人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること。

等価可処分所得の中央値の半分

等価可処分所得とは、世帯人数が少ない方の生活コストが割高になることを考慮したもの。等価可処分所得の中央値の半分とは、名目値122万円(厚生労働省 2013年〔平成25年〕国民生活基礎調査)

体とのネットワークをさらに強め、社会全体で子どもを守り育てる環境を整えていかなければなりません。

ウ 基本的な方向

学校教育

○ 子どもの人権に関する学習

「児童の権利に関する条約」等に基づいて、子ども自身が、その権利について学習する機会をつくります。そして、自他の権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、それをなくすためのスキル(技能)や態度の育成を図ります。相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高める学習を進めます。そうすることで、自分自身の人権を守る方法や人権が侵害された時の具体的な対処法を身に付けることができます。

また、教職員が家庭や地域と連携し、「児童の権利に関する条約」等についての研修や啓発を行っていきます。子どもの人権を保障するためには、教職員一人一人が子どもの生活実態を的確にとらえ、寄り添っていく姿勢が欠かせません。教職員が一人の人間として、子どもや保護者、地域とかかわることによって人権侵害の状況をとらえ、そこから学び、学校現場における実践につなげていきます。

いじめについては、2014年(平成26年)「大分県いじめ防止基本方針」の理念に沿って「校内いじめ防止基本方針」を策定するとともに「重大事態に対応の組織」等を整備し、当該学校におけるいじめ防止の体制を整える必要があります。

体罰については、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないという認識を改めて確認しなければなりません。たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが重要です。

虐待については2004年(平成16年)の「改正児童虐待防止法」等の趣旨の徹底を図り、関係機関との連携や研修による未然防止及び早期発見、速やかな関係部署への通告など適切な対応をしなければなりません。

また、子どもの人権に関する学習を進めていく上では、権利の行使とともに自分の権利を主張する際には、相手の権利を守る責任が生じることの理解を深めることが大切です。

○ 自己実現を図る進路指導

フリーターやニート、子どもの貧困等が新たに社会問題化している中、すべての子どもの基本的人権を尊重することを基盤に、将来の生活に主体的に対応できる望ましい人生観や職業観をもち、自己実現できるよう進路指導を推進します。進学・就職指導においては、関係機関・団体等と連携を図りながら、奨学金や授業料の減免等の教育費の負担軽減の情報収集や提供を行うなど、実効ある進路指導を推進します。

また、教科指導を工夫し授業を充実させる中で、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すよう努めます。子どもの能力を可能な限り発揮させるために、一人一人に応じた学習指導や体験的・問題解決的学習等を通して、自ら学び自ら考える力を育成します。

あわせて、労働環境の変化に伴う就労への不安を取り除き、よりよい労働観を持たせて自己実現が図れるように、労働上の権利や労働に関する法令等について理解を深めさせていくことに取り組みます。

○ 子どもへの支援

いじめや校内暴力、不登校、児童虐待等の子どもをめぐる問題は、互いに絡み合っている場合が多く、その中には、被害者はもとより、実は加害者が人権侵害にあっていることもあります。したがって、一つの現象面だけにとらわれず、それぞれの問題を関連付けながらその背景を探り課題解決を図ります。そして、過度の競争主義に陥らないよう、子どもたちの人間関係等に注目して、教育活動全般にわたり見直しを行い、子どもが安心して学べる学校づくりを進めます。

また、**スクール・セクシュアル・ハラスメント**の問題も深刻です。この問題は、何らかの意味で教職員が強い支配力をもって行われる場合がほとんどです。したがって、教職員への研修を通じて、セクハラ防止のための教育・啓発、相談窓口の設置等、教育行政と学校が一体となって教育環境の充実に取り組みます。

これらの子どもをめぐる問題の解決のために、スクールカウンセラーや児童相談所等の関係機関と連絡をとり、子どもの状況を生活の中からとらえ直し、きめ細かな支援体制や相談体制の充実を図ります。そのためには、子どもについての情報交換を家庭と行うとともに、学校間、校種間でも過去の生育歴や指導内容について情報交換を行い、子どもの多面的な実態把握に努めます。その際、個人情報取扱には十分留意します。

社会教育

○ 家庭、学校、地域、行政の連携・協力の推進

フリーター

厚生労働省の定義によれば、年齢が15～34歳で、勤務先での呼称が「アルバイト」又は「パート」となっている者、男性は継続就業年数が1～5年未満、女性は未婚で家事をしていない者、現在無業者は「アルバイト・パート」を希望する者となっている。

ニート

「職に就いていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者をさす。

スクール・セクシュアル・ハラスメント

学校で教職員が児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり、逃れ難い状況で発生する特性がある。

家庭、学校、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働作業の中で、子どもたちの自己実現を支援する取組が推進されることが大切です。そのために、子どもたちを取り巻く社会の様々な情報に振り回されることなく、具体的な目の前の子どもたちの差別の現実に対し、正しい情報を把握することが求められます。

○ 家庭・地域の教育力の向上

家庭・地域の教育力の向上のために、体験的参加型学習（ワークショップ）の導入を中心とする様々な学習の場を充実させることが大切です。受け身的な人権教育ではなく、自発的・継続的に実施できる人権教育、参加してみたいと思う人権教育が求められています。そのために、地域における指導者（**ファシリテーター**）の育成や**NPO**との連携による、地域が主体となった持続可能な学習の推進が望まれます。

特に、乳幼児の保護者やそれを取り巻く大人へ学習機会を提供し、大人自身の人権意識を高めるとともに、子どもに対して人権意識の基礎となる自尊感情を育める家庭・地域づくりが求められています。

○ 豊かな体験活動の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性を養うために、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめとする様々な体験活動や高齢者、障がいのある人等との交流の充実を図ることが大切です。さらに、児童生徒の地域行事等への積極的な参加を促し、学校や地域における仲間づくりを進めることも大切です。このような豊かな体験活動を通して、人権教育を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

○ セーフティネットづくりの推進

子どもたちの置かれた状況等を的確にとらえ、子どもたちが安心して自己実現できる環境をつくるよう努めます。さらに、児童相談所をはじめとする関係機関・団体とも密接に連携し、子どもたちが安全な生活を送り、健やかに成長できるための**セーフティネット**づくりに社会全体で取り組んでいくことが求められます。

また、子どもの貧困問題についても関係機関・団体と連携し、総合的に対応することが求められます。

ファシリテーター

進行役、促進役と訳される。体験的参加型学習（ワークショップ）で、議長役だけでなく学習の素材になるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を務める。

NPO

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民団体のほとんどがこれに当たる。

セーフティネット

一般的に交通事故、火災、地震、病気、失業、人権侵害、犯罪、死亡などの事象に備えて、あらかじめ国や自治体、個人がいろいろな対策をして備えておくこと。

(4) 高齢者の人権問題

ア これまでの取組

大分県行動計画では、次のように高齢者の人権について述べています。「老人福祉法で『老人は、敬愛されるとともに、生き甲斐を持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする』と規定されており、高齢者を単なる保護の客体としてではなく、豊かに生きる権利主体として尊重し、自分の人生を自分で決定し、社会に参加していく権利が保障されています。しかし、高齢者の人権が軽んじられ、尊厳が否定されている現実もあります。このことに対して、自己決定の権利を具体的に保障する取組や家族、地域との共生の理念の具体化が必要です。」

学校教育では、福祉教育の中で高齢者の人権に関することを学んだり、高齢者との交流活動等を行ってきました。社会教育では、高齢者に対して、老後の生活を豊かにするための教養の向上、健康増進、地域交流、社会奉仕等を目的として、高齢者が教育を受ける機会や場の提供が様々な形で取り組まれてきました。

また、県教育委員会では、2004年（平成16年）に「人権教育指導資料－高齢者をめぐる問題－」を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、「高齢者に対してプラスイメージが生まれるような扱いをし、児童生徒が高齢者をめぐる問題を自分の課題として捉えるような取組」を各学校で行うよう指導してきました。

その後、2006年（平成18年）12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」）」が施行されました。高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために公共施設や公共交通機関などのバリアフリー化の促進などの措置を定めています。あわせて心のバリアフリー（心理的な障壁の解消）の推進も求められています。

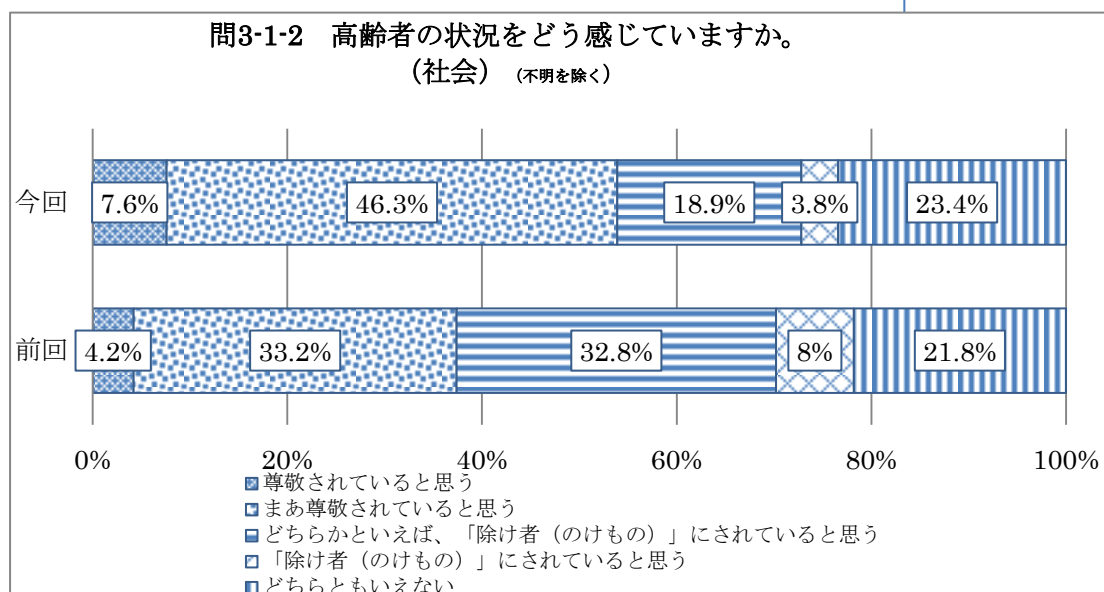
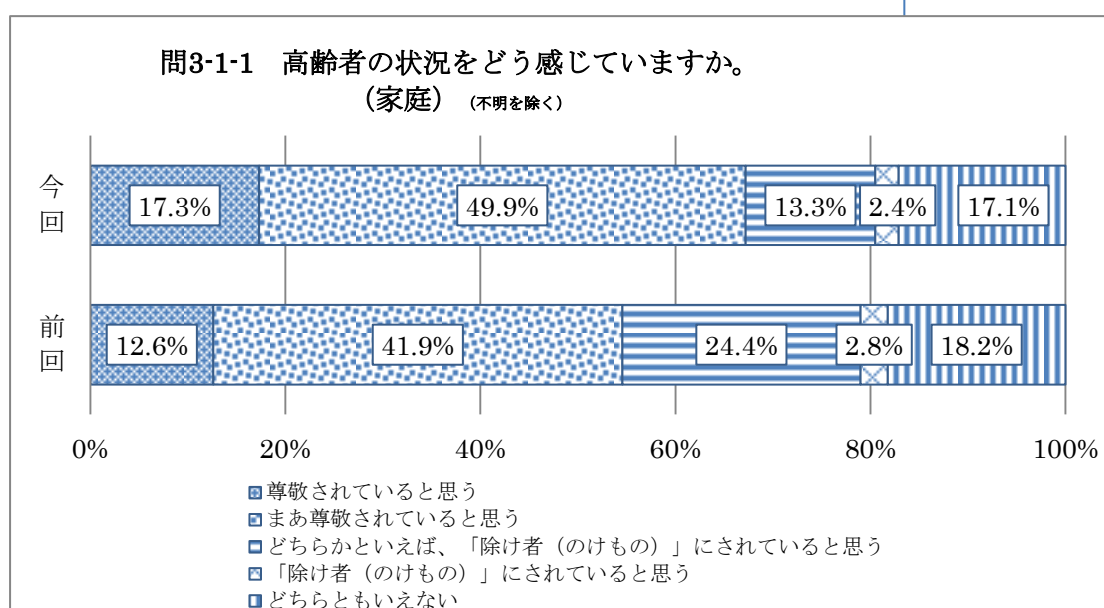
イ 現状と課題

本県では、2013年（平成25年）10月1日現在の高齢化率が28.6%となっており、年々上昇しています。このままいけば、2040年には、県民の3人に一人は65歳以上の高齢者となることが予測されています。（内閣府平成25年度版 高齢社会白書）

25年県民意識調査により、48.6%の人は高齢者の人権に関心を持っていることがわかりました。「日本における人権課題について関心あるもの」の中では、障がい者に関する人権問題に次ぎ2番目の関心の高さでした。身近なこととして受け止められていることがうかがえます。

今の高齢者の状況について、家庭内では、「尊敬されていると思う」、「まあ尊敬されていると思う」をあわせると7割近くなります。社会全体は、「尊敬されていると思う」、「まあ尊敬されていると思う」、「まあ尊敬されていると思う」をあわせると5割くらいです。社会全体においてより家庭において尊敬されていることがわかります。年齢が高いほど「まあ尊敬されている」が多く、「どちらかといえば除け者(のけもの)にされている」が少なくなっています。

高齢者が、社会において尊敬されている割合が家庭における割合より2割ほど低いことから、社会全体で「高齢者が生きがいを持ち、より尊敬される環境づくり」の推進が求められます。



出典：25年県民意識調査

ウ 基本的な方向

本県では、2015年（平成27年）4月より、以下の基本理念のもと「**おおいた高齢者いきいきプラン**」＜第6期＞をスタートしています。

○ 高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地位包括ケアシステムの構築～

団塊世代がすべて75歳以上（後期高齢者）となる2025年（平成37年）を見据え、中長期的な視点に立ち、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供することにより、認知症の方も含め、高齢者が、生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくり“地域包括ケアシステムの構築”を目指します。

おおいた高齢者いきいきプラン（第6期）
これまでの「豊の国ゴールドプラン21」（第5期）（計画期間：H24～26）の名称を改めたもので、第6期の計画期間はH27～29。

学校教育

○ 高齢者との交流の場の充実

・ 高齢者との触れ合い活動の場づくり

老人ホーム等への訪問やボランティア活動等を通じた交流、「**地域の高齢者との交流会**」等での高齢者の知識や経験を生かした触れ合い活動をこれまで以上に推進します。

・ 相互の思いや願いを交流する場の保障

交流が一方的にならないように、相互の思いや願いを受け止める場の設定も必要になります。高齢者と子どもたちが互いの思いを受け止め合い、理解を深め、「ともに支え合って生きていく」ことを共通に認識していくことが大切です。また、交流のためには、施設のバリアフリー化を図ることも大切です。

・ 3世代交流の場の実現

高齢者と子どもだけの交流にとどまらずに、保護者を含めた3世代交流や地域住民の参画による様々な取組を、学校中心に地域ぐるみで推進していきます。

○ 高齢者の人権についての学習

・ 高齢者の人権を主体的に考える子どもの育成

高齢者に関する人権学習を通して、自分たちも必ず高齢者になるとの認識をもち、高齢者のかかえる問題を主体的に考えていく子どもを育成します。

・ 高齢者の人権についての学習の充実

高齢者の思いや願いを受け止め、生き甲斐や生きている喜びを大切にできるよう、高齢者の人権について人権学習の中で取り組み「高齢者にやさしい社会」は「みんな

なにとってもやさしい社会」になることを児童生徒に理解させます。

- ・社会教育との連携

社会教育と連携しながら、高齢者の人権問題解決の基本にもなる、ノーマライゼーション・やユニバーサルデザイン・等の考え方を教育に盛り込みながら、地域への啓発活動を行っていく必要があります。

- ・教職員研修・保護者啓発の充実

高齢者の人格を大切にすることを、子どもたちに伝えていくために、子どもたちに日頃接している教職員や保護者が、介護施設への体験活動等に積極的に参加していきます。

○学校教育での今後の取組

今後さらに、高齢者に対する理解や高齢者問題への関心を高めることが必要です。特に、学校では、高齢化社会に関する基礎的理解とともに、高齢者の人権に対して共感的に受け止めることができるような感性を育むために、発達段階に応じて高齢者と交流する機会を増やすことが大切です。交流のなかで高齢者の思いや豊富な経験、知識に学び、高齢者理解を深めていくことが可能になります。

また、現代社会に存在する高齢者に対する虐待や振り込め詐欺等の人権侵害についても学習を深め、問題の重要性を認識することが必要です。そのうえで、問題の解決に向けて当事者意識をもって考察し、解決策を模索することが大切です。そして、孤立化が進む社会において高齢者の人権を保障していくために、人と人とのつながりの重要性を再認識するとともに、つながりを回復するために実際の行動を結び付けることができる実践力を育成していくことが大切です。

社会教育

○ 高齢者への支援体制の整備と充実

- ・高齢者が社会により積極的に参加しやすいように、各種公共施設等に、拡大読書器・老眼鏡を常備し、すべての施設の完全バリアフリー化が望まれます。
- ・高齢者が生涯を通じて豊かに学習していけるように、各市町村は高齢者をめぐる問題に関する書籍や映像資料を充実させるとともに、高齢者の学習意欲が高まるような各種講座・教室を幅広く提供することが大切です。
- ・多様な学習情報や図書情報を高齢者が家庭から簡単に利用できるように、インターネット網をさらに充実させます。利用方法がわからない人々のためのパソコン教室を

開いたり、インターネットやCATV（ケーブルテレビ）を使った世代間・地域間交流等も進めていきます。

- ・高齢者が生涯、健康で生き甲斐をもって生活していけるために、各市町村は生涯スポーツ活動を充実させていきます。

○ 高齢者をめぐる学習活動の充実

- ・認知症の高齢者等、自己決定能力が不十分な人々に対する**日常生活自立支援事業**や**成年後見制度**の活用促進のために、市町村の各種公開講座等において、内容理解を図ることが大切です。また、高齢者に対する虐待に対して、発生の防止や予防対策のための教育についての認識をロールプレイやビデオ視聴等を通して深める必要があります。

○ 高齢者問題を主体的に解決していくリーダーの育成

- ・各市町村は、各種公開講座や研修を通して、**高齢者のための国連5原則**に基づいた関連法案や対策に理解を深めてもらう必要があります。そこで、今までの「高齢者を弱者と見た一律のサービス」という考えを改め、高齢者が自らの権利を主張でき、自己決定できる社会をめざしていきます。
- ・県や市町村の主催講座等での研修を通して、高齢者の問題を地域全体の課題としてとらえ解決していこうとする人材を、積極的に育成することが望まれます。

○ いつまでも生き甲斐がもて、社会参加できる社会の実現

- ・高齢者が生涯豊かに生活していけるように、社会保障制度や医療を中心とした高齢者のための権利に関するパンフレットを作成し、理解を促進する必要があります。また、相談窓口を設けたり、パンフレットを使った戸別の訪問活動を行ったりすることが考えられます。
- ・高齢者の豊かな知識や経験を活用し、協働活動を充実させるために、NPO・やボランティア活動に参加している人たちと高齢者との交流を積極的に進めることが大切です。

(5) 障がい者の人権問題

ア これまでの取組

私たちの社会は、かつて障がいのある人たちを特別視したり、異端視したりしてきました。そのため、障がいのある人を家庭

日常生活自立支援事業

判断能力に不安があるため、自分で福祉サービスの利用、金銭管理等が充分にできない方（認知症、高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、その方の権利を守り、住み慣れた地域での生活を支援する制度

成年後見制度

認知症の高齢者など判断能力の不十分な人々が、財産管理や生活について配慮する契約や遺産分割などの法律に関する行為などを第三者に代理権として付与できる制度

高齢者のための国連5原則

①自立の原則

高齢者は、収入を得て、衣・食・住・医療が供給され、安全な環境に住み、教育や訓練に参加し、可能な限り自宅に住むことができる。

②参加の原則

高齢者は、社会の一員として政策の決定に参加し、若い人と知識や経験を分かち合い、社会へ奉仕し、高齢者自身の組織をつくることのできる。

③ケアの原則

高齢者は、家族や社会から放置されることなく、最適の医療を受け、社会的精神的に参加する意義を感じる施設を利用でき、尊厳を持って介護と生活の内容をどうするか決めることができる権利と自由をもつことのできる。

④自己実現の原則

高齢者は、自分の可能性を伸ばす機会を追求でき、社会にある教育的・文化的・精神的・娯乐的なものを利用することができる。

⑤尊厳の原則

高齢者は、肉体的・精神的虐待を受けることなく、性別・人種・障害等にかかわらず公平に扱われ、経済的状況にかかわらず尊重される。

内に隠しておいたり、時には無理やり施設に入れたりして、「自分らしく生きていきたい」という願いさえも無視してきました。

それが、1981年(昭和56年)の「**国際障害者年**」を契機に「完全参加と平等」が広く謳われ、障がいのある人の人権を尊重するための施策や教育が進められるようになってきました。国際社会の動向を受けて1993年(平成5年)には、障がいのある人の自立の促進と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を目的とする「**障害者基本法**」が制定されました。

学校教育においては、1979年(昭和54年)に養護学校が義務制となり、それを機に障がいのあるすべての児童生徒の教育が行われるようになりました。養護学校が市立から県立へ移管されることにより、高等部の設置が進み、多くの障がいのある生徒が、高校教育を受けることができるようになってきました。

社会教育においては、「**障害者の日**」を設定して、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるための啓発活動に取り組むとともに、広報紙等を利用して理解の促進を図ってきました。また、障がいのある人が地域において自立し社会参加していくため、生涯にわたる学習活動への参加も推進してきました。

本県においては、障がいのある人の「完全参加と平等」という目標の実現をめざして、1982年(昭和57年)に「障害者施策に関する大分県長期行動計画」を策定し、障がい者施策を積極的に推進してきました。障がいのある人もない人も共に生活し活動ができる社会の構築をめざす、**ノーマライゼーション**の理念を社会に定着させるため、県民に対して障がいに関する正しい知識の普及と障がいのある人への理解の促進を図ってきました。学校や地域等、様々な場で、障がいのある人とない人がともに活動する交流教育や、福祉講座や車いす・アイマスク等の体験学習を実施してきました。大分国際車いすマラソン大会や障がい者(児)秋の交歓会等の行事を開催したり、福祉施設の行事への地域住民の参加を促進したりして、障がいのある人との交流や触れ合いの機会の提供に努めてきました。

さらに、国では**ノーマライゼーション**の理念に基づき、高齢者や障がい者が気軽に公共交通機関やホテル、飲食店等を利用できるための段差解消等を目的とした「**バリアフリー新法**」が2006年(平成18年)に施行されました。また、障がい者が自立した生活を営むことができるようにすることを目的とした「**障害者自立支援法**」も同年に施行されました。

他方、2006年(平成18年)12月、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されている「**障害者の権利に関する条約**」が国連総会で採択されました。国は条約締結に先立ち、障

国際障害者年

国連は、1981(昭和56)年を「国際障害者年」と決議し、障がいのある人の“完全参加と平等”をテーマに障害のある人が社会生活に完全参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利の実現を世界各国に呼びかけた。

障害者基本法

基本的理念は、「すべての障がいのある人は個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。すべて障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるものとする。」と定められている。

障害者の日

1975年(昭和50年)12月9日に、国連(第30回総会)で「障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、市民と同等の基本的権利を有する」という『**障害者の権利宣言**』が採択されこの日を「**障害者の日**」とした。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般の中で普通に生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ**ノーマルな社会**であるとの考え方をいう。

がい者の意見も聞きながら国内関係法令の整備を図り、2011年（平成23年）には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・施行され、2013年（平成25年）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の公布、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正」の公布といった関係法令の整備が次々となされました。こうした経緯を経て、2014年（平成26年）1月に「障害者の権利に関する条約」に批准しました。この条約は障がい者の視点から作られていることが特徴であり、当事者の自尊心や自己決定権の重視、障がいのある子どもの能力の尊重と権利の保障等を一般的原則としています。

学校教育においては、「学校教育法等の一部を改正する法律」が2007年（平成19年）4月に施行され、障がい種別を超えた特別支援学校制度の創設等が規定されるとともに、すべての学校において特別支援教育が実施されることになりました。なお、**学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症**等については、2006年（平成18年）4月から「学校教育法施行規則の一部改正」が施行されたことにより、通級による指導の対象とされています。

文部科学省は2012年（平成24年）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表し、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みについて提案しています。

社会教育においては、2012年（平成24年）3月には、障がい者を取り巻く情勢の変化と新たな障がい者のニーズを踏まえ、「大分県障がい福祉計画（第3期）」を策定し、障がい者の就労支援の強化、**グループホーム**等の整備促進、発達障がい者や**高次脳機能障がい者**などの理解の促進に取り組んでいます。また、「障害者の権利に関する条約」の批准を受け、県条例「**障がい者への差別の解消に向けた条例**」の制定に向けて準備を進めています。

本県においては、2008年（平成20年）3月に策定した「大分県特別支援教育推進計画」に基づき、知的障がい特別支援学校での肢体不自由のある児童生徒の受入れ、盲学校・聾学校を除く各特別支援学校の校名変更等を実施するとともに、「特別支援学級増設計画」に基づき、小・中学校に在籍する障がいのある児童生徒に対する教育の場である特別支援学級を計画的に増設してきました。さらに、2013年（平成25年）2月には、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校で、障がいのある子どもの教育的ニーズに最も的確に応える指導や支援を行うための物的・質的な充実を図ることを基本方針とした

学習障がい（LD）

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に釣り合いのない注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないものをいう。

グループホーム

アパートなどの住宅において、共同生活を営むのに支障のない障がい者を主として夜間において、相談その他日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。

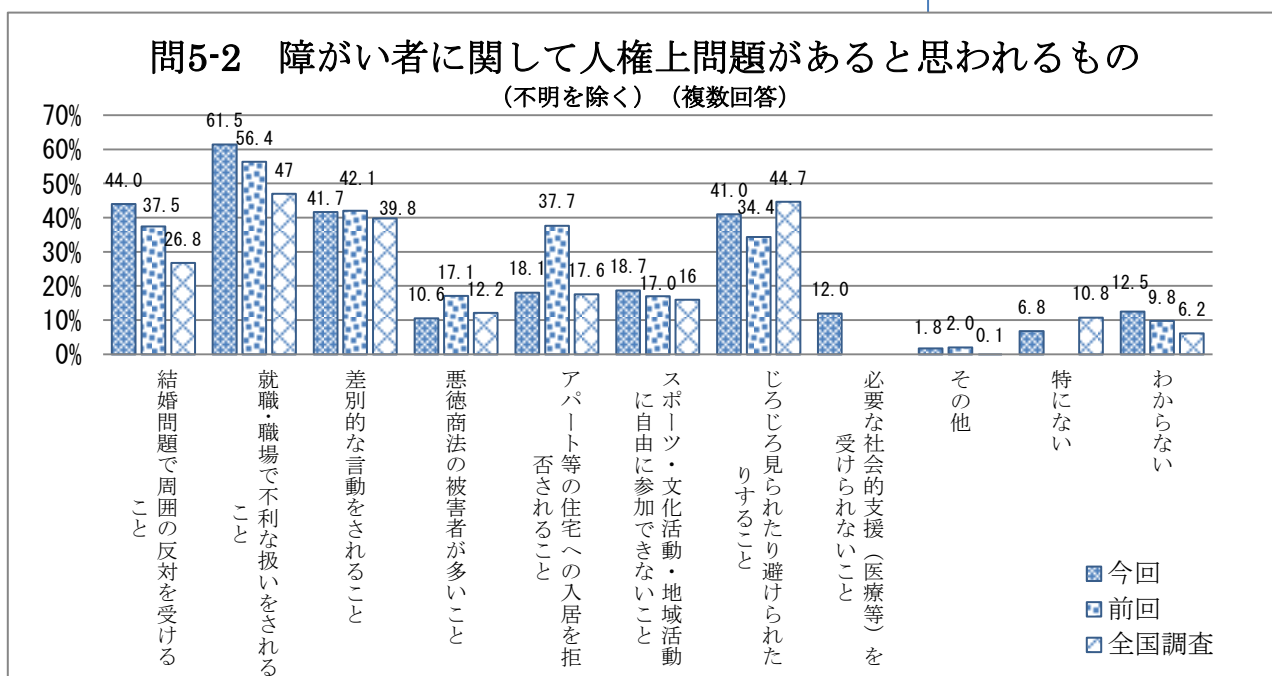
高次脳機能障がい

脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、この中にはいわゆる巣症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。

「第二次大分県特別支援教育推進計画」を策定し、取組が始まっています。

イ 現状と課題

25年県民意識調査によれば、障がい者に関して人権上問題があると思われるものの事項では、5年前の調査と比較して「就職時や職場での不利な扱い」「結婚問題での周囲の反対」「スポーツ・文化活動・地域活動に自由に参加できないこと」「じろじろ見られたり避けられたりする」という回答が多くなっています。特に本県では、5年前の調査同様に全国に比べ「結婚問題での周囲の反対」の割合が17.2ポイント高くなっています。



出典：25年県民意識調査

障がいのある人に対する障壁(バリア)には、トイレや建物の段差、公共交通機関を利用した移動の際の物理的な障壁やコミュニケーション、文化・情報面の障壁等がありますが、**バリアフリー**化への取組を通じて徐々に解消されてきています。しかし、意識上の障壁は依然厳しく、中でも、知的障がい者や精神障がい者に対する偏見や無理解は「心のバリア」として根強く存在しています。

「心のバリア」は、正しい理解や認識を深める学習や啓発の取組が十分でなかったことが大きな要因となっています。障がい者差別の問題を、障がいのある人個人やその家族だけの問題

バリアフリー

段差などの物理的な障壁(バリア)をはじめ、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

としてではなく、社会全体の課題としてとらえ解決していこうとする態度を育てることが大切です。

特別支援学校においては、障がいの状態や発達の段階等に応じた教育を受けることに対するニーズの高まりから、小・中学校から転学を希望する児童生徒が増えつつあります。義務教育終了後も一人一人の能力や特性を踏まえた教育を受けることに対する要望から、特別支援学校高等部への進学を志願する生徒も増加しています。

しかしながら、転学にいたる背景の一部には、上手く行動できないことを笑われたり、「おかしな行動をとる」と除け者にされたりして、地域の学校で居場所をなくしていることが依然としてあります。また、地域の小中学校では、障がいのある人を差別する発言が後を絶ちません。障がいについての理解が不十分であったり、障がいのある友だちの思いが理解できなかったりといったことや、障がいのある児童生徒と触れ合う機会が少ないことが原因の一つと思われます。

「障がいのある人は大変だ」「やさしくしないといけない」「かわいそうだ」といった感情をもたせるのではなく、「夢や希望に向かって自分らしく生きていきたい」と思っているのだということを理解させることが大切です。指導に当たる教職員は、障がいのある生徒をめぐる諸課題を整理し直して、自らの障がいに対する考え方を問い直し、教育内容として生徒に投げ返していく必要があります。

障がいのある人もない人もともに活動できる共生社会の実現をめざし、「地域で暮らしたい」「自立した生活を送りたい」という障がいのある人の思いを実現するため、**障がい者就労支援事業所**やグループホーム等、地域生活に密着した活動・生活の場がつくられてきました。しかし、**障がい者が就労する事業所の中には施設環境が十分ではないところも多く、賃金も低く、自立のためと言うより日中の生活の場として通所する人がいる**という現状があります。

また、障がいの重度・重複化、多様化により、これらの施設の利用も難しく、地域で暮らしていても外に出て活動する場所がなく、孤立してしまいがちな人もいます。卒業後も見通した**個別の教育支援計画**の作成や障がい者就労支援事業所、グループホーム等の施設環境の充実、地域住民の理解とボランティア等によるサポート体制が必要になります。

こうした状況から、共生社会の実現に向けて今後、障がい者の差別解消に積極的に取り組むべきと考えられます。

また、現在、県内の民間企業における障がい者雇用率、**法定雇用率達成企業割合（平成25年度障害者雇用状況の集計結果について（大分労働局））**は、高いレベルにあります。4

障がい者就労支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所

個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒を生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して、教育・福祉・医療・労働等の関連諸機関が連携して指導や支援を行うための計画。

法定雇用率

事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者、精神障がい者を雇用しなければならないこととされている。

一般民間企業の法定雇用率は、通常労働者数50人以上規模の企業で、総数の2.0%である。

割近くの企業で法定雇用率を達成していません。また、障がい者雇用率は、身体障がい者は全国トップであるものの、精神障がい者、知的障がい者の雇用率は伸び悩んでいる状況にあり、障がいの種別にかかわらず障がい者雇用を促進する必要があります。

県内知的障がい特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は、2006年度（平成18年度）の14.4%、（全国25.8%）から2012年度（平成24年度）には25.7%（全国30.2%）と向上したものの、全国平均を下回っている状況です。今後、企業等の障がい者雇用に対する理解をより促進し、就労の機会の拡大が必要です。

学校教育においては、共生社会の形成に向け、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」構築のための特別支援教育の推進が求められています。インクルーシブ教育システム構築のためには、障がいのある者が特別支援教育を含む教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な**合理的配慮**が提供されること等が必要とされています。障がいのある者と障がいのない者が互いの人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の多様な在り方を相互に認め合える社会とすることを目指し、特別支援教育をさらに発展・充実させることが必要です。

社会教育においては、ノーマライゼーションや合理的配慮の定着と共生社会の実現を図るために「障がい者週間」等について、マスコミなどを活用し、障がいや障がい者への理解をさらに深めることが必要です。また、地域での生活に必要なサービスを有効に活用できるように、相談・支援・権利擁護の充実も必要です。

ウ 基本的な方向

学校教育

○ 障がいのある人に対する理解と共生に関する教育の推進

児童生徒には、障がいの種類や程度によって、様々な障壁の違いがあることを、車いすやアイマスク等の疑似体験や障がいのある人との交流等を通して具体的に理解させ、どこに人権侵害があるかを認識させる学習を進めます。その際、体験や交流が単発的に終わることのないよう心がけ、総合的な学習の時間等を利用して、障がいについて理解するだけでなく、障がいのある人の思いや願いに触れるよう努めます。また、児童生徒が、障がいのある人に対する差別や偏見の解消は、障がいのない人一人一人にとっての問題であるという認識を深めるよう、指導の充実を図ります。具体的には、**ユニバーサルデザインの考え**

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことで、学校教育を受けられる場合に個別に必要なとされるもの。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、最初からすべての人が利用しやすく、そしてすべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。

方を深めると共に、障がいのある人に対する自分自身の考え方を振り返り、ともに生きていこうとする態度を育てていくとともに、併せて、保護者への啓発にも努めます。

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個々の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点でもっとも的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様で柔軟な仕組み、連続性のある「多様な学びの場」の整備を図るとともに、研修の充実等により教員の専門性向上に努めます。また、必要に応じて教職員をサポートする専門家の助言により合理的配慮に関する理解を促進し、ニーズに応じた提供に努めます。

特に、公立高等学校入試選抜において、「別室受験」、「ヒアリング試験での配慮・免除等」等「障がいのある生徒」に対する配慮や支援をより一層進めます。

○ 交流及び共同学習の推進

特別支援学校と近隣の学校、さらには居住する校区の学校との交流及び共同学習を推進します。将来地域で生活する特別支援学校の児童生徒と地域の人々が共生できる社会をつくっていくため、障がいのある人について理解を深めるよう努めます。

○ 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した適切な支援を行っていきます。現在、特別支援学級に在籍している児童生徒に加え、LD、ADHD、高機能自閉症等の障がいのある児童生徒に対しても、教育的ニーズを的確に把握し、柔軟な教育的支援を行っていきます。

また、特別支援学校は、教育環境の整備に努め、医療・福祉・労働等の関係機関、大学・NPO等との連携を一層図り、障がいのある子どもの地域におけるセンター的な役割を担っていきます。

障がいのある子どもへの適切な支援を行い、子どもたちが自己選択や自己決定の尊重による自立した社会生活をめざすことができるよう、教職員の専門的な知識や技能の向上と管理職を中心とした支援体制の整備を図ります。

NPO

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民団体のほとんどがこれに当たる。

○ 教職員研修の充実

教職員は、障がいのある児童生徒の差別の現実を常に把握して教育課題を明らかにしていきます。そして、共生社会の実現をめざす学習内容や指導方法の創造、指導力の向上等に努めます。

特別支援教育のさらなる推進のため、特別支援学校はもとより、幼稚園、小・中学校、高等学校のすべての教職員には、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが求められます。特に、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する調査」（2012年〔平成24年〕文部科学省調査）によると、発達障がいの可能性のある幼児児童生徒が幼稚園、小・中学校、高等学校の通常学級に在籍している可能性があるため、各学校の教職員を対象に、発達障がいを含む特別支援教育の基礎的理解を図る研修を推進します。

○ 障がいのある生徒の一般就労を目指した就労支援等の推進

県では、県内各地域の障がい者雇用に関する企業等の情報や、企業開拓・進路指導に関する各学校の取組を、特別支援学校の進路指導担当者が共有する機会を設けます。各学校では、各地域の企業、事業所の関係者、福祉、労働の各機関の関係者とのネットワークを構築して連携を強化します。また、「知的障がい特別支援学校高等部連絡協議会」を設置し、特色ある教育実践に関する情報交換をとおして職業教育の充実を図ります。

こうした取組の推進により、一般就労を希望する特別支援学校生徒の願いの実現に努め、一般就労率の向上を目指します。

社会教育

○ 障がいのある人に対する理解と共生に関する教育の推進

障がいの有無にかかわらず、人は支え合い、補い合って社会を形成しています。すべての人が社会での役割をもち、意味ある存在であることを確認し、豊かな心をはぐくみ合う人間関係を地域で築くことが求められます。

障がいそのもの、又は障がいのある人に対する差別や偏見を解消するために、障がいのある人の立場に立ったバリアフリーの考え方やその具体的な取組、ユニバーサルデザインに対する理解や普及に努めます。また、障がいのある人が地域とともに生活するために、障がい者就労支援事業所やグループホーム等に対する地域住民の理解が深まるように努めます。

障がいのある人の自立と就労のために、障がいのある人への福祉制度についての情報を提供したり、福祉施設を広く公開して交流や触れ合いの機会を増やしたり、地域活動等への当事者

の参加・企画を積極的に進めたりする取組を行っていくことが大切です。

さらに、**バリアフリー新法及び大分県福祉のまちづくり条例**に基づき、盲導犬などの身体障害者補助犬の利用を進め、身体障害者補助犬法で定める公共施設や飲食店、ホテルその他各種施設へ同伴することについて、学習します。

○ 障がいのある人への支援の充実

I Tの活用により、障がいのある人それぞれの能力を引き出し自立と社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ることが重要です。障がいのある人の情報活用能力向上のため、障がいのある人に対するパソコン講習会の開催やパソコン利用についての支援を行う「パソコンインストラクター」の養成や派遣体制の充実を図ります。

障がいのある人が本人のニーズに合った形で地域生活を実現するために、公的サービス並びに個別サービスを充実していきたいものです。そして、これらのサービスを有効に利用できるよう、**障がい者ケアマネジメント**の推進を図り、その従事者を養成していくことが必要となります。また、ボランティア活動への参加を促し、障がいのある人との交流や触れ合いの機会を広げ、障がいのある人の様々な活動を支援するボランティア活動の充実を図ります。併せて、活動の中心となるボランティアリーダー、コーディネーターの育成やボランティアの組織化について支援することも大切です。

障がいのある人が権利として適切なサービスを受けられるよう福祉サービスに関する苦情解決制度について学習します。

(6) 外国人の人権問題

ア これまでの取組

今日、我が国に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、法務省によると2013年(平成25年)には約1,125万人を超えています。

【在日外国人の状況】

	全国	大分県
在留外国人数 (外国人登録者総数)	2,033,656	9,908
韓国・朝鮮籍	530,046(26.1%)	2,388(24.1%)
特別永住者	381,364(18.8%)	1,463(14.8%)

出典:法務省 入国管理局 在留外国人統計 2012年(平成24年)

大分県福祉のまちづくり条例

1995年(平成7年)高齢者、障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを目指して施行
(一部改正:2011年(平成23年)3月22日公布、2012年(平成24年)4月1日全面施行 最終改正:2012年(平成24年)12月21日公布、2013年(平成25年)4月1日施行)

障がい者ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活を支援するために、本人の意向を踏まえて、福祉、保健、医療、教育、就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適正に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらに入所施設等の社会資源の開発及び開発を推進する援助手法をいう。

在住者の国籍は現在 188 ヲ国にのぼり、まさに国際化が著しいことを表しています。特にアジア地域が 163 万 8,344 人で 80.6% を占め、南米地域の 25 万 3,199 人 (12.5%) がこれに続き、アジア地域と南米地域で全体の 93.0% に達しています。この中には、資料のように日本での**特別永住者** (以下、「在日」という。) も相当数含まれており、これらの人々を抜きに外国人の問題は語れません。一方で、**ニューカマー** と呼ばれる留学生、研修生、労働者等が年々増えている中、外国人に対する差別や偏見も、住居や就労、保健、医療、入店、結婚等にかかわって表面化しており、個別の問題に対応した取組が求められています。

県内でも、「国連 10 年」大分県行動計画や大分県人権施策基本計画の中で外国人をめぐる問題を提起し解消を図ってきました。特に在日外国人が公職に就く道を拓くため、2000 年 (平成 12 年) 度の県職員行政職採用試験受験資格から**国籍条項**を撤廃しました (一部職種に制限あり)。また、2001 年 (平成 13 年) 3 月には「大分県国際交流・協力推進大綱」を策定し、外国人も暮らしやすい地域社会の形成に取り組んできました。

2009 年 (平成 21 年) の法改正により、それまでの外国人登録制度が廃止されました。新たな在留管理制度では、特別永住者証明書、在留カード (中期在留者) が交付されるとともに住民票 (希望により通称名併記) が作成されるようになりました。

大分県内に在住する外国人登録者数は 2012 年 (平成 24 年) 末では 9,908 人で、1998 年 (平成 10 年) の約 2 倍に増えました。県や市町村等ではハンドブックやマップの作成、案内板の表示改善等を進め、異文化理解の事業や行事に取り組むなど多文化共生を推進してきました。

県教育委員会では、県内に在住する外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬し合う人間性豊かな児童生徒を育成するため、2010 年 (平成 22 年) 3 月に大分県在住外国人に関する学校教育指導方針を策定しました。2011 年度 (平成 23 年度) には、外国人児童・保護者および教師のための学校生活ハンドブック (小学校:英語版・タガログ語版・中国語版・スペイン語版) を作成し、基本的な学校生活の仕方や行事、保護者との連絡例等を掲載しました。

特別永住者

日韓基本条約の付随条約である日韓法的地位協定により、終戦後帰国困難な朝鮮人とその子に永住が認められた。その後の日韓外相会談で孫の永住権も確定した。出入国管理上では、終戦前から日本に在留し平和条約に基づいて日本国籍を離脱した人とその子孫が、出入国管理に関する特例法に規定する要件を満たした場合に日本の特別永住者として扱われる。

ニューカマー

1980 年代以降、アジア各地や中南米をはじめとする国々から多くの人々が渡日し生活している。これらの新渡日の人々をそれまでの定住外国人と区別してニューカマーと呼ぶことがある。

国籍条項

公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員の任用資格の一つとして、日本国籍を要求する条項のことをいう。採用・昇任試験に際して、日本国籍を要求するため、これらの試験の受験資格の有無として問題となることが多い。

イ 現状と課題

1999年(平成11年)の「人権擁護推進審議会答申」では、外国人に関する課題として「就労に際しての差別の問題、外国人への入居・入店拒否、様々な問題がある。在日朝鮮人児童生徒への暴力やいやがらせ等の事件や差別発言等の問題もある」と指摘しています。

在日の問題については、次のような課題が考えられます。

- ① 在日の人々に対する周囲の人々の認識が低い。
- ② **教育や就職の機会均等が保障されていない**。公務員の任用においても一部制限されている。
- ③ 差別されることを恐れて、やむなく**帰化**せざるを得なかった人々がいる。
- ④ **通名**で暮らしている子どもや家族には、**アイデンティティ**の問題で悩んでいる人が多い。
- ⑤ 在日の子どもたちを支援していく教育が必要である。
- ⑥ 朝鮮民主主義人民共和国による拉致事件が発覚した後、責任のない在日個人に非難の言葉が浴びせられている。

このように、進学・就職をはじめ地域住民としての日常生活において、在日の人々が少なからず不利益を被っている事実があります。その背景には、日本が権益を求めて派兵をしていった戦争の歴史、日本による植民地支配の中で日本人として同化を強いられたこと、戦後は一転して外国人として扱われ、特別永住資格が与えられる一方で、外国人登録の問題や納税の義務は果たしても選挙権が与えられない社会的に不平等感の問題等があります。

アジア地域のみならずグローバルに、人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が進んでいますが、在日の人々をめぐる国内の問題はまだまだ解消されていません。国民がこの問題と真摯に向き合い、こうした歴史について学習していくことが大切です。

現在、大分県在住の外国人の出身は**107ヵ国・地域にわたり**(入国管理局調べ)、異なる言葉や習慣、生活様式や価値観をもって生活する中で、ある場合は個別の、ある場合は共通の困難や悩みをもっています。日本で生きていくしかない在日の人々にとっても、目的をもって日本に来た外国人にとっても、「ここで暮らすのは難しい」という思いを抱くことのない日本であり、大分県にしていかなければなりません。

異なる言語、宗教、習慣等の違いや在日韓国・朝鮮人等に対する差別・偏見の問題から様々な人権問題が発生しています。また外国人児童生徒の日本語指導の問題などがあります。今後は増加傾向にある外国にルーツを持つ児童生徒への日

教育や就職の機会均等が保障されていない

朝鮮学校は学校教育法第1条に定められていない「各種学校」扱いとされている。日本の高校・大学に進学する際、このことを理由に志望校が受験資格を認めないという問題。

帰化

希望して国籍を取得すること。本章では、外国人が日本国籍を取得する意味。

通名

在日韓国・朝鮮人が本名以外に使用する日本式の氏名。戦時中の「創氏改名」で、朝鮮人に日本風の2文字の姓を名乗らせた政策に由来し、戦後も朝鮮人に対する差別がある中で、通名を使う人々が多い。

アイデンティティ

人格における存在証明又は同一性。ある人の一貫性が時間的・空間的に成り立ち、それが他者や共同体からも認められていること。自己の存在証明。自己同一性。

本語指導や就学指導、進路指導等の充実を図っていくことが必要です。

国籍に関係なく、すべての児童生徒に対して人権尊重の精神を基盤として、国際社会において互いに信頼し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく能力や態度を育成する教育の充実を目指していかなければなりません。

ウ 基本的な方向

学校教育

学校教育においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていくための態度を育成するための教育を充実していくことが大切です。

外国人に対する偏見や差別意識は、他国の文化や習慣への理解不足が原因の一つと考えられます。学校や地域の実態に応じて、各国の歴史や文化・習慣についての理解を深める学習を取り入れ、外国人のもつ文化や生活習慣等の多様性を尊重する態度を育てることが大切です。それが、国際理解教育、異文化理解教育を豊かなものとして発展させていくことにつながります。

在日の問題を例にとるならば、まず、教職員の在日問題をはじめとする外国人をめぐる問題に対する認識を深めることです。日本語指導の必要な外国人児童生徒の把握だけでなく、在日の子どもたちの状況についても把握し、現在に至るまでの経過や被差別の思いを聞き取り、本名で生きたいという子どもや親の願いを尊重し、支援していくことが必要です。また、指導上必要な情報を受け継ぐ書類の書式を整えたり、各市町村教育委員会と学校との情報交換も必要です。

在日の人々のアイデンティティにかかわる問題もあります。現状と課題で挙げたものを整理してみると、「周囲の『在日』に対する認知度が低い」「国籍条項のため、進路選択を狭められる」「本名を名乗ることで不利益や不安を感じる」「歴史を考えれば通名では生きられない」等、在日としてのアイデンティティを疎外する要因があることは明らかです。

学校には在日の子どもだけではなく、外国で暮らしたことのある子どもや、父母や祖父母と国籍が違っている子ども等、実に様々な子どもたちが在籍しています。これらの子どもたちが習慣や文化の違いから差別されないようにしなければなりません。そのために、これらの子どもたちが民族や自国に対する誇りを持ち自己のアイデンティティを確立できるように、彼らの言語や文化、習慣、歴史を日本人の子どもとともに学ぶ機会をつくる取組を進める必要があります。

近年急速に増えている、ニューカマーの子どもたちへの日本語保障や**母語保障**、入試・編入学における特別措置、保護者への連絡体制の確立等の学校教育システムの整備も検討される必要があります。その際、PTA活動等、保護者同士のコミュニケーションを図り、外国人保護者に様々なニーズがあることをとらえながら進めていくことが大切です。そのために教職員の語学研修やALTの活用を含め、様々な言語に対応できるような専門職員の配置、就学・修学相談窓口の開設に向けて検討していきます。

県教育委員会では、**2012年(平成22年)3月**に大分県在住外国人に関する学校教育指導方針を策定しました。今後は、県内に在住する外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬しあう人間性豊かな児童生徒の育成を進めます。また、具体的問題解決のために、地域での偏りのない支援・相談・連絡体制のための地域間の連携ネットワークづくりについて検討していく必要があります。

社会教育

在日外国人の増加に伴い、外国人やその文化に接する機会が増えています。異文化を自分たちの価値観で一方的に評価するのではなく、異文化が培ってきた価値観を理解し、地域に居住する住民として共に生きる社会の構築に協力していくことが求められます。そのためには交流学習会や交流活動の機会を増やすとともに、その活動への積極的な参加を呼びかけていく必要があります。そうした活動に立命館アジア太平洋大学等の学生の参加を呼びかけることや、民間のNPO等の団体との協力関係を深めながら実現の方向性を探っていきます。NPO等の団体との協力関係を深めながら実現の方向性を探っていきます。

一方、在日の子どもたちをはじめ、在日外国人の子どもたちが進路を多岐に不安なく展望できるように、進学先・企業・県民への啓発促進も必要かつ緊急の課題です。在日の人々にかかわる問題とニューカマーにかかわる問題を理解し、文化や価値観の違いを認め、互いの人権を尊重する講演会や学習会・イベント等を開催して相互理解を促進するよう努めます。

また、在日外国人に対して、インターネットや広報誌等を活用し、暮らしに役立つ情報を提供したり、各種関係機関や民間団体との連携強化を図り、きめ細やかな生活相談等の支援を行いたいものです。

母語保障＝母国語保障

日本語習得が当面必要な児童生徒に日本語の学習権を保障するとともに、成長の過程で使用してきた母国語を精神形成上あるいは保護者とのコミュニケーション上欠かすことのできない生活言語として認め、個性として伸ばしていく考え方に基づく支援の在り方。

こうした取組は「同化」ではなく、異質なものが同じ場所
で共に生きる共生社会の実現につながるものと考えます。

国際化、ボーダーレスな社会の到来は、国内・県内を訪れ、
生活する外国人が増加する一方、外国で生活する日本人も増
加するという側面も持っています。大分県の人々が留学や研
修・転勤、あるいは就労のために外国を訪れ、外国で生活す
る機会が増えていくことも考えられます。その人たちが他国
の言語や宗教・習慣、制度・歴史、文化を正しく理解するこ
とは、そこで生活していく上で必要なことです。その際に、
大分県に在住する外国人の視点で社会や身の周りの不合理
に気づき、改善しながら相互理解を深めることが、大きな助
けになると考えられます。

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会
から排除されないようにするために、日本社会におけるコミ
ュニケーション手段である日本語を習得するための体制等
を整えていくことが必要です。

最近では、地域の公民館等で在住外国人に対して日本語教
室を行ったり、外国の文化を学び、つながりを深めるための
料理教室等を開催したりする取組が進められています。この
ような取組を支援し、推進していくことが、国際理解、多文
化共生につながると考えられます。

(7) 医療をめぐる人権問題

ア これまでの取組

人は誰でも何らかの病気を抱えており、病気と闘ったり、
折り合いをつけたりしながら、自分らしさを大切にしてい
自分の人生をつくりあげています。

ところが、病気に対しての曖昧な知識や過度の危機意識・
偏見から、様々な人権問題が生じています。とりわけ**ハンセ
ン病**については、国が撲滅のための法律を制定し患者を収容
所に強制的に隔離したため、「不治の恐ろしい感染症である」
というイメージを国民に与え、患者や家族に対する大きな偏
見と差別が生まれました。我が国ではハンセン病についての
認識の誤りが明らかになってからも、国策により隔離政策が
継続され、患者や家族に対する差別や偏見が助長されてきま
した。

このような状況の中、1996年（平成8年）に「らい予防
法の廃止に関する法律」が施行され、さらに2001年（平成
13年）、ハンセン病患者・回復者に対する国の損害賠償責任
を認める熊本地裁の判決が大きな契機となり、これまでのハ
ンセン病に対する政策上の問題点が改めて明らかにされ、国

ハンセン病

ノルウェーの医学者ハン
センによって発見されたら
い菌による感染症の一つ。
人間の神経と親和性は強い
が菌の増殖も遅く毒性も弱
い。

による患者や回復者に対する補償や名誉回復及び福祉増進等の措置がとられることとなりました。

また、**H I V感染症**についても**エイズ**患者が初めて我が国で確認された1985年（昭和60年）当時、マスコミの影響や病気に対する情報不足等による誤った認識から、患者に対する大きな差別が生まれました。その後、1988年（昭和63年）にWHO（世界保健機構）は、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、H I V感染症・エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

本県では、1992年（平成4年）に決定した「大分県エイズ対策基本方針」において、①正しい知識を普及する取組を全県に展開することや②若い世代への教育・啓発に取り組むという二点を重点対策と決めました。さらに「国連10年」大分県行動計画では、③患者の自己実現を図るために**インフォームド・コンセント**の理解を普及することや④疾病を個性として理解する啓発に取り組むことを補足して、人権施策の指針としました。

これら4項目の指針を踏まえ、以下のような取組を行っています。

- ・エイズ総合対策では、正しい知識を普及させるため、学校への衛生教育やイベント等を通じての県民への啓発
- ・難病については、患者や家族を支援するためのネットワークづくり・ハンセン病については、2001年（平成13年）知事等が療養所を訪問し、隔離政策にかかわった県の立場から謝罪を行うとともに、イベントやマスコミを活用して差別解消のための県民啓発活動への取組、施設入所者の自立を図るための里帰り事業や交流事業の実施
- ・医療機関と患者・家族との信頼関係を構築するため、大分県医療安全支援センターを2003年（平成15年）8月に設置し、専門の相談員による医療相談を実施
- ・2004年（平成16年）3月、大分県地域保健医療計画を改定し、人権に配慮した医療サービスの提供を促進
- ・**2013年（平成25年）3月、大分県医療計画を改定、人権に配慮した医療サービスの提供を促進**

イ 現状と課題

H I V薬害訴訟の和解・「らい予防法」の廃止を契機に、「伝染病予防法」が抜本的に見直される中、「エイズ予防法」「性病予防法」は統廃合され、1999年（平成11年）新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

H I V感染症

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）の感染で免疫システムが壊されるために免疫不全を起こすもの。

エイズ（後天性免疫不全症候群）

日本の疫学上の定義は、H I V感染に引き続く免疫不全の結果、カリニ肺炎等普通には起こらない弱い病原体による感染症や悪性腫瘍や神経の病気などにかかった状態をいう。

インフォームド・コンセント

患者の権利の一つとして確立されたもので、医師の詳細な説明に対し患者が様々な質問をし、患者の主眼的判断で治療について拒否あるいは同意をすること。

H I V薬害訴訟

血友病H I V感染被害者救済訴訟患者は、「真の被害者救済訴訟」を求めた。

この法律は、患者の人権に配慮するとともに、患者に対して良質かつ適切な医療を提供することや、可能な限り社会との交流を続け一人の人間として社会生活を送ることを目的としたものであり、そこでは、差別や偏見がなく個人の意思が尊重され、「自らの情報を知る権利」や「守られる権利」等が大切にされるべきだと記されています。しかし、法律で病名とその対処法が規定されているため、その都度、最新の科学データと客観的証拠に基づいた対処法の決定がなされにくい状況があり、患者・感染者に対する差別や偏見が生まれにくいという保障はありません。

ハンセン病については、「らい予防法」の廃止後も、90年にわたる対策による「恐ろしい伝染病」という疾病観は拭いきれず、入所者の多くは、長期の隔離等により家族や親族等との関係を絶たれたことや、社会における差別や偏見、入所者の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、今もなお社会復帰が困難な状況にあります。**本県出身者**も例外ではなく、故郷に帰れないままになっています。

この根強い差別の現実を私たちに突きつけたのが、2003年（平成15年）11月、熊本県で発生した菊池恵楓園入所者に対する**宿泊拒否事件**です。しかし関係者を苦しめたのはそれだけではありませんでした。ホテルの謝罪文が宿泊拒否についての謝罪ではなかったため、自治会側が謝罪文の受け取りを拒否したことから、入所者に対する誹謗中傷の文書や電話が何百件にもものぼりました。弱い立場の人がおとなしくしている間は同情するが、少しでも社会に抗議の声を上げると手のひらを返したように非難することが、差別そのものであるという認識が全くないものでした。人権擁護の立場から、命と生活を守るための活動を継続することが大切です。

また、今なお誤った認識や偏見が存在していることから「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2009年（平成21年）4月から施行され、差別の解消をさらに推進しています。

HIV感染症については、知識がある程度進んだ現在においても、予防行動が適切になされず、若年層感染者の増加や潜在的感染者の存在があることから、今後も、啓発と同時に感染者への差別や偏見の解消に努めていく必要があります。

その他、社会問題としての水俣病や原爆症、難病、てんかん、アトピー等についても、同様に間違った認識が差別を生んでいる現状があります。

また、色覚については、日頃、色に関してほとんど問題を感じることなく生活しているにもかかわらず「白と黒にしか

本県出身者

平成25年3月31日現在、大分県出身の国立療養所入所者41名。

宿泊拒否事件

熊本県主催「ふるさと訪問事業」で宿泊を予定したホテルが、菊池恵楓園の入居者の宿泊を拒否した事件。

見えていない」などと誤解を受け、進学や就職の道を閉ざされるという差別を受けてきました。**色覚差別撤廃の運動**により、2001年（平成13年）に労働安全衛生法が、2002年（平成14年）に学校保健法施行規則が改正され、学校における健康診断や雇用時健康診断の項目から「色覚」が削除されるなど、徐々に状況は改善されつつありますが、未だ進学や就職時に制限を受ける実態があります。

今後も、色覚についての正しい知識の普及とともに、すべての人が生活しやすい学習環境、社会環境づくりに努める必要があります。

ウ 基本的な方向

生命の危機に瀕(ひん)するような病気とそうでない病気を同一に考えるのは無理があるかもしれませんが、人類は病気と共生することで抵抗力を付けてきました。仮に、一つの病気を根絶しても新たな感染症が生まれてきます。また、薬が開発されても**耐性菌**を生み出してしまうことは、今までの歴史が明らかにしています。

「撲滅」「・・・0(ゼロ)運動」等、病気や病原菌を根絶する考え方は、差別を生む危険性を含んでいます。病気への不安と感染への恐怖、周囲の差別や偏見の問題を乗り越えていくためには、病気に対して正しい知識をもつとともに、病気をもつ人たちの「きつさ」や「つらさ」を理解するよう努める必要があります。

とりわけ、感染症をめぐる差別と人権問題については、感染者の側から感染症を見ていくという痛みの実感を伴った指導が重要です。

学校教育

病気に対する正しい理解と認識を深め、患者に対する差別や偏見をなくすために、教育活動全体を通じて、健康教育の充実を図る必要があります。

そのためには、まず自分や身近な人の病気の体験から、病気についてどうとらえるのかという健康観について考え合う場を設けたり、どの時間を活用しどんな資料を使うのかなど、しっかりとした計画と実施に当たっての共通理解が大切です。ハンセン病、HIV感染症等の人権問題については、地域や児童生徒の実態、発達段階に応じ、プライバシーの保護に配慮しながら、「人権教育指導資料－医療をめぐる問題－」（H17年発行）等を活用して指導するとともに、教材の開発にも努め、学習を進めます。

色覚差別撤廃の運動

色覚問題を解決しようと言う意識をもった医師や教師、「色覚異常」と判定された当事者が、「日本色覚差別撤廃の会」「日本色覚差別の会大分」「障害者欠格条項をなくす会」「大分色覚に関わる学習会実行委員会」などの会を結成し、色覚差別に関する学習資料の作成、社会への喚起、関係省庁への申し入れなどを行ってきたこと。

耐性菌

抗生物質などの化学療法剤に対する耐性を備えた病原菌。

その際、病気にかかっている人の権利回復の歴史に学ぶとともに、患者・感染者及びその家族との交流の機会を設定するなどして、その思いや願いをしっかりと受け止めていく活動に取り組みます。

また、病気にかかっている子どもやその家族の不安や悩みを軽減できるよう、医療機関、関係団体等と連携し、学校としての相談体制や支援体制を一層充実させるとともに、様々な病気に配慮した学習環境の整備に努めます。

長期入院している児童生徒については、**院内学級**等により、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、家庭との連携を十分とり、本人及び家族の思いや希望を受け止め、児童生徒の自己実現を支援します。

そのため、本人や家族・医療機関・関係団体等と連携をとり、子どもがかかっている病気についての正しい知識と対処について共通理解に努めます。

エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別を解消する教育を推進しています。なお、指導に当たっては、保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ることが重要です。

ハンセン病に関しては近年も、児童生徒が間違った認識を持ってしまうような授業が行われ、患者の人権を著しく侵害する問題も発生しています。正しい情報と知識を児童生徒が身につけるためにも、教職員自身がより正確に人権侵害問題としてとらえるとともに、政府が作成・配布する啓発資料等を適切に活用しながら、指導の工夫・改善を図ることが重要です。

また、医療全般に関しては**セカンド・オピニオン**などが患者の権利として確立されていることも、押さえておくことが必要です。

社会教育

患者とその家族のプライバシーが保護され安定した日常生活が保障されるよう、病気に対する正しい知識と理解を深めるとともに、差別や偏見の解消に向けた住民に対する教育・啓発を進めることが大切です。そのために、講演会の開催や啓発パンフレットの配布等による正確で適切な情報の提供や、患者・回復者との交流の場の設定に取り組むことが求められます。その中で患者・感染者及びその家族の思いや願いをしっかりと受け止め、自分自身の考え方や生活の在り方を見直していくような取組が望まれます。

院内学級

入院治療中の子どもが通えるよう、教育委員会が病院内に設置した障がい児学級のこと。
病状や生活環境に即した教育を行い、精神的な安定や健康の回復を促すことを目標としている。

セカンド・オピニオン

第2診断。はじめに相談した専門家とは別の専門家の意見を聞くこと。1980年代にアメリカで生まれた。医療情報の公開を進めるものとされている。患者が検査や治療を受けるに当たって、主治医以外の医師に求める意見。

また、PTAや公民館職員、民生委員、保健医療に従事する人等に対して、患者・感染者の人権についての研修の機会を提供し、人権に配慮した地域の活動や保健医療体制の充実に努めます。

さらに、患者・感染者及び家族の精神的・時間的負担を少しでも軽減するよう、ボランティア活動のための人材育成が求められます。

また、患者同士・家族同士の交流を進め、ネットワークづくりを推進することも重要な活動の一つです。

(8) 様々な人権問題

ア これまでの取組

就職時の社用紙を使った履歴書や結婚時における身元調査等が、人々の予断や偏見と結びつき、様々な差別を生む要因となっていました。そのため、「全国高等学校統一用紙」活用の取り組みや、「身元調査を行わない」啓発の取組等が行われ、個人のプライバシーについての権利意識を高めてきました。また、学校においては、児童生徒の名簿や家庭環境調査票等の記載項目の見直し、活用の制限等により、プライバシーの保護に努めてきました。

一方、社会の情報化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の**個人情報**が処理されています。情報化社会の進展は、私たちの生活を豊かに便利にしていた反面、新たな問題として、プライバシーの侵害等が起きてきました。個人情報は、個人の人格と密接にかかわる情報であり、その取扱を誤ると個人に取り返しのつかない被害や人権侵害が生じるおそれがあります。現に、個人情報が売買されたり、誹謗中傷や差別的な内容の情報がインターネット上で発信されたりする問題が発生しています。

これらの問題を解決するために、2003年（平成15年）に制定され2005年（平成17年）4月から施行された「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定しています。また、本県でも、大分県個人情報保護条例と大分県情報公開条例により、個人情報の管理等プライバシー保護のための適切な対応に努めています。この「個人情報保護法」をもとに、人権侵害を未然に防ぎ、プライバシー保護の重要性に対する県民の認識を深めていく教育・啓発が必要となります。

拉致問題について、国は内閣官房に拉致問題対策本部を設置し、日本政府は国の責任において解決すべき喫緊の重要課題と捉えています。教育現場では映像による広報が効果的で

個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。具体的には、氏名、性別、生年月日、住所のほか、思想、信条や学歴、職歴、病歴、家族関係、財産、所得等が考えられる。

あると思われる若年層のさらなる理解を図るため、アニメ「めぐみ」のDVDを全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校へ配布し、各学校に積極的な活用を呼びかけています。

イ 現状と課題

インターネットは、近年急速に普及し、インターネットを利用している人の約半数の人たちが、高速・大容量の回線を利用し情報の授受を行っていると言われ、コミュニケーションの手段として生活上の利便性も大きく向上してきています。私たちの生活が、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部に漏洩し、脅迫や架空請求等の犯罪に利用される事態も生じています。有害情報や個人情報、瞬時のうちにインターネット利用者のもとに届く環境が、ますます広がってきているとも言えます。また、インターネットの利用が普及すると、単なる一個人であっても不特定多数の人に大量の情報を発信するという、強力な情報伝達的手段を行使することができるようになります。このことにより、他人の情報や写真等が本人の承諾なしに公表されるなど、インターネットを利用したプライバシーの侵害も、近年問題となっています。

この他にもインターネットを利用した脅迫や**チェーンメール**等の迷惑メール、**不正アクセス**、**ネットストーカー**等、様々な問題が発生しています。また、今日、携帯電話の普及も目覚ましいものがあり、それにともない様々な問題が生まれてきていることも念頭に置いておかなければなりません。

学校教育の中で、児童生徒がコンピュータを使用する頻度は、高くなってきています。「知らないこと、調べたいことをすぐに調べることができる」「遠くの人と友だちになれる」「同じ趣味をもった人と友だちになれる」等、コンピュータの便利さだけが児童生徒に意識されている傾向があると言えます。

コンピュータは、大変便利なものであると同時に、その使い方を誤れば、人権侵害等の問題が生じることも十分に考えられます。学校教育の中でも、インターネットの使い方や情報モラルについて学習していく必要があります。インターネットは、私たちが仕事や家庭で豊かに生活するための道具の一つです。それを上手に活用し、お互いの人権が尊重される社会を築いていかなければなりません。

チェーンメール

「不幸の手紙」の電子メール版のようなもので、他の人に同じメールを出すように強要しているもの。

不正アクセス

他人のIDやパスワードを無断で使用したり、セキュリティ上の弱点を攻撃してコンピュータに侵入したりする行為。

ネットストーカー

ネットワークを利用したストーカー行為。ネットワークを利用して知り合った相手に対して現実の世界で行動に出る場合と、ネットワーク上でいやがらせをする場合とがある。

さらに、今日の課題として、朝鮮民主主義人民共和国による日本人の拉致問題が挙げられます。1970年代から80年代にかけて、日本人が不自然な形で行方不明となる事件が起きました。これらの事件に関しては、朝鮮民主主義人民共和国による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。1991年以降、政府は機会あるごとに朝鮮民主主義人民共和国に対して拉致問題の解決を提起し、安否不明の拉致被害者に関する真相究明を一刻も早く行うとともに、生存者は直ちに帰国させるよう強く要求しています。

最近は、「出会い系サイト」以外の、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ブログなどの「コミュニティサイト」を介して、18歳未満の児童が児童買春や児童ポルノなどの犯罪被害にあう事件が多くなっています。特に問題となっている児童ポルノは、それ自体、子どもの人権擁護上到底許されるものではなく、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむこととなるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。また、友人同士で共有しているプライベートに関わる画像や動画を、相手の意思に関係なくインターネット上に公開し、トラブルに発展するなどの事例も出ています。

その他、現代社会には、性的マイノリティ（性同一性障がい・性的指向等）、刑を終えて出所した人、プライバシーの侵害や名誉毀損、東日本大震災に伴う人権問題等、ここに挙げた個別の問題のほかにも様々な人権問題が存在しています。

ウ 基本的な方向

個人情報とは、個人の人格と密接に関連しており、「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の趣旨からも慎重に取り扱われるべきものです。しかし、本人の知らないところで第三者によって個人情報が収集・利用されるなど、その取扱によっては、プライバシーの侵害となっています。

現在県内全ての市町村で、住民票の写し等の不正請求及び不正取得の防止のため本人通知制度が実施され、戸籍謄本などの不正取得による差別身元調査を防ぐための取組がすすめられています。

インターネットによる人権侵害の発生を防ぐために、学校教育や社会教育において、インターネット上での誤った情報や偏った情報をもたらす影響や問題点について学習を進めていくことが大切です。インターネット上ではプライバシー

の侵害に加えて、SNS（ソーシャルネットワークサービス）をめぐる誹謗中傷等、新たな個別課題への対応が求められています。

日本人拉致問題については、人権にかかわる今日的課題と位置付け、学校教育や社会教育で基本的人権の尊重という観点から、教育内容の客観性、公正さ及び中立性の確保、在日の人々への影響等に配慮しながら、具体的な取組についての検討を進めていきます。

その他、社会状況の変化に伴う新たな個別課題に対して、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲を高め、態度を育成するために、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成する具体的な取組を進めていきます。

学校教育

学校教育では、児童生徒が自分たちの生活を通してプライバシーの保護について学び、プライバシーの侵害は人権にかかわる問題であるという認識を深めるよう指導しなければなりません。具体的には、社会科や公民科でのプライバシー保護に関する学習や、家庭科での消費者教育、情報に関する教科や総合的な学習の時間等での、インターネットを利用した様々な学習機会をとらえて、情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性についての学習を計画していきます。

特に、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身に付けさせることが大切です。そこでは、児童生徒が自己のプライバシーを守る権利とともに、他者のプライバシーを侵害しないようにする態度の育成がとても大切となってきます。インターネットを利用する場面の多くは家庭であることから、家庭で利用している時のことを学校教育の中で、常に考えておく必要もあります。

また、個人情報の保護については、児童生徒にかかわる個人情報を適正に取り扱わなければなりません。学習指導や生徒指導を行う上で、児童生徒にかかわる個人情報の収集は必要ですが、その中には児童生徒やその保護者の了解なしに蓄積されたものもあります。学校や教職員は、それらの個人情報の適正な管理についての理解と認識を一層深めることが大切です。

そのためには、個人情報の保護に関する研修を実施するとともに、これまでの慣行を見直し、適正な情報の管理（収集・提供）体制の整備に努めます。

さらに、新たな人権課題についても、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を見通して適切に指導しなければなりません。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をめぐる誹謗中傷等は明らかな人権侵害であると学ばせるとともに、具体的なSNSの使い方や情報モラルについて学習を進めます。

性同一性障がい（性別違和）については、「からだの性」と「こころの性」との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々があります。性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めると共に、個人への配慮が必要です。

刑を終えて出所した人の人権問題については、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。なお、実際の指導の際には、個人情報保護の観点から、個人に関わる様々な情報の取扱いに十分配慮しなければなりません。

東日本大震災に伴う人権問題は、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。避難している方々が慣れない土地で心穏やかに生活できるように、放射線に関する正しい知識や情報を知ることが必要です。

日本人拉致問題の具体的な取組については、映画「めぐみ」及びアニメ「めぐみ」の作品上映等を通じて、北朝鮮当局による拉致は個人の自由及び幸福追求の権利を奪う重大な人権侵害であり、日本国民の今日的課題であることを理解する指導を今後も進めていきます。

これらの問題のほかに、雇用形態の激変による労働者への人権侵害、婚外子（非嫡出子）に対する人権問題等も配慮していかなければなりません。

社会教育

個人情報保護のためには、県民一人一人が情報モラルを守り、インターネットを正しく利用する上での意識啓発を図っていくことが大切です。

そのためには、市町村等で実施している懇談会や広報誌、職場の研修会等で、プライバシー保護に関する内容を取り上げ、県民がお互いのプライバシーを尊重するという意識を高めることが重要となってきます。

人権意識に基づいた業務の遂行が、すべての行政機関や企業、事業所においてできるよう、個人情報の保護や**情報セキュリティ**に関する研修に努めます。

情報セキュリティ

情報資産の機密性を保持し、完全性及び正確性を維持するとともに、あらかじめ許可された範囲内においては必要とする情報資産の利用を確実にできる状態を確保することをいう。

その他、様々な人権問題として、「アイヌの人々をめぐる人権問題」「性的マイノリティをめぐる人権問題」「マスメディアによる人権侵害」「刑を終えて出所した人をめぐる人権問題」「職業に関する差別」等、人権をめぐる問題が様々な形で私たちの周りに存在しています。

アイヌの人々の問題は、様々な民族や多様な文化をもった人々が共生できる地域をつくる上で重要な問題であり、刑を終えて出所した人の人権に関しても、被害者の立場にも十分に配慮しながら社会復帰を援助していくためには、地域の理解と協力が不可欠です。

これらの問題の解決に向けては、学校教育・社会教育においても、それぞれの人権問題について科学的な認識を深め、差別をなくすための技能や態度の育成をめざして、教育の重要な内容として取り組みます。

3 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育を推進するに当たり、地方公共団体の行政（教育行政を含む。）にかかわる者には、住民の福祉の増進を図るという観点から、住民一人一人の人権を尊重して、その職務を遂行することが特に求められており、引き続き、大分県人権施策基本計画にいう**特定職業従事者**に対する人権教育をより充実させる必要があります。

○ 教育行政職員に対する人権教育

行政職員は、人権教育の主体者としての学校教職員と同様、様々な人権施策策定と社会啓発活動の主体者です。このため、住民に率先して人権意識を向上させることが求められます。

また、人権問題が多様化し広がりを見せている現在においては、人権問題と密接にかかわる業務に従事する可能性も高く、日常業務を遂行する上で人権意識は不可欠なものになっています。とりわけ、住民サービスは、換言すれば、住民の自己実現を支援することであり、豊かな人権感覚をもった職員が人権に配慮した行政の推進をすることによって可能となります。

そのため、すべての職員が公務員としての必要な人権感覚を身に付け、一人一人が人権尊重の視点に立った職務が遂行できるよう、職務内容に応じきめ細かな人権感覚を身に付ける研修を積極的に行う必要があります。

特に、指導主事、社会教育主事、市町村の人権教育担当者、社会教育指導員については、人権教育研修の企画者・実施者として、学習プログラムの作成や体験的参加型を導入した研

特定職業従事者

人権教育の推進に当たって、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者。

例えば、行政職員、教職員、警察官、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者、労働行政関係者、マスメディア関係者等。

修実施のための資質や能力を身に付けることができるよう、研修の充実に努めることが大切です。

○ 教職員に対する人権教育

学校における人権教育の推進に当たっては、教職員自らが人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接し指導に努めることが大切です。さらに、自らの言動が児童生徒の人権のみならず教職員同士においても相手の人権を侵害することのないよう、互いを尊重するような教育環境づくりに努めることが大切です。

そのためには、教職員が人権教育に関する基本的な理解と認識を深め、実践者としての資質を高められるよう、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を県教育センターにおいて計画的に実施します。

また、各学校では、校内研修を充実させ、人権に配慮した職務遂行を通して教職員の資質の向上に努めるとともに、県内外で開催される研修会等に積極的に参加し、人権教育の実践につながる情報の収集等、還流と活用に努めます。

近年、インターネットを利用した誹謗中傷等の人権侵害や書き込みの問題が深刻化してきており、子どもから高齢者にわたるあらゆる機会をとらえて学習を進めていきます。そして、様々な人権問題に関する知識・理解を深める学習内容や方法の研究・改善に取り組みます。

第V章 計画の推進

1 教育内容、指導方法等の開発、改善のための調査・研究

これまでも、県内の各自治体や人権教育研究団体では、それぞれに工夫を凝らした人権教育・啓発に取り組んできています。その内容・手法等を学び合うことは、より効果的な人権教育・啓発の推進には欠かせません。

県では、それらの関係機関や団体、さらには大学や**公益財団法人人権教育啓発推進センター**等との連携・協力のもと、より効果的な人権教育・啓発のための教育内容、指導法等について調査・研究を進め、人権教育の教材等の開発や内容・指導方法の改善を図ります。

公益財団法人人権教育啓発
推進センター

法務省及び文部科学省共
管の公益法人として、広く
人権教育・啓発に関する情
報提供を行っている。

2 推進体制の基盤整備

効果的な人権教育の推進を行うためには、学校や行政、企業・民間団体、地域等における推進担当者を明確化し、その体制づくりが重要です。そのため、担当者・指導者の育成と資質の向上を積極的に行うとともに、管理職を含む推進委員会の設置や委員会開催の定例化に取り組むなど、推進体制の強化を図ります。

3 推進環境の整備・充実

人権問題が複雑・多様化する中、効果的な人権教育推進のため、県内外から人権に関する今日的な課題を反映した資料や情報の収集に努め、人権教育の推進に必要な教材や教具、資料の整備・充実を図ります。

また、国や市町村、人権教育研究団体やNPO等民間団体から、具体的な実践資料や情報を積極的に収集し、それらを有効かつ効率的に活用できるよう、人権ライブラリーの充実や資料の体系化、ネットワーク化を図り、県民が日常的に情報にアクセスできる環境の整備・充実に努めます。

4 実施主体間の連携

国や市町村、企業、人権教育研究団体、NPO等民間団体が、それぞれの役割と分担を踏まえつつ、緊密な連携や協力のもと総合的に人権教育を推進します。

例えば、NPOから企業のセクハラ研修に講師を派遣する、学校の総合的な学習の時間に社会福祉センターや企業から介助や接遇についての講師を派遣するなどが考えられます。**公益**社団法人大分県人権教育研究協議会との連携を**十分に**図りながら推進していきます。

さらに、人権課題ごとに関係する様々な機関において、その特性を踏まえた各種の取組が実施されていることから、連絡協議会等に参加するなどして、これらの機関と一層緊密な連携を図っていきます。

5 計画の推進と見直し

人権教育を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局、課、室等との緊密な連携をもとに、全庁体制でこの推進計画を推進します。

施策の実施に当たっては、この計画の趣旨を踏まえ、毎年度実施する事業において、その具体化を図っていきます。

なお、国内外の動向や本県の人権をめぐる諸状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 大分県人権教育基本方針（平成 17 年 1 月 28 日：大分県教育委員会決定）

国際社会では、国際連合において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため、国際人権規約をはじめ女性差別撤廃条約、児童の権利に関する条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

我が国では、日本国憲法において、個人の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、すべての国民は法の下に平等であるとしている。これら憲法の保障する基本的人権の確立に向け、国際社会の一員として様々な条約を締結し、福祉や教育などの分野において各種の法律や制度の整備を進め、具体的な取組を行ってきた。

本県においても、人権尊重の精神を取り入れた各種条例の制定等を行い、1998年には「人権教育のための国連 10 年」大分県行動計画を策定し、学校や地域において人権教育を進めるとともに、特定職業従事者等に対して研修等の取組を進め、併せて、人材の養成や教材等の開発・整備に努めるなどして、「人権尊重の大分県」をめざして取り組んできた。これらの取組を通じて、一人一人が自らの尊厳を認識し、相互に人権を認め合い、差別や偏見の解消に向け不断の努力を重ねることにより、すべての人の人権が尊重され、豊かに共生できる社会の実現という理念のもとに、「人権という普遍的文化」の構築をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権施策を総合的に推進してきた。

しかしながら、依然として、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、医療に係る問題等様々な人権問題が存在し、また、インターネット上での差別的内容を含む誹謗中傷など、新たな人権問題も発生している。これらの背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられるが、国際化、情報化、高齢化等急激な社会の変化も要因と考えられる。こうした差別の解消や人権問題の解決に向けては、これまでの同和教育などの取組の成果や反省の上に立って、社会を構成するあらゆる人々が、互いに個人として尊重し合い、様々な文化や考えを交流できる「共生社会」を実現することが求められている。

「人権の世紀」といわれる 21 世紀において、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために教育の果たす役割は大きい。

以上のことから、大分県教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法、人権関係の国際条約などの精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念をふまえ、その責務を深く自覚し、人権尊重社会の確立をめざし、学校教育と社会教育を通じて以下のように人権教育を推進する。

1 人権意識の基礎を培う教育の推進

一人一人の人権が大切にされる環境において、「自分の大切さとともに他の人の大切さも認める」人間関係づくりを通して、自分自身がかけがえのない存在であることに気づき、相互の違いを認め合う中で、自尊感情を育成するなど、人権意識の基礎を培うための人権教育を推進する。

2 豊かな人権感覚を育成する教育の推進

人権の意義や様々な人権問題に関する学習を通して、人権問題への正しい理解や認識、的確な思考力・判断力を身に付け、人権問題を直感的にとらえる感性や、人権への配慮が態度や行動に現れる人権感覚を育成するための人権教育を推進する。

3 人権を尊重する意欲や態度、技能を育成する教育の推進

一人一人が、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな体験活動を通じて、他の人と共によりよく生きようとする実践的な意欲や態度、技能を育成するための人権教育を推進する。

この方針の実施にあたっては、これをより効果的に、かつ総合的に推進するため、人権教育にかかわる県・市町村、関係諸機関及び民間諸団体などの各実施主体が、その担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化することが重要である。

また、人権教育は幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであることから、県民の思いや対象者の発達段階をふまえ、生涯学習の視点に立ち、地域の実情等に応じて、家庭、学校、地域などそれぞれの場で多様な機会を通して実施される必要がある。

その際、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方について多様な意見があることをふまえ、その自主性を尊重するとともに、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるよう、十分留意しなければならない。

2 大分県人権尊重施策基本方針(平成27年2月末をメドに改定作業中:大分県)

第1章 基本方針改定にあたって

大分県では、2005年(平成17年)1月大分県人権施策基本計画を策定するとともに、大分県人権施策推進本部を設置し、人権施策・人権行政を推進してきました。

その後、5年が経過し、近年の人権を取り巻く厳しい状況を鑑み、さらに、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、大分県人権尊重社会づくり推進条例(以下「条例」という。)を2009年(平成21年)4月に施行しました。

条例では、人権尊重の社会づくりに関して、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進するための人権尊重施策基本方針(以下「基本方針」という。)を策定することを定めています。

基本方針は条例のこの規定に基づき、県民の意見を聴き、大分県人権尊重社会づくり推進審議会の審議を経て策定しました。さらに、今回は、2013年(平成25年)7月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果をふまえ、さらに新たな人権問題に対処するため改定したものです。

(中略)

第4章 人権尊重施策の総合的な推進

Ⅰ 人権教育・啓発の推進

人権尊重施策の主要な柱は人権教育・啓発の取組です。以下の事項に留意して、あらゆる場における教育・啓発に取り組めます。

- ① 学習だけでなく広報や普及の取組を重視する。
- ② 世界人権宣言など国際人権基準を普及する。
- ③ 知識の普及だけでなく、手法の開発や態度の形成に取り組む。

1 あらゆる場における教育・啓発の推進

(1) 家庭や地域社会における教育・啓発の推進

(家庭における現状と課題)

家庭教育は個人の人権を尊重し命の尊さを認識して、基本的な社会性を身につけるなど、子どもの人格形成に大きな役割を果たしています。しかし、近年、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童や高齢者に対する虐待や配偶者などへのDVなど人権侵害の問題も生じています。

(推進方針)

- ① 家庭で大人が子どもの模範となれるよう、大人に対する教育・啓発の機会を多く設け、家庭内に人権尊重の精神や共生社会の理念の普及・啓発に努めます。
- ② 大人が自信を持って家庭教育に取り組めるよう、各種相談機関の機能の充実や指導者の学習機会の拡充、研修資料の充実、県民活動の充実に努めます。
- ③ 児童虐待等に対する相談活動を充実し防止のための啓発に努めます。

(地域社会における現状と課題)

地域社会における人権教育は、人権問題を正しく理解し、その解決を図ろうとする意欲と実践力を持った住民を育成することを目的としています。そのため幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、地域の実態に応じて学習機会の拡充や教育内容の充実に努めています。市町村では、公民館などの社会教育施設を中心に講演会・懇談会の実施や啓発資料の配付など、様々な学習機会を提供

していますが、**効果的な**学習プログラムの整備や**参加者の確保**、指導者の養成は十分とはいえません。

(推進方針)

- ① 住民の主体的な参加を促すために地域の実態に即した具体的な課題の把握に努めます。
- ② 地域の担当者の研修・交流の機会を設定し、**(公社)**大分県人権教育研究協議会などの民間団体と連携して推進体制の充実を図ります。
- ③ 人権教育に関する指導者の養成や指導體制の充実に努めます。特に***1体験的参加型学習**を推進する***2ファシリテーター**を養成します。
- ④ 市町村に対して、学習プログラムの提供や資料配付、講師等の情報提供を行い、学習の成果発表の場を設けるなど学習活動の活性化を支援します。また、市町村が実施する各種学習会等に人権学習が盛り込まれるよう、人材の育成や学習プログラムの作成を支援します。
- ⑤ ***3人権教育総合推進地域事業**等の成果を生かし、家庭・学校・地域社会が連携する住民総参加の「人権尊重の地域づくり」に取り組みます。
- ⑥ **県が実施する様々なイベント・行事や県民広報誌などを活用し、人権啓発活動を実施します。**

(2) 学校や幼稚園・保育所における教育・啓発の推進

(公立学校における現状と課題)

学校（以下、幼稚園を含む。）における人権教育は、豊かな人間性を身に付け、人権尊重社会の確立を図る意欲と実践力を持った幼児児童生徒を育成することを目的としています。そのため、すべての学校で人権教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して人権についての正しい理解や人権問題を鋭く捉える感性、課題解決に向けた技能・態度の育成に取り組んでいます。しかし、人権教育として取り組むべき課題が多種多様であるため、実態や課題に即したものになり得ていない場合や、計画的・系統的に学習されず不十分な理解にとどまっていたり、人権問題を学習者自身が自らの課題と捉えきれず、単なる知識の取得に終わってしまったりしている現状もみられます。

また、幼児児童生徒をめぐる問題として、いじめ・体罰・性的いやがらせなどが生じています。これらについても、***4スクール・セクシュアルハラスメント**の相談窓口をはじめ各種の相談窓口を設置して相談機能の充実、問題の発生防止と解決に努めています。今後も、幼児児童生徒一人ひとりの人権に十分配

***1体験的参加型学習**＝一般に「ワークショップ」とよばれる学習形態で、能動的に参加し、行動力と意欲を高めようとするもの。学習のプロセスを大切にし、問題解決を図り、態度やスキル（技能）を身につける。

***2ファシリテーター**＝まとめ役、促進役と訳される。体験的参加型学習（ワークショップ）で、議長役だけでなく学習の素材になるものを用意し、時間管理を行いながら全体を進行するなど複合的な役割を努める。

***3人権教育総合推進地域事業**＝社会教育で人権教育を進める事業。人権教育指導者研修事業（県実施分）と人権教育推進市町村事業（市町村実施分）から構成される。人材養成やイベント開催などの事業を実施する。

***4スクール・セクシュアルハラスメント**＝学校で教職員が児童生徒を不快にさせる性的な言動を行うこと。大人と子ども、指導・被指導の関係の下で起こるため、児童生徒が拒否することが困難であり逃れ難い状況で発生する特性がある。

慮し、「児童の権利に関する条約」の趣旨を活かした教育活動の展開が求められています。

(推進方針)

- ① 学校が幼児児童生徒にとって安心・安全に過ごせる場所となるよう、日常の学校生活も含めて人権が尊重される環境づくりに努めます。
- ② すべての学校で、校務分掌に「人権教育主任」を位置づけ推進担当者を確認して、全教職員で取り組む推進体制を整えます。また、人権教育推進委員会等校内推進体制の機能を充実・強化します。
- ③ 各学校で地域の人権課題を的確に把握し、教職員が共通に理解したうえで**学校の教育目標を踏まえた人権教育目標**を定めて全体構想を作成し、**カリキュラム**に位置づけます。
- ④ すべての児童生徒が、人権を尊重する考えに立って主体的に生活できる望ましい人生観や職業観を持てるよう、体験的参加型学習の導入など教育内容や方法を工夫したうえで、**人権尊重のための実践力、行動力を身につけ、あわせて**学力の向上を図ります。また、進学・就職においては、関係機関・団体と連携を図りながら、奨学金等の就学制度を積極的に活用するなど実効ある進路指導を行います。
- ⑤ 学校内の人権教育の取組について家庭・地域社会に対して積極的に情報提供し、「開かれた学校」づくりを進めます。特に保護者・**地域**の理解を得るため、授業参観・懇談会・講演会の開催や広報紙の発行など、保護者の関心や生活スタイルや**地域の実態**に配慮した取組を工夫します。

(県立大学における現状と課題)

県立大学における人権教育は、個別のカリキュラムにおいて人間の尊厳や基本的人権、人権問題などについて講義が行われています。また、学内で発生する人権問題の解決に具体的に取り組むため、相談窓口を設け解決にあたっています。20県民意識調査では、大学（短大・高専）などで人権教育や同和問題についての教育を受けた人で、「非常に興味がある」・「かなり興味がある」が多くなっていることから、これまで以上に人権教育の取組が必要です。

(推進方針)

- ① 学生が各自の専門分野に対応した人権問題に取り組める教育環境の整備に努めます。

(国立大学等における現状と課題)

国立大学等における人権教育については、法学一般や憲法などの法学の授業に関連して実施されています。また、教養教育に関する科目等として人権教育に関する科目が開設されている大学等もあります。

(推進方針)

- ① 大学等の自主的判断により、法学教育などの様々な分野において人権教育に関する取組に一層の配慮がなされるよう大学等と連携します。

(私立学校における現状と課題)

私立学校においては、**(一財)大分県私学協会が策定した「大分県私立学校人権教育基本指針」**等に基づいて、人権教育推進委員会等の設置や人権教育担当者の配置など学校内の推進体制が構築され、生徒への人権教育や教職員への研修が取り組まれています。

しかし、専修学校においては引き続き提出書類の改善や人権問題に関する基礎的な取組が必要です。

(推進方針)

- ① 学校において人権教育を進める体制を確立します。
- ② 生徒に対する人権教育や教職員の研修を充実します。

- ③ 入学願書等の書式改善など人権問題の取組を進めます。
- ④ 学校が行う人権教育や研修等の取組を充実・強化するため支援します。

(保育所における現状と課題)

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に生活時間の大半を過ごす場所です。家庭や地域社会との連携を密にして家庭教育の補完を行い、子どもの豊かな人間性を育成することが求められています。そのため、子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもの福祉を積極的に増進する保育を行う必要があります。

(推進方針)

- ① 人との関わりの中で人に対する愛情や信頼感、人を大切に思う心を育て、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養います。
- ② 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行います。
- ③ 子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮するとともに、一人ひとりの発達過程に応じて保育します。
- ④ 子ども相互の関係づくりや尊重する心を大切にします。
- ⑤ 入所する子ども等の個人情報適切に取り扱います。

(3) 企業・団体における教育・啓発の推進

(企業における現状と課題)

企業は、地域社会における社会的責任という面から、公正な採用や公正な配置・昇任、職場環境の整備などを通じて企業内における人権の尊重を確保することが望まれています。そのためには、企業の個々の実情に応じて、人権教育・啓発の自主的、計画的、継続的な取組を推進する実施主体としての役割を担うことが求められています。公正採用については、国の労働局が県下の事業所に^{*5}「公正採用選考人権啓発推進員」を選任して、差別のない採用・選考を行うよう研修を実施しています。また、県内の企業では、「人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図ることが社会における企業の果たす役割の一つである」という認識に立って、企業の立場から同和問題をはじめ広く人権問題の解決をめざして自主的に諸活動を行う」ことを目的として、1998年（平成10年）に県内主要企業で組織する「大分人権啓発商工連絡会」を設立し、研修会の実施、関係機関・関係団体との情報交換等の活動を行っています。しかし、25 県民意識調査では、人権問題の講演会・研修会・学習会への参加経験については民間企業勤務者の約半数が「一度もない」と回答しており、個々の企業までの情報提供が十分ではない実態がうかがえます。

(推進方針)

- ① 大分人権啓発商工連絡会の活動内容を支援するなど、企業に対する啓発・指導に取り組みます。
- ② 企業内の階層別研修用に人権プログラムを設定するよう要請します。
- ③ 人権問題の講演会等への参加を促すため、企業に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ④ 人権教育及び人権啓発に取り組む事業者に対してその活動を支援します。

(団体における現状と課題)

同和問題の早期解決を図ることを目的として、国・県・市町村の行政・教育機関で構成された「大分県同和問題啓発推進協議会」は、1994年度（平成6年度）に農林水産関係団体・経済団体・マスコミ等を加え、2002年（平成14

^{*5}「公正採用選考人権啓発推進員」＝ハローワークが選定した従業員30人以上の事業所で選任される。それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

年)には「大分県人権教育・啓発推進協議会」に組織変更しました。この協議会は企業・団体と行政・教育機関が連携して、人権教育・啓発に係る事業や研究、情報交換を行い、会員団体の研修支援に取り組んでいます。また、この協議会では人権教育・啓発の基本方針となる「今後の人権教育・啓発活動のあり方」を定めています。しかし、**全ての企業・団体**で人権の取組が主体的に実施されているわけではありません。

(推進方針)

- ① 団体のトップや幹部職員に対する研修を充実します。
- ② 団体役職員に対する研修プログラムの開発を支援します。
- ③ 会員団体に対する広報や情報提供を充実・強化します。
- ④ 「今後の人権教育・啓発活動のあり方」の具体的推進を図ります。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

(**県職員、市町村職員、教職員における現状と課題**)

県職員については、(公財)大分県自治人材育成センターが実施する階層別研修に、人権に関する科目を設け、各層の職員に対して人権研修を実施しています。また、2002年度(平成14年度)に各所属に職場研修推進者(**統括推進員、副統括推進員**)を配置して体制を強化し、各所属単位でも人権に関する研修を実施しています。今後は、**同和問題をはじめとした様々な人権問題に対して職員一人ひとりが高い意識を持ち人権施策を推進できるよう、より効果的な研修が行われるよう工夫していく必要があります。**

市町村職員については、各市町村で職員研修体制を整備し、人権研修に取り組んでいるほか、(公財)大分県自治人材育成センターの基本研修で人権カリキュラムを設定しています。

教職員に対する教育・研修については、公立学校では、県教育センターで教職員の人権教育に関する基本的な理解と認識を深めて実践者としての資質を高めるため、教職員のニーズや職能・経験年数に応じた研修を計画的に実施しています。また、各学校では、人権に配慮した職務遂行を図る中で、校内研修の充実や児童生徒の個人情報等の取扱い等人権上の配慮に努めています。特に、「スクール・セクハラ防止のための啓発リーフレット」を作成・配布し、それを活用して各学校で研修を実施しています。さらに、**県教育委員会と(公社)大分県人権教育研究協議会が協力した**研修会や県内外で開催される研修会に参加し、研修の成果を人権教育の実践に活用しています。

私立学校では、外部講師を招聘する講演会や校内研修会などを開催する一方、県内外で開催される各種団体主催の研修会に参加して、あらゆる人権侵害や差別の解消を図る意欲と実践力を持った人材育成に努めています。特に県と(一財)大分県私学協会が連携しながら「新任教職員人権・同和研修会」や「人権・同和教育指導者研修会」を開催し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に取り組む教職員を育成しています。

県立大学では、情報技術の高度化や国際化の進展に伴って人権侵害が発生するなど人権問題も大きく変化している中で、教職員に対して人権意識の高揚を図り効果的な人権教育を行う知識や技能の向上を図るため、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

(推進方針)

- ① **県職員については、階層別研修での人権研修を計画的に実施し、同時に各所属の職場研修推進者に対する職場研修支援講座を実施するなど、各所属単位で幅広く人権に関する研修が実施されるよう取組を進めます。**

- ②市町村職員については、各市町村及び（公財）大分県自治人材育成センターと連携し、市町村職員研修が充実するよう支援します。
- ③教職員一人ひとりが鋭い人権感覚を養い、あらゆる人権問題を自らの課題としてとらえ、人権問題に対する理解と認識を深めながら、幼児児童生徒の感性に迫る指導ができるよう研修の充実に努めます。
- ④ 私立学校では、（一財）大分県私学協会などの関係機関・団体と連携しながら教職員の研修の充実に努めます。
- ⑤ 県立大学において、人権教育・研修の一層の充実に努めます。

（警察職員、消防職員における現状）

警察は、国民の権利・自由を擁護する立場にあり、人権に対する正しい理解をもって、人権を尊重した警察活動を推進しなければなりません。そのために警察職員に対しては、あらゆる機会をとらえて人権に対する教養（教育・研修）を行っています。

消防学校の「初任科教育」「幹部教育」等で人権問題の講義を設定しています。所属市町村では、「国連10年」の市町村計画に基づいて職員研修に取り組んでいます。

（推進方針）

- ①警察職員については、警察学校における採用時の「初任科教養」では、基本的な人権についての教養を実施します。
- ②警察職員について、所属においては、適切な市民応接を推進するための研修会の開催等各種の教養を行うとともに、教養資料を作成して人権に関する意識の啓発に努めるなど、「人権を尊重する」という職務倫理教養を徹底します。
- ③警察職員について、各種教養の機会をとらえて様々な人権課題について理解を深めます。
- ④消防職員について、「初任科教育」の講義を工夫し介護研修等現場対応に役立つ研修を実施します。また、所属市町村職員研修が充実するよう支援します。

（医療、福祉関係者、マスメディアにおける現状）

高い職業倫理が求められる医師、看護師等の医療関係者に対する人権教育・研修の充実を図るため、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請しています。

障がい者や高齢者、子どもと直接接する機会が多いケースワーカーや民生委員・児童委員、保健師、家庭相談員、母子相談員、保育士、ケアマネジャー、社会福祉施設の介護担当職員等に対して、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育を実施しています。また、*6「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、行政職員を対象とした県・市町村の障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行っています。これ以外の福祉・保健関係者に対しても系統的な研修が取り組まれるよう支援します。

マスメディア関係者に対しては、県政記者クラブ加盟の報道各社に対して様々な機会を活用して人権に関する情報を積極的に提供しています。

*6「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」＝（行政・施設・団体の）社会福祉従事職員の資質向上を図り、県民に質の高いきめ細かな福祉サービスを提供するため、体系化された研修実施計画に基づく研修を行う。

(推進方針)

- ①医療関係者においては、人権教育・研修の充実を図られるよう、学校・養成施設に働きかけるとともに、関係団体に対しても人権教育・研修への積極的な取組を要請していきます。
- ②福祉関係者に対しては、「豊の国福祉を支える人づくり研修事業」などを活用して、障害福祉担当職員研修や社会福祉施設等の新任職員研修等で、人権に対する正しい理解と認識の向上が図れる研修を行います。
- ③マスメディアに対しては、様々な機会を捉えて情報を提供します。

(後略)

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年 12 月 6 日:法律第 147 号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定） （平成23年4月1日閣議決定）（抜粋）

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風

潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供して

いく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題

についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(中略)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

5 大分県在住外国人に関する学校教育指導方針

平成 22 年 1 月 29 日
大分県教育委員会

<はじめに>

我が国に長期滞在する外国人は年々増加傾向にあり、2、210、000 人（平成 21 年度法務省調査）を超えている。この背景としては、外国人労働力へのニーズが高まってきていることや、出入国管理及び難民認定法の改正に伴い日系人が在留資格を得て日本に定住し就労することが可能になったことがある。日常生活の中で外国人と出会ったり、異文化に直接触れたりする機会も増えている。社会・経済がグローバル化していく中、我が国に入国し滞在する外国人の数は今後も増えていくことが予想される。このように国際化がますます進展する中、小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒は、80、000 人を超え、そのうち日本語指導が必要な外国人児童生徒は約 28、500 人（平成 20 年度文部科学省調査）と過去最高になっている。

大分県においては、県内の学校に在籍する外国人児童生徒は 163 人、日本語指導が必要な外国人児童生徒は 44 人（平成 20 年度文部科学省調査）と年々増加傾向にある。また、外国人登録者数は 11、034 人、留学生は 4、077 人（平成 21 年度法務省調査）で、都道府県別留学生の人口 10 万人当たりの人数は 339.8 人と全国 1 位となっている。

平成 18 年 2 月に策定した「大分県人権教育推進計画」の「外国人の人権問題」においては、在日韓国・朝鮮人等に対する差別・偏見の問題や異なる文化・習慣を尊重する態度等の不足、さらにはニューカマーと呼ばれる外国人児童生徒の日本語指導の問題等を指摘している。さらに、学校教育においてこれらの課題を解決し、国際理解教育、異文化理解教育を豊かなものにしていくために在日外国人教育指導方針の必要性に言及している。平成 20 年 5 月に県内の公立小・中学校、県立学校を対象に実施した「在日外国人教育指導方針」の策定に係る調査によると、外国人児童生徒やその保護者に対して、文化や生活習慣等の違いから生じる偏見や差別意識が存在することが明らかになっている。さらに、教職員の指導の課題として、外国人児童生徒への日本語指導や就学指導、進路指導等の充実も挙げられている。

以上のことから、大分県教育委員会では、世界人権宣言、児童の権利に関する条約を踏まえ、平成 17 年 1 月に策定した「大分県人権教育基本方針」及び「大分県人権教育推進計画」に基づき、県内に在住する外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、尊敬し合う人間性豊かな児童生徒を育成するため、大分県在住外国人に関する学校教育指導方針を策定する。

- 1 外国人児童生徒が自らの在り方生き方に自信と誇りを持ち、自己実現を図ることができるように支援する。
 - (1) 日本語理解が不十分な外国人児童生徒に対して日本語指導や学習指導、進路指導の具体化等、個に応じた指導・支援をする。
 - ア 一人一人の日本語の習得状況や学力等、個に応じて教育課程を弾力的に扱い、学力の保持や向上を支援する。
 - イ 進路指導にあたっては、関係機関と連携し、進路に関する情報の収集や提供に努め、将来に対して希望を持って進路選択ができるように支援する。
 - ウ 就学・転入学・進学等については、本人や保護者に対して適切な案内と十分な情報提供がされるように学校間や県・市町村等との連携を図る。
 - (2) 外国人児童生徒が母国の文化や言語にふれる学習機会等の提供に努め、自尊感情の形成を促す。
 - ア 外国人児童生徒の実態に応じて、母国の文化や母語にふれる学習機会を適宜設け、自信と誇りを持てるようにする。
 - (3) 在日韓国・朝鮮人児童生徒等に対する差別や偏見により、「本名が名乗れない」という状況がないように、自己実現に向けた支援をする。
 - ア 一人一人の本名を尊重し大切にす指導を通して、すべての児童生徒に人権感覚を育てる。
- 2 児童生徒に国籍や民族に対する差別や偏見をなくし、多様な文化や習慣を持った人たちと共に生きていく能力や態度を育成する。
 - (1) 国籍や民族の異なる外国人児童生徒とともに、互いの違いを認め合い尊重し合う共生の心をはぐくむ。
 - ア 留学生、海外から帰国した生徒等の体験談を聞く機会や海外修学旅行等の国際交流の機会を通して、児童生徒の異なる文化に対する興味・関心を高めるとともに異文化を尊重する態度を育成する。
 - イ 言語、生活習慣等の異なる人々との出会いや交流の場において、互いに協力したり、意見を交わしたりする活動を通して、多様な文化を持った人々と共に生きていくための能力や態度を育成する。
 - (2) 在日韓国・朝鮮人や中国人などアジア諸国の人々との歴史的経緯についての認識を深め、それらの人々に対する差別や偏見をなくしていこうとする意欲や態度を積極的にはぐくむ。
 - ア 児童生徒の発達段階を踏まえ、教科等の学習を通して日本と近隣アジア諸国との近現代史について学習させるとともに、古代から日本と政治・文化等の交流があり、日本の歴史形成に深く関わったことなどを踏まえ、これらの諸国と友好親善を一層進めることが大切であることを認識させる。

- イ 在日韓国・朝鮮人等に対する差別や偏見は、人権尊重の立場から許されないことを認識させ、外国人児童生徒と日本人児童生徒が相互に主体性を尊重し、高め合い、共に生きる態度をはぐくむ。
- 3 外国人児童生徒にかかわる教育指導を充実するため、推進体制の確立と教職員研修を推進する。
- (1) 校長をはじめ教職員は、外国人児童生徒個々の状況把握に努め、教育課題を明らかにし、課題解決に向けた推進体制を確立する。
 - ア 外国人児童生徒個々の状況や保護者の願いを踏まえ、自己実現を疎外する教育課題を明らかにするとともに、全教職員で課題解決に取り組む推進体制を確立する。
 - (2) 外国人教育の全体構想や年間指導計画等を作成するとともに、教職員研修の充実を図る。
 - ア 人権教育の全体構想や年間指導計画等に外国人児童生徒にかかわる教育内容等を位置づけ、系統的・計画的な指導を行う。
 - イ 外国人児童生徒にかかわる教育について、教職員の実践的指導力の向上を図るための研修を充実する。
- 4 外国人教育を推進するため、学校・家庭・地域の連携に努める。
- (1) 外国人教育について家庭・地域の理解と協力を得るよう努める。
 - ア PTA 活動等様々な機会を捉えて、外国人児童生徒にかかわる学校の教育指導の意義と教育活動についての理解を図る。
 - (2) NPO 等との連携を図り、外国人教育を推進する。
 - ア 学校行事等の実施に際し、外国人と豊かに共生する心をはぐくむため、NPO や社会教育関係団体等との連携を図り、多方面からの人材を活用するなどその充実に努める。

<おわりに>

本方針は、外国人児童生徒にかかわる問題解決の支援にとどまらず、国籍に関係なくすべての児童生徒に人権尊重の精神を基盤とし、国際社会において互いに信頼し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく能力や態度を育成する教育の充実を目指すものである。

実施にあたっては、より効果的かつ総合的に推進するため、外国人の人権問題や人権教育にかかわる県・市町村、関係機関及び民間団体等の各実施主体が、その担うべき役割を踏まえ、相互に有機的な連携協力関係を一層強化する必要がある。その際、県民一人一人に人権問題や人権教育の在り方に多様な意見があることを踏まえ、自主性を尊重するとともに、教育行政の主体性と中立性を確保し、広く県民の理解と共感が得られるようにする。

6 大分県いじめ防止基本方針（抜粋）

平成26年4月
大分県・大分県教育委員会

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

本県におけるいじめの認知件数は、些細ないじめの事案も見逃さず、積極的ないじめの把握に努めた結果、平成18年度以降2,000件台から3,000件台で推移しており、いじめを背景とした、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案の発生も懸念される。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもある。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施すべき施策

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

① 連絡協議会の設置

県は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、県や市町村、地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体等の代表者等で構成する、「大分県いじめ対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

② 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部私学振興・青少年課、県福祉保健部こども子育て支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び団体並びに市町村教育委員会、公立及び私立学校と市町村の福祉主管部の代表等で構成する。

③ 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

ア 県の基本方針に基づく各団体等の取組状況

イ いじめに関する地域の現状や課題

ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組

エ いじめの防止等に向けた団体間の連携

オ 県の基本方針に基づく取組の検証と県の基本方針の見直し 等

(2) 大分県いじめ解決支援チーム等の設置

県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめの防止対策の在り方や実効性を高めるための調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、県教育委員会に大分県いじめ解決支援チーム等（以下「いじめ解決支援チーム等」という。）を設置する。

① いじめ解決支援チーム等の構成

「いじめ解決支援チーム等」とは、県教育委員会に設置された「いじめ解決支援チーム」²と「学校問題解決支援チーム」³からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② いじめ解決支援チーム等の機能、役割

ア 県の基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行うこと。

イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

ウ 学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

また、私立学校におけるいじめの事案に対しては、必要に応じて、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）と協議のうえ、問題の解決に向けた助言を行う。

脚注2 「いじめ解決支援チーム」とは、公立学校におけるいじめ対応機能の充実を図り、児童生徒のいじめ問題解決の支援を行うため、平成25年4月4日、県教育委員会に設置したもの。

脚注3：「学校問題解決支援チーム」とは、保護者、地域住民等から公立学校へ寄せられる様々な要望や要求のうち、学校が単独でその対応に苦慮する事案に対し、弁護士、医師、臨床心理士等が適切に対応するために、平成22年9月1日、県教育委員会に設置したもの。

(3) 再調査のための機関

① 再調査機関の設置

県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要があると認めた場合には、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく再調査を行うための機関を設置する。

② 再調査機関の構成

弁護士、医師、臨床心理士及び学識経験者等で構成する。

(4) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、県は次の観点から実施するものである。

① 財政上の措置等（法第10条関係）

・ 県は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係）

・ 県教育センターにおける教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口や市町村が設置した相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。

③ 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条及び第19条第2項関係）

- ・ 連絡協議会を設置し、関係機関や地域との連携により、学校におけるいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援する。
- ④ 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）
 - ・ いじめの防止に関し蓄積したノウハウやいじめの問題への新たな調査・研究を活用した研修事業の充実により、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質向上を図る。
- ⑤ いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第20条関係）
 - ・ いじめの未然防止のための実践事例や、いじめの事案への具体的対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで各学校における取組を支援する。
- ⑥ 広報・啓発活動（法第21条関係）
 - ・ いじめの問題は、大人たち全員の課題であるとの意識を持ち、家庭や地域など子どもに係わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて、「いじめをしない、させない、許さない」社会の醸成のための広報啓発活動等を行う。
- ⑦ 県の基本方針の内容の点検と見直し
 - ・ 県の基本方針に位置づけた施策・措置の取組状況について点検し、国の基本方針の改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ⑧ 重大事態への対処
 - ア 県立学校を設置する地方公共団体の長
 - ・ 第28条第1項に定める「重大事態」発生の報告を受けた知事は、当該事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができ、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
 - ・ 再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
 - イ 私立学校の所轄庁である知事
 - ・ 「重大事態」発生の報告を受け、対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について再調査を行うことができる。
 - ・ 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人やその設置する学校が重大事態への対処又は同種事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、適切に対応する。
- ⑨ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校に対する指導、助言又は援助
 - ・ 市町村教育委員会及び市町村が設置する学校から要請があった場合は、スクールカウンセラー等の心理・福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめ解決支援チームの派遣等必要な措置を講ずる。

⑩ 私立学校主管部局の体制

- ・ 私立学校において重大事態があった場合は、私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）において適切に対応する。

2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。
- ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「芯の通った学校組織改善プラン」に基づき、学校マネジメントを担う体制の整備を図るよう支援する。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
- ・ 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- ・ 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
- ・ 県教育センター教育相談部や24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。
- ・ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニ

ュアル」(平成25年5月)の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。

(3) 関係機関等との連携

- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) 重大事態への対処(学校の設置者又は学校)

- ・ 学校の設置者又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(5) その他

- ・ 県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、迅速で適切な対応ができる学校を評価するよう留意すること。
また、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。
- ・ 県教育委員会及び学校法人は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体をとおして、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教員を評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

大分県人権教育推進計画（改訂版）
2015年（平成27年） 月

編集・発行/大分県教育庁 人権・同和教育課

TEL 097-506-5554

FAX 097-506-1799

本計画については、大分県教育庁 人権・同和教育課ホームページにおいて
PDF形式で掲載しています。 <http://kyouiku.oita-ed.jp/iinken/>

第四号議案

文化財の指定について

次のように、大分県指定有形文化財、大分県指定史跡及び大分県指定天然記念物を指定することについて、大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項及び第三十五条第一項の規定により、議決を求める。

平成二十七年二月十日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

種 別		名 称	員 数	時 代	内 容
有形文化財 (彫刻)	有形文化財 (絵画)	薦社絵縁起	三幅	一六八〇年代	八幡神に深く関係する薦社・宇佐宮・奈多宮の三社が、各歴史伝承とともに確かな技術で描かれた絵図 紙本着色 縦 一一八・〇センチメートル 横 七一・〇センチメートル 中津市大字大貞二〇九番地の一薦神社所有
		木造如来坐像	一軀	平安時代後期	国東地方の仏師が制作し、国東市国東町下成仏の影平地区に伝来した樞材一木造の彩色像 像高 九四・五センチメートル 膝張 七三・三センチメートル 国東市国東町大字安国寺一六三九番地の二 国東市（国東市歴史体験学習館）所有
					中央の仏師により制作され、中

木造阿弥陀如来 立像
一 軀
平安時代末期
津市の浄安寺に伝来した桧材寄 木造の彩色像 像高 七六・二センチメートル 中津市九九五番地 浄安寺所有

(その二)	
種別	名称
史跡	長岩城跡
	南北朝時代～ 室町時代
天然記念物	オンセンミズゴマツ ボ
	平成二十三年三月二十九日の指定時に、指定範囲に含まれていたはずの楢円形石積み遺構の半分が、国土調査の結果、指定から外れていたことが判明（追加指定） 中津市耶馬溪町大字川原口二四九九番地 中津市所有
	貝類の中で淡水温泉中に生息することが確認されている唯一の巻貝。成体となっても殻長が四・〇ミリメートル程度と微小。世界中で大分県にのみ生息分布が確認されている

提案理由

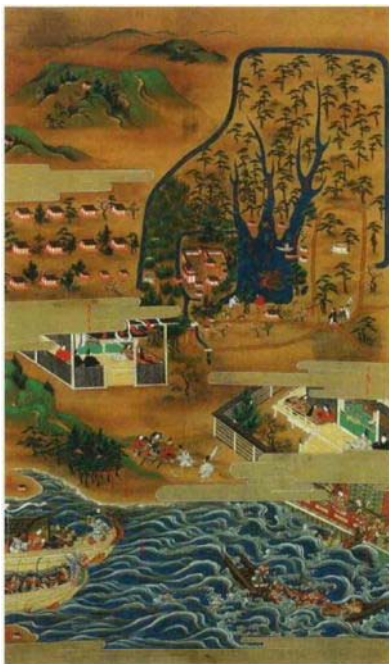
大分県文化財保護審議会からの答申に基づき、大分県指定有形文化財、大分県指定史跡及び大分県指定天然記念物を指定したので提案する。

1. 薦社絵縁起 (こもしゃええんぎ) 有形文化財 [絵画]

所有者 薦神社	所在地 中津市大字大貞209番地の1
時代 1680年代	寸法 縦118.0cm 横71.0cm
<p>宇佐神宮との関係の深い薦神社に伝来する縁起絵3幅です。</p> <p>第一幅には薦社の境内と神功皇后の三韓征伐の場面、第二幅には宇佐宮と放生会や東大寺への八幡神勧進の様子、第三幅には奈多宮と隼人の反乱などが描かれています。</p> <p>江戸時代前期の三角池や宇佐宮及び関連神社の様子がわかり、また、絵画としても素晴らしい作品です。</p>	

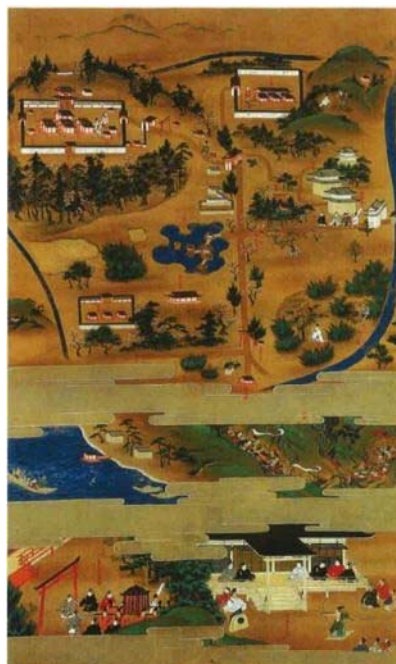


第一幅



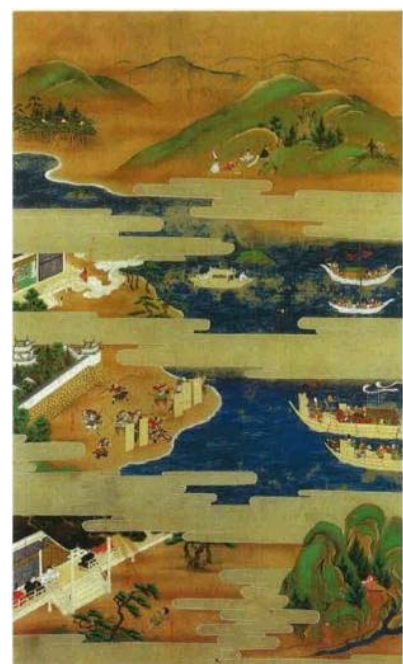
上：三角池と薦社
下：神功皇后三韓征伐

第二幅



上：宇佐宮
下：放生会と八幡神勧進

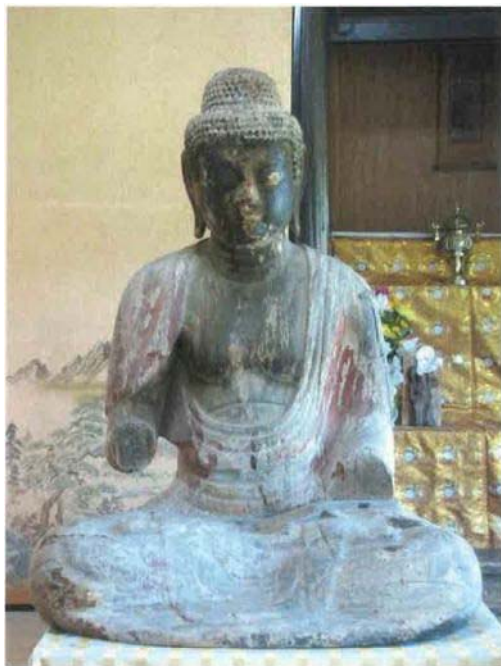
第三幅



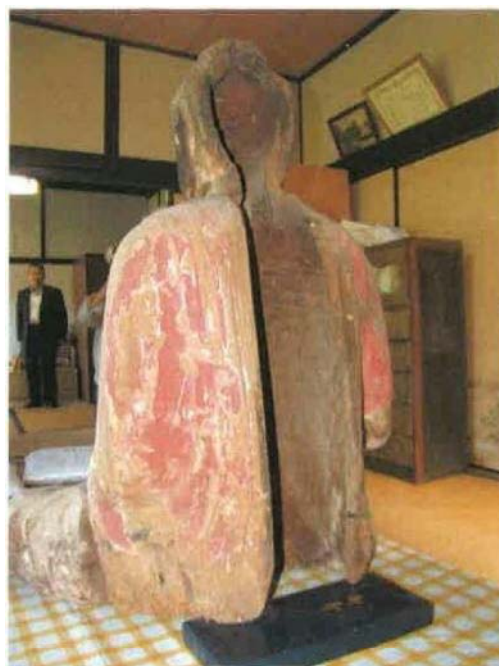
上：奈多宮
下：隼人の反乱

2. 木造如来坐像（もくぞうによらいざぞう）有形文化財〔彫刻〕

所有者 国東市	所在地 国東市国東町大字安国寺1639番地の2
時代 平安時代後期	寸法 像高94.5cm 膝張73.3cm
<p>国東町下成仏の影平地区に伝わった榎の木一本を削って造った一木造の仏像です。後頭部から背中にかけて中をくりぬき軽くしています。彩色は白下地の上から着衣に朱色、髪には黒群青色をほどこしています。小ぶりで愛らしい目鼻立ちを顔の中央に引き寄せる表情は、国東地方の平安時代の仏像に共通の特徴で、国東の仏師の作といえます。現在は国東市に寄贈され国東市歴史体験学習館で保存管理されています。</p>	



正面から



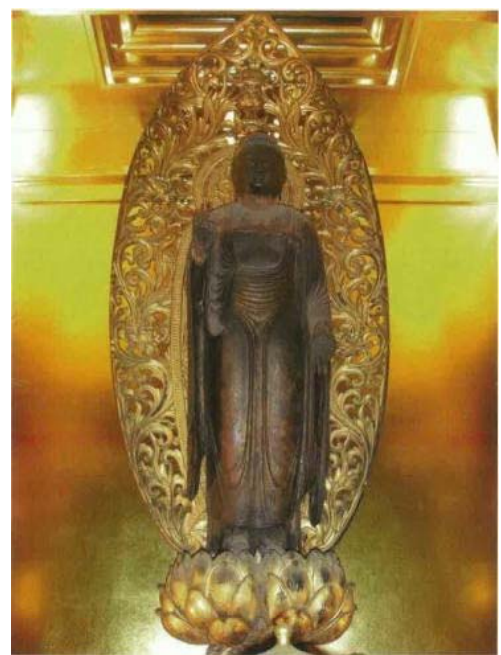
背面に内割り(くりぬき)をほどこしています

3. 木造阿弥陀如来立像（もくぞうあみだによらいりゅうぞう）有形文化財〔彫刻〕

所有者 浄安寺	所在地 中津市995番地
時代 平安時代末期	寸法 像高76.2cm
<p>浄安寺の本尊で、桧材で作成した部材を組み合わせる寄木造の阿弥陀像です。 頭部は2材を前後で合わせ、軀部は中心に両肩から外側の材を接合して3材で構成されています。 彩色は錆漆を塗った上に金泥を磨きつけています。頭・軀の優れたバランス、 美しい衣文など平安末期の完成された造形美です。 繊細で手慣れた彫り技と優れた意匠から、中央の仏師の作といえます。</p>	



本尊の阿弥陀三尊 中央が阿弥陀如来立像



台座・光背は後世の作

4. 長岩城跡（ながいわじょうあと）史跡【追加指定】

所有者 中津市	追加指定地 中津市耶馬溪町大字川原口2499番地
時代 中世(南北朝時代～室町時代)	領域 東西500m×南北480m 標高約530m
<p>広大な城域と石塁や石積み遺構が特徴の山城で、宇都宮氏の一族の野仲氏の居城です。 700mも続く石塁や、銃眼の説がある穴が開いた楕円形石積み遺構などは他地域に例を見ない貴重な遺構で、平成23年3月29日に県指定史跡に指定されました。 このたび、国土調査の結果、当初指定範囲にふくまれていたはずの楕円形石積み遺構の一部が外れていたことが判明したので、追加指定を行う必要が生じました。</p>	



楕円形石積み遺構

中央より右側が指定地 左側は指定地外



5. オンセンミズゴマツボ 天然記念物

所在地 由布市湯布院町の温泉水中

貝類の中で淡水温泉中（36℃～45℃）に生息することが確認されている**唯一の淡水性巻貝**です。

成体となっても殻長が4.0mm～4.2mm、直径が2.0mm～2.5mmと**大変微小**です。これまで知られている**分布生息域**は、世界中で**大分県の温泉地に限られ**、かつては九重町・別府市でも確認されましたが、**現在は由布市湯布院町の温泉のみ**となっています。

急激な環境の変化等で絶滅する恐れもあるので、**由布市を管理団体に指定して継続的な保護・監視**を行う必要があります。



平成26年度「大分県指定文化財」の指定について

1 「大分県指定文化財」の指定の手続き

(大分県文化財保護条例昭和30年4月1日条例第12号)

- ・ 県教育委員会は、国指定文化財以外の文化財で、県内に所在するもののうち重要なものを条例によって指定することができます。
- ・ 県教育委員会は、その指定にあたり、あらかじめ、「大分県文化財保護審議会」に諮問する必要があります。
- ・ 指定は、歴史上、芸術上又は学術上の観点から、価値が高いものを選び、恒久的に保護するものです。
- ・ 指定を受けると、文化財の価値を守るために、その文化財を改変するような行為などが制限されたり、許可や届出が必要となりますが、その保存等のための援助を受けることが可能となります。

2 「大分県指定文化財」の指定の過程

- ・ 市町村教育委員会が域内の候補物件について県教育委員会に進達。[6月]
- ・ 進達された候補物件について教育委員会(教育長)が審議会に諮問。[8月6日]
- ・ 第1回審議会において、候補物件についての調査担当を決定。[8月6日]
- ・ 候補物件の担当となった審議会委員が調査し、所見書を作成。[8~11月]
- ・ 第2回審議会において、所見書をもとに指定について協議。[12月26日]
- ・ 審議会(会長)は協議結果を教育委員会(教育長)へ答申。[1月16日]
- ・ **教育委員会において、答申について協議し、新指定文化財を議決。【今回】**
- ・ 議決に基づき、県報告示(正式に指定)。

3 「大分県文化財保護審議会」

(大分県文化財保護審議会条例昭和50年12月25日条例第44号)

- ・ 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、建議をします。文化財の指定に向けた調査・協議を主な業務としています。
- ・ 審議会は、委員25名以内で組織され、現在17名の委員が委嘱されています。
- ・ 委員は教育委員会から「大分県指定文化財」の諮問があった文化財について、対象文化財を専門とする委員が専任となり、調査の実施、所見書の作成等を行います。

4 平成26年度大分県文化財保護審議会からの答申内容

- ・ 指定すべきと判断されたもの 5件
 - ① 有形文化財 [絵画] 薦社絵縁起(中津市)
 - ② 有形文化財 [彫刻] 木造如来坐像(国東市)
 - ③ 有形文化財 [彫刻] 木造阿弥陀如来立像(中津市)
 - ④ 史跡 長岩城跡(中津市) ※平成23年3月29日指定の追加指定
 - ⑤ 天然記念物 オンセンミズゴマツボ(由布市)
- ・ 継続して審議を行うもの 1件

大分県文化財保護審議会委員名簿

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

選出分野	氏名	性	役職等	備考
考古(先史)	武末純一	男	福岡大学教授	
考古(古代)	下村智	男	別府大学教授	
歴史(中世)	飯沼賢司	男	別府大学教授	
歴史(近世)	豊田寛三	男	別府大学学長	会長
歴史(外交)	鳥井裕美子	女	大分大学教授	副会長
建築(社寺)	伊東龍一	男	熊本大学教授	
建築(民家)	岸泰子	女	九州大学准教授	
石造文化財	小泊立矢	男	元県立先哲史料館副館長	
彫刻・工芸	渡辺文雄	男	元別府大学教授	
美術・工芸	吉住磨子	女	佐賀大学教授	
文化財保存	篠崎悠美子	女	別府大学教授	
民俗文化財	段上達雄	男	別府大学教授	
動物	土肥昭夫	男	元長崎大学教授	
植物	小田毅	男	別府大学非常勤講師	
地質	千田昇	男	大分大学名誉教授	
観光振興	桑野和泉	女	ツーリズム大分副会長	
普及・啓発	海原みどり	女	OBSラジオ局アナウンス部部长	

大分県指定文化財指定件数

分類	現在数	新指定	指定後	備考
有形文化財	467	3	470	
建造物	206		206	
美術工芸	261	3	264	薦社絵縁起・木造如来座像・木造阿弥陀如来立像
無形文化財	2		2	
民俗文化財	63		63	
有形民俗	13		13	
無形民俗	50		50	
史跡	105		105	※長岩城跡は追加指定
名勝	7		7	
天然記念物	77	1	78	
動物	6	1	7	オンセンミズゴマツボ
植物	66		66	
地質鉱物	5		5	
総計	721		725	

大分県社会教育委員会議による建議

「『協育』ネットワークの充実を
図るための社会教育行政の推進」

大分県社会教育委員会議
平成27年1月15日

はじめに

社会情勢が大きく変化する中、県民の生涯を通じた学習へのニーズは多様化、高度化してきています。また、少子・高齢化の進展とともに、地域においてはコミュニティ機能の低下、人間関係の希薄化といった生活に直結するような課題が生じており、こうした中、地域の活力を支える人材の育成が求められています。

平成25年6月に策定された「第2期教育振興基本計画」においては、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築が我が国に求められているものとされています。その中で、4つの基本的方向性の一つである「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」において、社会が人を育み、人が社会をつくる好循環を目指し、学習を通じて多様な人が集い協働するための体制、ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備がうたわれています。そこでは、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や民間団体、大学等の地域の多様な主体とより積極的に連携を仕掛けていくための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える社会教育主事等の専門人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進することが述べられています。

本県では、地域力の向上を担う地域住民の学習活動の促進とそれを推進する「協育」ネットワークの構築を進めています。そのために、学習成果を適切に生かす社会の実現のための環境づくりや地域課題の解決に資するネットワーク型行政の推進等に取り組んでいます。また、地域教育の振興として、学校、家庭、地域社会の協働による「協育」ネットワーク事業の推進、社会教育施設の充実支援と施設との連携強化等を行っています。

大分県社会教育委員会議では、こうした国や県の流れを踏まえ、今回の建議にあたって、大分県の「協育」ネットワークの現状と課題について分析し、地域教育と6つの領域（学校教育、子育て・家庭教育支援、高齢者福祉、産業・経済、文化振興・社会体育、地域振興）との連携による地域・行政課題の解決方策を提言しています。さらに、今後の「協育」ネットワーク事業のあり方やその充実・深化を図るための社会教育行政の推進について示しています。

今後、大分県教育委員会のリーダーシップのもと、関係部局や市町村教育委員会との連携協力体制を充実させ、「協育」ネットワークの充実・深化を目指して、本県の社会教育行政のさらなる推進が図られることを期待いたします。また、関係各位におかれましては、本建議を本県における「協育」ネットワークを一層効果的に推進するための指針として、ご活用いただきますよう祈念いたします。

最後になりますが、本建議の作成にあたりご協力いただきました関係者の方々に深く感謝し、お礼を申し上げます。

平成26年1月

大分県社会教育委員長 山崎清男

■ 目 次 ■

第1章 「協育」ネットワーク事業の意義と展開	1
第1節 「協育」ネットワーク事業の必要性	1
第2節 「協育」ネットワーク事業の現状	1
第3節 「協育」ネットワーク事業の実施と関係者の評価	2
第2章 「協育」ネットワークを基盤にした地域の教育力の活性化	3
第1節 「協育」ネットワークと地域教育の考え方	3
第2節 「協育」ネットワーク（地域教育）による地域・行政課題の解決方策	3
1. 地域教育と学校教育との連携協働	3
2. 地域教育と子育て・家庭教育支援との連携協働	4
3. 地域教育と高齢者福祉との連携協働	4
4. 地域教育と産業・経済との連携協働	5
5. 地域教育と文化振興・社会体育との連携協働	5
6. 地域教育と地域振興との連携協働	6
第3章 「協育」ネットワーク事業の推進と社会教育行政	6
第1節 これからの「協育」ネットワーク事業の形成・展開	6
1. 総合的な子ども支援	6
2. 「協育」ネットワーク事業の展開	7
第2節 「協育」ネットワーク事業の充実・深化を図る社会教育行政	7
1. 社会教育活動と社会教育行政	7
2. 「協育」ネットワーク事業の充実・深化と社会教育行政	8
3. 社会教育行政の点検・評価	9
《 巻末資料 》	
資料1 大分県社会教育委員名簿	
資料2 調査審議のための専門部会構成	
資料3 調査審議の経過	
資料4 関係法規 ○教育基本法（抄） ○社会教育法（抄）	
資料5 「協育」ネットワークを活用した総合的な学習支援	
資料6 「協育」ネットワークを基盤とした地域コミュニティ	
資料7 土曜日等の教育環境に係る国の動向、県の方向性	
資料8 「協育」ネットワークを基盤とした放課後及び土曜日の教育環境の 拡充	

《 建議の概要 》

『協育』ネットワークの充実を図るための社会教育行政の推進（概要）

第1章 「協育」ネットワーク事業の意義と展開

第1節 「協育」ネットワーク事業の必要性

近年、子どもを取り巻く環境や地域社会は大きく変化している。それにとともに、家庭・学校・地域社会が連携協働して子どもを育てるという取り組み状況にも変化がみられる。

学校では、子どもが「生きる力」を身につける教育を推進しているが、いじめや不登校、社会性や規範意識の低下等、課題も多く存在する。それら諸課題の解決に向けた取り組みがなされているが、諸課題の解決を家庭や地域との連携協働のもとにすすめようとする意識は高いとはいいがたい。

家庭においては、核家族化の影響もあり、世代間交流ができにくく、親としての学びの機会が減少し、育児やしつけに不安を感じている親が少なからずみられたり、少子化にとともに、過保護・過干渉の傾向が強まったりするなど、家庭の教育力の低下が指摘されている。地域とのかかわりも十分でなく、子育て環境は一段と厳しくなっている。

一方、地域では、高齢化や都市化の中、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進み、大人のモラルも低下し、子どもを地域で育てるという意識が薄れており、その教育力の低下は否めない。学校とのかかわりの中で、学校行事への参加、見守り隊等の積極的な取り組みもみられるが、今後一層の連携強化が不可欠である。そこで、今日要請されていることが「協育」ネットワーク※1の考え方である。「協育」ネットワークは複雑化、高度化した社会の中で子どもを地域の総合力で育てていくというものである。

このような考え方に基づき、今日、心豊かで健やかな子どもを育成することを旨として、家庭、学校、地域社会の教育の協働を推進する「協育」ネットワークが構築されている。この取り組みとして、学校教育活動や放課後等の子ども活動を支援し、並びに保護者への学習機会の提供、相談対応等による家庭教育支援をおこなっている。大分県の行政課題としても取り上げられている「地域力の向上」機能を、この「協育」ネットワークに付け加えていくことが求められている。いいかえれば、地域社会のあらゆる教育資源を利用して「協働して育てる」という教育概念をもったネットワークを構築することが重要になってきている。

第2節 「協育」ネットワーク事業の現状

大分県では平成19年度より、協働して子どもを育てる「協育」ネットワークづくりに取り組んできた。その具体例が「学校支援事業」、「放課後子ども教室事業」、「学びの教室事業」の3事業である。

「学校支援事業」は、学校からの依頼を受けた「協育」コーディネーター（公民館等に配置）が、支援内容に応じて保護者や地域の方々に支援ボランティアを

※1 「協育」ネットワーク：「大人全員で子どもを育てる」という意識のもと、一定エリア内で学校、家庭、地域社会が連携して、それぞれの教育機能を補完・融合し、協働して子育てをするための相互の結びつき。

依頼し、派遣する取り組みである。平成25年度には、56学校支援地域本部が設立され活動している。学校支援活動の内容は、授業におけるゲストティーチャーや学習サポーターなどの支援や読み聞かせ活動、部活動指導支援、図書室の本の整理や校内の樹木の剪定などの環境整備、登下校時の声かけや安全指導等である。

保護者や地域の人々が支援に入ることによって、子どもの学習への関心や意欲が高まったり、地域の子どもと大人が知りあい、声をかけあえる関係ができるなど学校や子どもにとってさまざまな効果が期待されている。

「放課後子ども教室事業」は、県内の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもが勉強やスポーツ・文化活動、地域の方々との交流等に取り組む活動である。この教室は、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりをめざしている。

「学びの教室事業」は、県内の小中学校を対象として、国語・算数・数学・英語等の基礎学力の定着を支援する活動を行っている。

また、学校教育法の一部改正により、学校設置者の主体的な判断で土曜日等に学校で授業を実施することが可能となってきた。大分県は、これらの国の動向をみきわめ、子どもの力を伸ばし自己実現を図ることをめざす活動を展開している。そこで、土曜日等における活動をサポートし教育環境の整備を図ることに努め、さらに県の事業を活用して地域の教育力を育成するために、学びの支援に積極的に取り組む事業を推進している。

第3節 「協育」ネットワーク事業の実施と関係者の評価

「協育」ネットワークで実施している「学校支援事業」や「放課後子ども教室事業」などは、おおむね学校や公民館などの受け入れ体制が整備されつつある。しかしながら、地域によってその取り組み状況に差異がみられる。この「協育」ネットワーク事業を展開する上で、コーディネーターの果たす役割は重要である。

「協育」コーディネーターは、地域課題や住民意識を調査分析するアナライザーとしても重要な役割を担っている。「協育」コーディネーターが行政職員と連携・調整して取り組みを実施することにより、住民ニーズにそった取り組みが具現化できると考えられる。

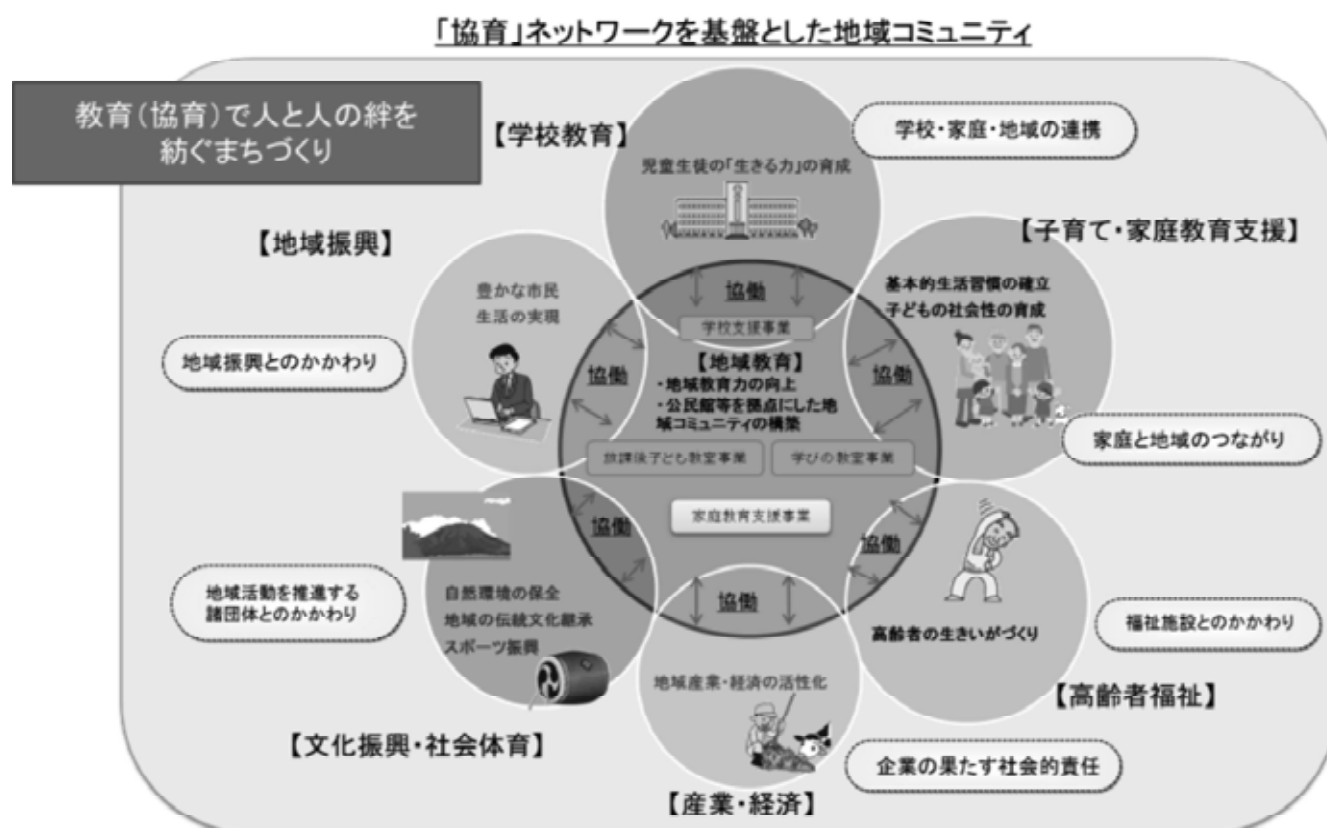
ここで学校支援を受け入れるための課題として教職員が指摘しているのは、教職員の仕事量の増大、児童生徒等の内部情報の管理、事故責任の所在が不明といったことである。しかし実際に学校支援を受け入れてみると、当初の懸念されたことはさほど問題ではなく、学校支援受け入れの効果がみられた。たしかに一時的に仕事量が増加したり日程調整等がうまくいかない場合も生じたが、結果的にはスムーズに運営された。「学校が子どもに期待できる効果」としては、校内生活の意欲等が向上、授業の理解力等が向上という回答が多かった。学校教育活動を地域住民が支援することにより、学校が活性化し、児童生徒に対してもよい影響が出ていることがわかる（※大分大学高等教育開発センター調査より）。

事実、児童生徒は「協育」ネットワーク事業により地域の人との交流・活動を望んでいる。他方、保護者もこの取り組みを高く評価し、地域との交流を通して、子ども親も地域の中の一人と認められ、守ってもらい、褒めてもらい、叱ってもらいたいと考えている。

第2章 「協育」ネットワークを基盤にした地域の教育力の活性化

第1節 「協育」ネットワークと地域教育の考え方

地域教育は、学校改革を地域の側からサポートするものであり、家庭や地域が学校と適切な役割分担を行いながら、子どもの育成活動の活性化を図るために展開される。この地域教育を核に各行政領域と連携協働し、地域の教育力の活性化を図ることが期待されている。例えば、地域教育を領域別に示すと以下のように図示できる。領域別内容については次節で述べる。



第2節 「協育」ネットワーク（地域教育）による地域・行政課題の解決方策

1. 地域教育と学校教育との連携協働

いうまでもなく、公教育としての学校教育は子どもの成長発達に重要な位置を占めている。しかし社会が複雑化、高度化した今日、社会の中には多様な教育・学習の機会や教育資源が存在している。そのような中で、学校が自己完結的に教育活動を担うことは不可能である。そこで、地域社会における教育・学習の機会や資源を活用した学校教育の活性化が考えられなければならない。いいかえるなら、学校教育が効果を上げるためには学校の重点目標や、達成指標等を視野に入れた校区ネットワーク会議での協議が必要である。とりわけ、コミュニティスク

ール制度を取り入れている地域では、学校運営協議会※2と校区ネットワーク会議の連携を欠かすことができない。これらの「会議」は、学校教育活動を十分に理解し、その活動を支えることが重要である。

たとえば、学校と十分に意見交換し、学習支援や体験活動をバランスよくプログラムした学びの支援を構築することが考えられなければならない。そこで「協育」コーディネーターは校長・教頭や担当の先生と十分に意見交換し、学校からの依頼等を受け支援活動を展開することが求められる。

2. 地域教育と子育て・家庭教育支援との連携協働

子育て・家庭教育支援は、地域福祉や学校支援との関わりを通して行うことが重要である。なぜなら、子育て・家庭教育支援を行うことで子どもが変わり、地域社会や学校での教育活動も充実すると考えられるからである。学校は地域社会の中にあり、学校を取り巻く地域人材の存在とその支援組織は、子育て・家庭教育支援にとっても有効な働きをするものと思われるからである。

地域において「協育」コーディネーターは、子育て・家庭教育支援組織の中核的な役割者として活動することが期待されている。「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」の指導員はこの支援組織のスタッフとして、一緒に活動することが望まれる。さらに、協力者として社会教育団体の代表者や社会体育の指導者などが参画し、この支援組織をサポートしていただくことが大切である。あわせて、そのような人々を窓口とした子育て・家庭教育に関わる問題解決のための「家庭教育支援チーム」をつくり、問題が生じた家庭へ支援員を派遣するシステムを構築することも考えられなければならない。そのような支援員にとって、民生委員・児童委員との連携協働は不可欠である。また、子育て・家庭教育支援を展開するための拠点として校区内の公民館を利用することが重要であり、住民自治協議会など住民自治組織との連携も欠かすことができない。

3. 地域教育と高齢者福祉との連携協働

今日、地域においては少子高齢化の進行が著しく、高齢者と子どもとの関わりもきわめて少なくなっている。そこで、社会教育と福祉の連携による高齢者と子どもとの関わりを通して、子どもの学びや高齢者の生きがい、ひいては大人社会の再構築につながる活動の展開が求められる。地域の中で高齢者と関わる機会が展開され、公民館等で開催される高齢者向けの講座などが今以上に充実すると、生涯学習が高齢者の生きがいにもつながるといえよう。

そこで「協育」ネットワークを基盤にし、教育力を高めるためにさまざまな機関との連携協働を図り、地域の絆づくりと活力あるコミュニティの構築がめざされている。現在公民館等では、社会福祉協議会が主催する高齢者の居場所づくり

※2 学校運営協議会：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、保護者や地域住民などから構成される機関でコミュニティ・スクールに設置される。学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。

であるサロン活動※³が実施されている。その中で、この活動に関わる地域人材の養成と拠点施設づくりが課題となっている。そのため、「協育」ネットワークの関係者が地域福祉との関わりを深め、地域課題の解決に資する取り組みが必要である。

社会教育と社会福祉が連携協働することは、子どものみならず高齢者を取り巻くよりよい生活環境をつくる上で大切な要素である。そのような連携協働は、大人社会の再構築や地域の活性化にとっても欠かすことができないものである。

4. 地域教育と産業・経済との連携協働

学校と社会をつなぐ生きた学びの場として、地域の事業所（企業）を巻き込んだ地域教育の視点が必要である。特に地域の事業所（企業）と連携した職場見学、職場体験活動は、子どもの望ましい勤労観や職業観を育成し、今教育に求められている「学ぶこと・働くことの意義」の理解と「生きる力」の育成に大きく寄与する。

職場見学、職場体験活動を円滑に推進するために、事業所（企業）はこの教育支援を社会から強く要請されている企業の社会貢献活動の一環と積極的にとらえ、会社PRや職場の活性化に活用する事のみならず、子どもの健全な育成を通じて地域の発展をもたらすことに価値を見出すことが求められている。

学校は職場見学、職場体験活動の目的を子ども一人ひとりに明確に示すことが重要であり、さらには、この活動が学校と事業所（企業）との個別のやりとりの中だけで行われることを極力避け、組織的な広がり求めなければならない。そのためには校区ネットワーク会議や公民館が、地域の事業所（企業）と強い信頼関係を築きあげ、学校が行うキャリア教育※⁴についての橋渡しの役割を担うことが大切である。

5. 地域教育と文化振興・社会体育との連携協働

人々の生活にとって、地域の文化や地域での体育活動は重要な意味を持っている。地域の中で生活する子どもや大人は、地域の文化を学び継承し育てることで文化への興味を喚起し、豊かな感性を育てていくことができる。これは学ぶ意欲の基礎となるものであり、学習社会の形成にも重要な役割を果たしているといえよう。また、体育活動を通して健康づくり体力づくりを行うことは、地域の中でよりよい生活を行う上での基礎となるものである。なお社会体育ではスポーツを通して、地域の仲間づくりすすめる「総合型地域スポーツクラブ」の設立を推進し、数多くの組織が活動を始めている。

このように「協育」ネットワークの活動を通して、人々と交わりつながり合い、地域教育の担い手を育成し、地域住民が地域で活躍することが期待されている。

※³ サロン活動：小地域を単位として要援護者一人一人に近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開するもの。

※⁴ キャリア教育：児童生徒一人一人が社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

6. 地域教育と地域振興との連携協働

地域振興や地域課題解決を目的とした協議会（〇〇地区まちづくり協議会等）が、県内各地域で発足してきている。公民館はこのような協議会の拠点となることが多いので、校区ネットワーク会議との調整を公民館職員が担えれば情報共有が可能となる。地域での教育活動や学校、地域社会、行政の連携協働をうまく機能させるためには、地域の拠点となっている公民館の役割が重要である。

公民館が「協育」ネットワークの要となるためには、学校や行政が必要とする情報をどれだけ収集できているか、またその情報をもとに的確に助言ができるかという点にかかっている。とりわけ学校・行政が必要とする情報として、学校行事等で活用できる地域の団体・指導者の情報、行政施策（子育て支援、福祉・健康・介護、地域振興、文化振興、社会体育、人権問題啓発、読書活動、担い手人材育成など）の推進母体となりうる団体・人材の情報などがあげられる。この点については、日ごろの主催事業や貸館を通じて情報収集ができると考えられる。

第3章 「協育」ネットワーク事業の推進と社会教育行政

第1節 これからの「協育」ネットワーク事業の形成・展開

1. 総合的な子ども支援

「協育」ネットワークの必要性は第1章ですでに述べられてきたが、本節の課題を考えるため再度簡単に整理してみる。現代のように高度化、複雑化、情報化した社会においては学校教育が自己完結的に子どもの教育を担当することは不可能である。いいかえれば、教育にかかわりうる人材や組織（団体）は社会のいたるところに存在し、そのような人材や組織（団体）を活用しなければ、（学校）教育の目的を達成することが困難になってきているといえよう。「協育」ネットワーク事業は、学校のさまざまな教育活動に多方面からの教育力を導入し、学校教育の活性化をねらったものである。つまり「協育」とは学校、家庭、地域社会をはじめとする社会におけるさまざまな人材や組織（団体）が連携してネットワークを創り、それぞれの教育機能を補完・融合させて協働して子どもの教育にあたることであり、総合的な子ども支援である。同時に「協育」ネットワーク事業に参画することにより、関係する地域住民や地域の組織（団体）は活動を通して自らの立場を確認し、課題や問題点の克服のために自己学習を行うことができる。このような活動は地域住民に学習機会を提供し、地域住民の相互学習を推進するものであり、結果として地域の活性化につながることも見逃せない。

なおこのような活動を展開する際、子どもに対する組織（団体）の教育作用がそれぞれ別方向のベクトルを形成するなら、その教育効果は期待できない。そこで最大限の教育効果を発揮するためにも家庭、学校、地域社会における組織（団体）の教育ベクトルが共通の方向を指向し、協働して教育に取り組むことが必要になる。

2. 「協育」ネットワーク事業の展開

周知のように地域社会には、子どもの教育にかかわるさまざまな組織（団体）が存在する。従来家庭、学校、地域社会の三者による「協育」ネットワーク事業の形成・展開が考えられてきた。しかし、今後「協育」ネットワーク事業の充実・深化を図るためには、地域社会の中で、子どもの教育に関わる諸活動を組織化し、さらにそれを支える諸組織を領域などに留意し細分化し精査したうえで、「協育」ネットワーク事業の構成や展開を考える必要がある。たとえば、すでに第1章で展開された「学校支援事業」や「放課後子ども教室事業」、「学びの教室事業」等はその代表的なものであり、学校とこれらの事業あるいはこれらの事業間の連携協働をどう考えるのかということは重要な課題である。

また家庭と学校以外で、地域社会に存在する「協育」ネットワーク事業にかかわる分野（領域）には多様なものがあると思われる。本会議は地域社会に存在し、「協育」ネットワーク事業に一定の影響をもつと思われる領域として、「学校教育」、「子育て・家庭教育支援」「文化振興・社会体育」、「産業・経済」、「高齢者福祉」、「地域振興」の領域をかかげ、これらのネットワーク形成と事業の展開を図ることの重要性を指摘してきた。というのは、このような領域が子どもや地域住民と独自のかわりを有し、コミュニティ形成に一定の影響を有しているからである。これらの領域が、それぞれの役割を果たすことを通して「協育」ネットワークを形成することにより、子どもに対するいっそうの教育効果を発揮することが可能になるといえよう。また、地域住民同士の学びを通してのつながりは人材育成を可能にし、それにより大人社会の再構築による「地域教育力」の向上が期待できると思われる。

第2節 「協育」ネットワーク事業の充実・深化を図る社会教育行政

1. 社会教育活動と社会教育行政

社会教育行政とは簡単にいうなら、国及び地方公共団体が法律に基づき、社会教育の目標を達成するために必要な諸条件の整備確立をはかる活動である。戦後の教育行政改革は、教育行政が法律によって行われることを基本原則とした。今日の社会教育のあり方を規定した法律に社会教育法があるが、社会教育法第3条は「国及び地方公共団体は・・・すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」と、国及び地方公共団体の「環境醸成」、「条件整備作用」を規定している。

なお社会教育行政の対象領域は教育基本法、社会教育法等に明示されているように、きわめて広範囲にわたっているが、重要なことはその活動が地域社会の実状や人々の意向を十分反映させたものでなくてはならないということである。このことを念頭において考えると、社会教育行政は社会教育法に示されているように、ある種のサービス行政としての性格をもつものであり、社会教育に対する地域住民の要請や解決すべき課題に積極的に取り組むことが求められる。したがって地域社会における子育てや課題解決、さらに昨今求められている地域住民相互の「絆づくり・かわり」を通しての地域社会の再構築などにおいて、それらの

活動をサポートする社会教育行政が求められている。

今日「協育」ネットワークの形成という視点で教育活動を考えた場合、すでに指摘したように学校と家庭との連携、さらには地域において実施されている「協育」ネットワーク事業の効果的展開という点からも、「環境醸成」、「条件整備作用」としての社会教育行政の役割の重要性が指摘できる。いいかえれば「地域の環境・文化・スポーツ」や「産業・経済」、「福祉」、「行政」等多くの領域が独自の機能を果たしつつ連携協働することなくして「協育」ネットワーク事業の進展は不可能であり、「協育」ネットワーク事業の効果的な推進のためには諸領域間の指導・助言、調整役等として、社会教育行政に重要な役割が期待されているのである。社会教育行政がリーダーシップを発揮することにより、地域における教育効果が期待できると思われる。

2. 「協育」ネットワーク事業の充実・深化と社会教育行政

このような「協育」ネットワークの充実・深化に社会教育行政はどのような役割を果たすべきであろうか。今日人々は多様な教育・学習要求を持ち、このような多様な教育・学習要求をみたすためにも、国や地方公共団体による社会教育の実施が期待されている。社会教育行政の主要な役割は、人々の多種・多様な自発的学習を基礎として行われる社会教育を促進・援助して、できるだけ多くの人々の教育的要求を満足させ、個人と社会の幸福をはかることである。

たとえば、平成25年4月に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」^{※5}においては、絆づくりと活力あるコミュニティ形成のために、学校と地域の連携協働体制の構築が謳われている。これらの施策のねらいである連携協働体制の構築のために、社会教育行政には多大な期待がかけられている。また学校教育法施行規則の一部改正にともない、土曜授業の実施が可能になったが、これは学校と家庭、地域社会との連携協働を視野に入れた改正といえよう。これらの施策がねらいとしている連携協働体制を構築するために、社会教育行政に対し多大な期待がかけられているといえる。

このような観点に立つなら、社会教育行政は従来とは異なり労働、福祉、保健、農林水産といった社会教育行政以外の領域とも関係性を深める必要がある。というのは、いずれの領域も何らかの形で視点を異にしながらも、個別的に社会教育・生涯学習施策に取り組んでいるからである。そしてそのような施策を通して地域の教育活動、地域の人材育成に寄与しているといえよう。各領域の学習活動等で育成された人材は、結果として「地域の教育力」向上に寄与しうる可能性を秘めていると思われる。そこで「協育」ネットワークを形成し事業を展開することにより、効果的な教育活動を展開するためにも各領域の教育関係事業の連携や統合が望まれるのである。社会教育行政は、このような学習支援、人材育成に人的・財政的支援を通じてアプローチする必要があると考えられる。視点を変えれば、各領域が行う教育・学習活動を連携・統合する「総合行政」としての社会教育行政が展開されねば、「協育」ネットワークの充実・深化による教育効果は期待できないといっても過言ではない。

※5 第2期教育振興基本計画：教育基本法に基づき政府が策定する教育に関する総合計画。計画期間は平成25年度～29年度。

大分県においては「教育の協働」という観点から「協育」ネットワークの形成に力を注ぎ、事業を展開し、一定の成果を上げてきた。この「協育」ネットワークをいっそう充実させ深化を図るためには、多様な学習支援や人的・経済的支援を通し、人々の社会教育活動をサポートするために、教育委員会部局を中心とした「総合行政」としての社会教育行政のあり方が考えられなければならない。

なお、このような社会教育行政を推進するためには、人的資源としての社会教育関係職員、とりわけ社会教育主事の役割が重要になる。「教育の協働」、「協育」ネットワークの形成それによる教育活動の推進を考えると、あらためて社会教育主事の位置や役割を多様な観点から捉えなおす必要があるだろう。そのためには、社会教育総合センターなどを利用して社会教育関係職員の資質の向上を図る研修機会の提供がなされなくてはならない。

3. 社会教育行政の点検・評価

今日行政機関は実施した活動の成果を検証し、さらなる効果的な取り組みを行うために評価の実施が求められている。評価は目標達成に向けて活動計画を策定（Plan）し、実践（Do）を行い、目標の達成状況を評価（Check）し、計画の改善（Action）に資するために行うものである。評価は活動の組織的・継続的改善を図るために必要不可欠なものである。

そこで社会教育行政はこれまでさまざまな組織（団体）等により実施されてきた「協育」ネットワークの形成や事業がいかなる効果をあげたか、あるいはどのような課題を内包しているか等を評価・点検することなしに、今後「協育」ネットワーク事業を支援することはできない。

そこであらゆる機会—事業展開の途中や事業終了後等—にPDCAサイクルに基づき、事業にかかわる社会教育行政を個別的視点から評価し点検することが求められる。その評価・点検のプロセスを通して、問題点の克服と新たな視点からの社会教育行政の進め方が提示されねばならない。その意味で評価・点検の機会を定期的に設けることが必要になる。なおこの際改善（対策）にとどまらず、その改善（対策）がどのような効果をもたらしたかを精査することにより、さらに改善の質を高めることが重要である。その意味で、PDCA—A（効果検証：Achievement）サイクルを念頭においた社会教育行政の推進が考えられなければならない。

《 卷 末 資 料 》

《 卷末資料 》

資料1	大分県社会教育委員名簿	10
資料2	調査審議のための専門部会構成	11
資料3	調査審議の経過	12
資料4	関係法規	13
	○教育基本法（抄）	
	○社会教育法（抄）	
資料5	「協育」ネットワークを活用した総合的な学習支援	14
資料6	「協育」ネットワークを基盤とした地域コミュニティ	15
資料7	土曜日等の教育環境に係る国の動向、県の方向性	16
資料8	「協育」ネットワークを基盤とした放課後及び土曜日の教育環境の拡充	17

大分県社会教育委員名簿

資料 1

任期：自 平成25年5月1日 至 平成27年4月30日

選出分野	氏名	役職名
学校教育関係者	うちの まなみ 内野 真奈美	学校法人いずみヶ丘学園どんぐり幼稚園理事長
	まつき きょうせい 松木 教生	杵築市立山香小学校長
	ひぐち てつし 樋口 哲司	臼杵市立南中学校長
	おおくぼ かずひろ 大久保 和弘	大分県立杵築高等学校長
社会教育関係者	なぎ あずみ 枝木 東海	大分県立由布高等学校PTA会長
	よしい かよ 吉井 賀代	大分県PTA連合会臼杵地区事務局長
	いたい せいいち 板井 清一	臼杵市中央公民館社会教育主事
	これまつ しやうぞう 是松 章三	「明日を見つめる'あき21」会長
	おぼた たるみ 小畑 たるみ	NPO法人こどもサポートにつこ・にこ理事
	さとう こういち 佐藤 公一	日本ボーイスカウト大分県連盟理事
	しまづ よしえ 島津 芳枝	宇佐市民図書館主任（司書）
家庭教育の向上に資 する活動を行う者	たかくら さとみ 高倉 佐登美	地域の教育力を考える町民会議副会長
	にしかわ まゆみ 西川 真弓	大分市子育て支援課参事（保育士）
	ほり まさみ 堀 正美	元竹田市民生委員児童委員協議会主任児童委員会会長
	あべ きみこ 安部 紀美子	NPO法人アンジュ・ママン理事
	むらた ひろこ 村田 広子	別府市放課後児童クラブ連絡協議会副会長
学識経験者	はしもと ひとし 橋本 均	株式会社マリーンパレス代表取締役社長
	いちがたに ようこ 市ヶ谷 洋子	国際ソロプチミスト会員
	こじょう かずのり 古城 和敬	大分大学理事（教育担当）
	やまさき きよお 山崎 清男	大分大学教育福祉科学部教授

調査審議のための専門部会構成

総務部会委員

正・副	選出分野	氏名	備考
部会長	学識経験者	山崎清男	大分大学教育福祉科学部教授
副部会長	家庭教育	村田広子	別府市放課後児童クラブ連絡協議会副会長
	学校教育	内野真奈美	学校法人いずみヶ丘学園どんぐり幼稚園理事長
	社会教育	枝木東海	大分県立由布高等学校PTA会長
	家庭教育	堀正美	元竹田市民生委員児童委員協議会主任児童委員会会長
	社会教育	佐藤公一	日本ボーイスカウト大分県連盟理事
	学校教育	松木教生	杵築市立山香小学校長
	家庭教育	西川真弓	大分市子育て支援課参事（保育士）

学校教育部会委員

正・副	選出分野	氏名	備考
部会長	学校教育	内野真奈美	学校法人いずみヶ丘学園どんぐり幼稚園理事長
副部会長	社会教育	枝木東海	大分県立由布高等学校PTA会長
	学校教育	樋口哲司	臼杵市立南中学校長
	社会教育	島津芳枝	宇佐市民図書館主任（司書）
	家庭教育	安部紀美子	NPO法人アンジュ・ママン理事
	学識経験者	古城和敬	大分大学副学長

家庭教育部会委員

正・副	選出分野	氏名	備考
部会長	家庭教育	堀正美	元竹田市民生委員児童委員協議会主任児童委員会会長
副部会長	社会教育	佐藤公一	日本ボーイスカウト大分県連盟理事
	学校教育	大久保和弘	大分県立杵築高等学校長
	社会教育	是松章三	「明日を見つめる'あき21」会長
	社会教育	小畑たるみ	NPO法人こどもサポートにっこ・にこ理事
	家庭教育	高倉佐登美	地域の教育力を考える町民会議副会長

地域振興部会委員

正・副	選出分野	氏名	備考
部会長	学校教育	松木教生	杵築市立山香小学校長
副部会長	家庭教育	西川真弓	大分市子育て支援課参事（保育士）
	社会教育	吉井賀代	大分県PTA 連合会臼杵地区事務局長
	社会教育	板井清一	臼杵市中央公民館社会教育主事
	学識経験者	橋本均	株式会社マリーンパレス代表取締役社長
	学識経験者	市ヶ谷洋子	国際ソロプチミスト会員

調査審議の経過

○平成25年度（建議骨子検討、研究調査）

【大分県社会教育委員会議】

平成25年 5月27日（月） 第1回大分県社会教育委員会議
平成25年 8月30日（金） 第2回大分県社会教育委員会議
平成26年 2月21日（金） 第3回大分県社会教育委員会議

【大分県社会教育委員会議視察】

平成25年 7月23日（火） 大分県社会教育委員会議視察
（佐伯市立佐伯小学校、杵築市中央公民館・山香中央公民館）

【専門部会】

平成25年10月16日（水） 第1回総務部会
平成25年10月24日（木） 学校教育部会
平成25年10月30日（水） 家庭教育部会
平成25年11月 6日（水） 地域振興部会
平成25年12月20日（金） 第2回総務部会

○平成26年度

【大分県社会教育委員会議】

平成26年 4月23日（水） 第1回大分県社会教育委員会議
平成26年11月 4日（火） 第2回大分県社会教育委員会議
・中間まとめ
・教育委員と意見交換
平成27年 1月15日（木） 第3回大分県社会教育委員会議
・大分県教育庁社会教育課長へ建議

【専門部会】

平成26年 7月17日（木） 第1回総務部会
平成26年 8月18日（月） 合同専門部会
平成26年12月25日（木） 第2回総務部会（部会長会）

関係法規

資料 4

○教育基本法（抄）（昭和22年法律第25号）・改正平成18年法律第120号）
（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○社会教育法（抄）（昭和24年法律第207号・改正平成20年法律第59号）
（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

（略）

13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

「協育」ネットワークを活用した総合的な学習支援

(目標) 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携して子どもの自己実現を支える

平成23年度
～25年度

学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業
(地域「協育力」向上支援事業)

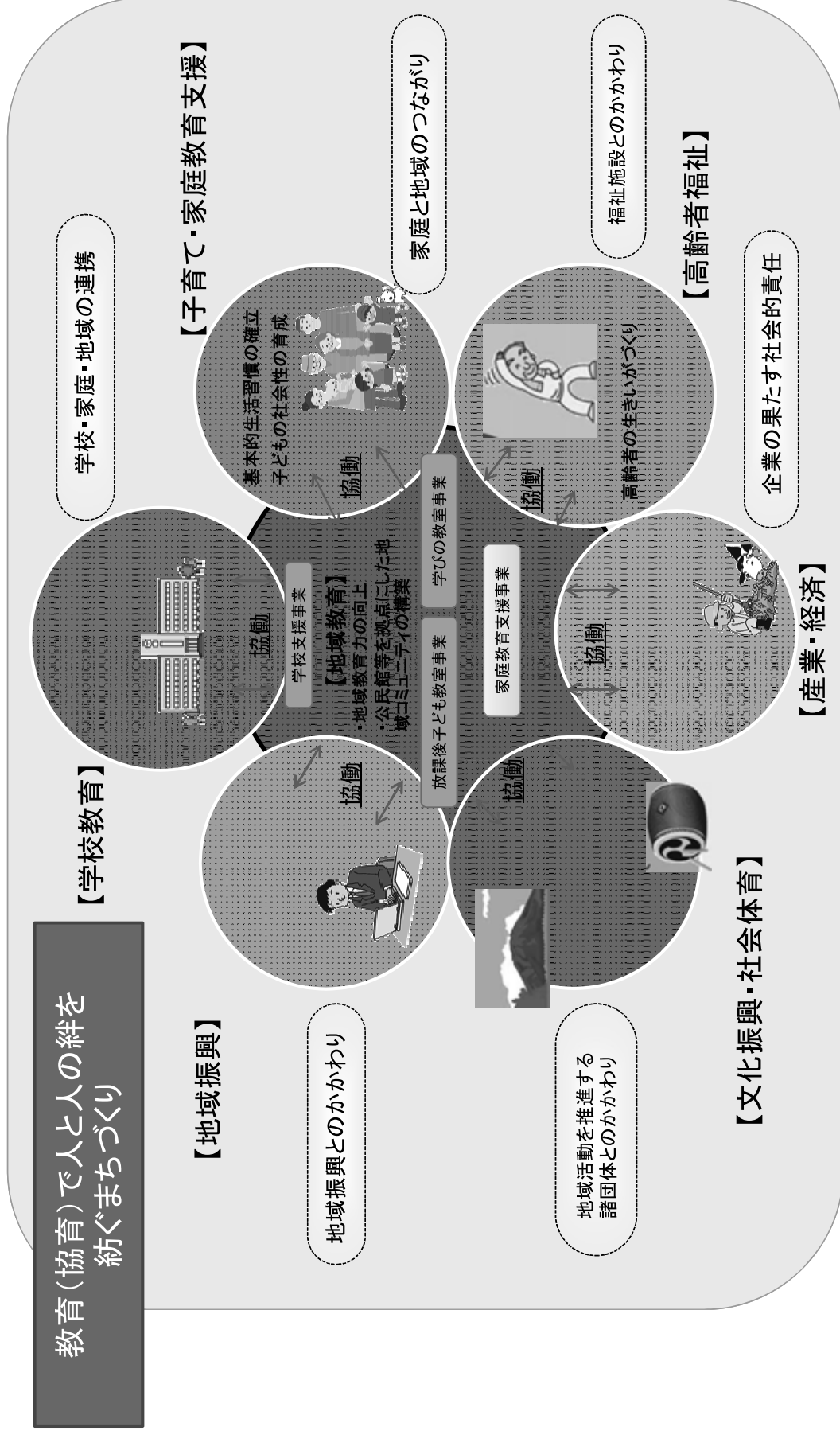


【地域を担う人材の育成と期待される効果】=「社会教育」

○学習成果の還元と生きがいづくり

○大人社会の再構築と地域の教育力向上

○生涯学習社会の形成



第2期教育振興基本計画(抜粋)

4つの基本的方向性
 (4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 〈成果目標8〉 互助・共助による活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備
 【基本施策20】 絆づくりと活力あるコミュニティ形成に向けた地域コミュニティの形成
 ・学校支援地域本部、放課後子ども教室の実施
 ・学校、公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成

【基本施策22】 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実
 ・コミュニティの協働による家庭教育支援
 ・問題を抱える家庭への支援

土曜日等の教育環境に係る国の動向、県の方向性

① 国の動向

平成25年6月14日 第2期教育振興基本計画閣議決定

【基本的方向性の4】絆づくりと活力あるコミュニティの形成 全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築

平成25年11月29日 学校教育法施行規則の一部改正

学校設置者の主体的な判断で土曜日等に学校で授業を実施することが可能。

(趣旨) 学校・家庭・地域の連携により、土曜日の授業や地域における多様な学習、体験活動等の機会を充実。

〈文部科学省「土曜授業に関する検討チーム」最終まとめ〉

平成25年度全国学力・学習状況調査及び保護者に対する調査より

「児童生徒の土曜日の過ごし方について」【小学生】

学校や家庭以外の学習塾、習い事・スポーツ等の地域活動に参加していない子どもの割合

午前中(59.1%) 午後(56.1%)

午後(56.1%)

② 県の方向性

平成25年12月6日 学校教育法施行規則の一部改正について(通知)

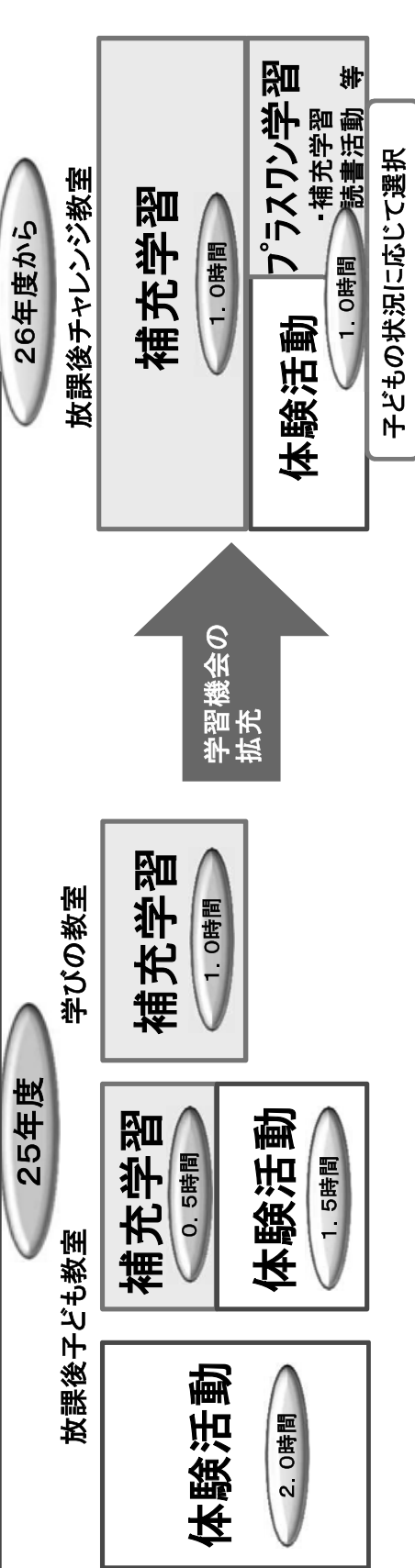
1. 子どもたちの土曜日等における教育環境の充実を図ることは重要である。
2. 学校設置者の主体的な判断で土曜日等に授業を実施することができる。
3. 県の事業も活用して、地域の教育力を活用した学びの支援に積極的に取り組んでいただきたい。

学校との連携

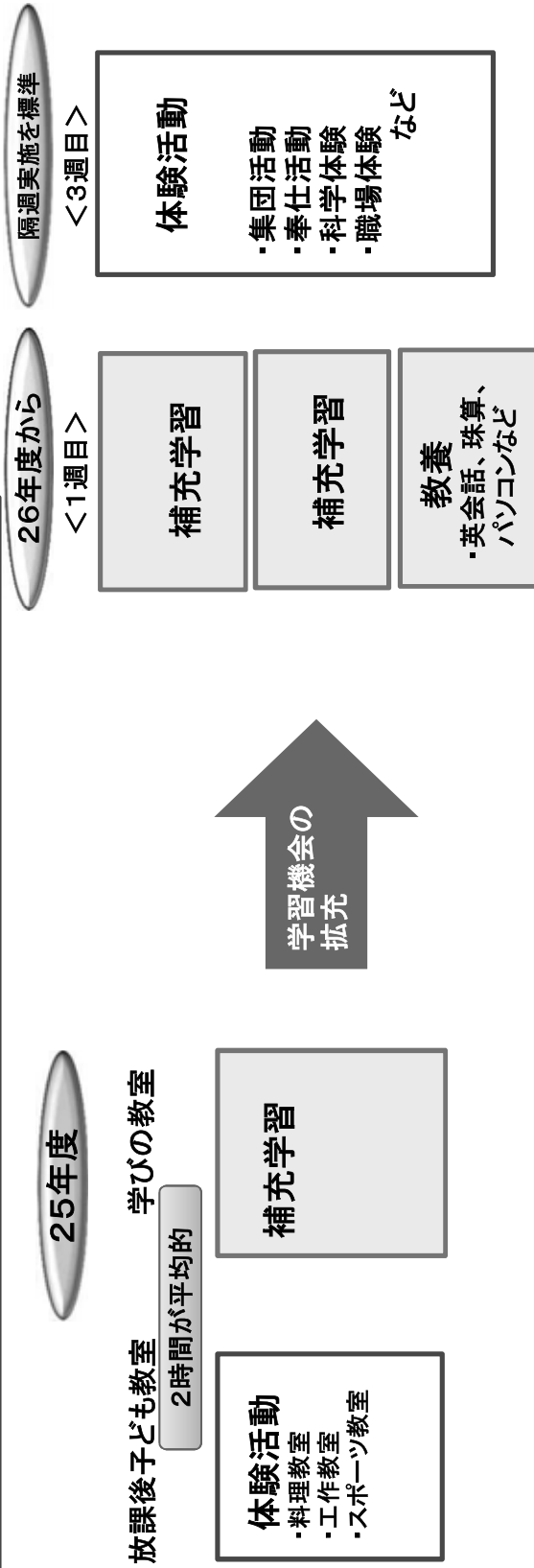
子どもの力を伸ばし
自己実現を図る

「協育」ネットワークを基盤とした放課後及び土曜日の教育環境の拡充

① 平日の取組(水曜日を基本):「放課後チャレンジ教室」



② 土曜日の取組:「土曜教室」



《 建 議 の 概 要 》

「『協育』ネットワークの充実を図るための社会教育行政
の推進」(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

『協育』ネットワークの充実を図るための社会教育行政の推進」(建議概要) 研究調査期間(H25～H26)

1 「協育」ネットワーク事業の必要性【第1章】

学校

- ・諸課題の解決を家庭や地域との連携協働のもとにすすめようとする意識の低さ

家庭

- ・家庭の教育力の低下と地域とのかかわりの不十分さ
- ・子育て環境の厳しさの増加

地域

- ・地域の連帯感や人間関係の希薄化
 - ・大人のモラルの低下
 - ・子どもを地域で育てるという意識の希薄化
- ↓
地域の教育力の低下

「協育」ネットワーク(地域教育)による地域・行政課題の解決方策

① 地域教育と学校教育との連携協働

- ・学校の重点目標や、達成指標等を視野に入れた校区ネットワーク会議での協議が必要。
- ・「協育」コーディネーターと学校側との十分に意見交換が必要。

② 地域教育と子育て・家庭教育支援との連携協働

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室の指導員は支援組織のスタッフとして、一緒に活動することが望まれる。
- ・「家庭教育支援チーム」をつくり、家庭へ支援員を派遣するシステムの構築が必要。

③ 地域教育と高齢者福祉との連携協働

- ・地域福祉との関わりを深め、地域課題の解決に資する取り組みが必要。

④ 地域教育と産業・経済との連携協働

- ・校区ネットワーク会議や公民館が、地域の事業所(企業)と強い信頼関係を築きあげ、学校が行うキャリア教育についての橋渡しの役割を担うことが大切。

⑤ 地域教育と文化振興・社会体育との連携協働

- ・地域の文化への興味の喚起し、豊かな感性を育てていくことが重要。
- ・「総合型地域スポーツクラブ」の設立を推進し、数多くの組織が活動を開始。

⑥ 地域教育と地域振興との連携協働

- ・地域の拠点となっている公民館の役割が重要。

2 県内の「協育」ネットワーク事業の現状【第1章】

H19年度からの「協育」ネットワークづくり

- 「協育」コーディネーターを中心に3事業を実施
- ・学校支援事業
- ・放課後子ども教室(H26より放課後チャレンジ教室)
- ・学びの教室事業(H26より土曜教室)

「協育」ネットワーク事業の実施と関係者の評価

- ・学校や公民館などの受け入れ体制の整備が進行中
- ・地域による取り組み状況の差異

4 「協育」ネットワーク事業の推進と社会教育行政【第3章】

これからの「協育」ネットワーク事業の形成・展開

- ・総合的な子ども支援を行う「協育」ネットワーク事業を通しての大人社会の再構築による「地域教育力」の向上。

「協育」ネットワーク事業の充実・深化を図る社会教育行政

- ・社会教育行政以外の領域が行う教育・学習活動を連携・統合する「総合行政」としての社会教育行政の展開が必要。

社会教育行政の点検・評価

- ・事業展開の途中や事業終了後等にPDCAサイクルに基づき、事業にかかわる社会教育行政を個別的視点から評価し点検することが必要。
- ・PDCA-A(効果検証: Achievement)サイクルを念頭にいただいた社会教育行政の推進が必要。

県立別府青山高校における生徒指導要録等の誤廃棄について

1 所属・内容等

所 属：大分県立別府青山高等学校

内 容：第3学年生徒の生徒指導要録及び入学時に提出された住民票、
第2学年生徒の学習成績一覧表を、保管していた金庫ごと誤って
廃棄したもの

2 経 緯

○発覚した経緯

平成27年1月28日（水）午前 ホームルーム担任が、事務長に、「生徒指導要録をみたい」と申し入れた際、生徒指導要録等を保管していた金庫が見当たらないことにより発覚

○廃棄に至る経緯

- ・平成26年12月12日（金）職員室改修工事前の打ち合わせの際に、生徒指導要録等が入っている方の金庫（鍵がかかっていた）を、使用していない方の金庫と勘違いし、工事業者に処分するように依頼してしまった
- ・平成26年12月19日（金）工事業者は、当該金庫を産廃業者に渡し、産廃業者はそのまま粉砕処理した

○発覚後の対応

- ・平成27年1月29（木）午前、校長が県教育庁高校教育課長に報告
- ・産廃業者に処理状況を確認したところ、個人情報流出は認められなかった
- ・現存する資料にもとづいて生徒指導要録等の復元を行っている

津久見高等学校海洋科学学校実習船教育の今後の方向性について

高校教育課

1 現状・課題について

海洋科学学校は県唯一の水産高校であり、ハワイ沖等での遠洋航海実習などの水産教育や地元商店街等と連携したマリンスクールなど特色ある学校づくりを進め、水産業や海運業など海洋関連産業の将来を担う人材を育成している。

特に、専攻科（2年制）は、3級海技士の筆記試験が免除される養成施設として国土交通省から認可され、海運業等に有為な人材を輩出している。

【課題】

- 海洋科学学校実習船「新大分丸」の老朽化の進行（H12竣工、現在15年目）
- 大型実習船（499tの場合）の建造には約12.6億円が必要
(H18千葉県「千潮丸」（499t）の例)
- 3級海技士養成のためには大型実習船が必要
- 一定の資格・スキルを持った船員（実習船乗組員）の確保が必要

2 本県と香川県との実習船共同運航について

上記課題を解決し、さらに魅力的な水産教育を行うため、本県と香川県とで実習船の共同建造・運航に向けた協議を開始する。

- 大分県立津久見高等学校海洋科学学校
 - ・所在地 大分県臼杵市大字諏訪254-1-2
 - ・規模 各学年1学級1学科（海洋）
- 香川県立多度津高等学校
 - ・所在地 香川県仲多度郡多度津町栄町1-1-82
 - ・規模 各学年6学級6学科（機械、電気、土木、建築、海洋技術、海洋生産）

3 目指す方向性について

※下記は、両県で確認している目指す方向性であり、今後、詳細を検討する。

両県で共通の実習船を建造し両県水産教育の一層の充実を図るとともに、共同運航を通じて両校の生徒・教員等の交流を進める。

【共同運航の内容】

- ・5級海技士（本科生）、3級海技士（専攻科生）養成の水産教育
- ・ハワイ沖等での遠洋航海実習（マグロ延縄実習）
- ・両校生徒・教員等の交流を図る教育活動

【メリット】

- 本県の海洋関連産業の将来を担う有為な人材の育成を図ることができる。
- 最新の大型実習船により、安全で魅力的な水産実習等を行うことができる。
- 水産教育に係る長期ビジョンの策定により船員等の計画的な人材確保ができる。

※ 他県事例：福岡県、長崎県、山口県の3県で、平成22年度から共同運航実施